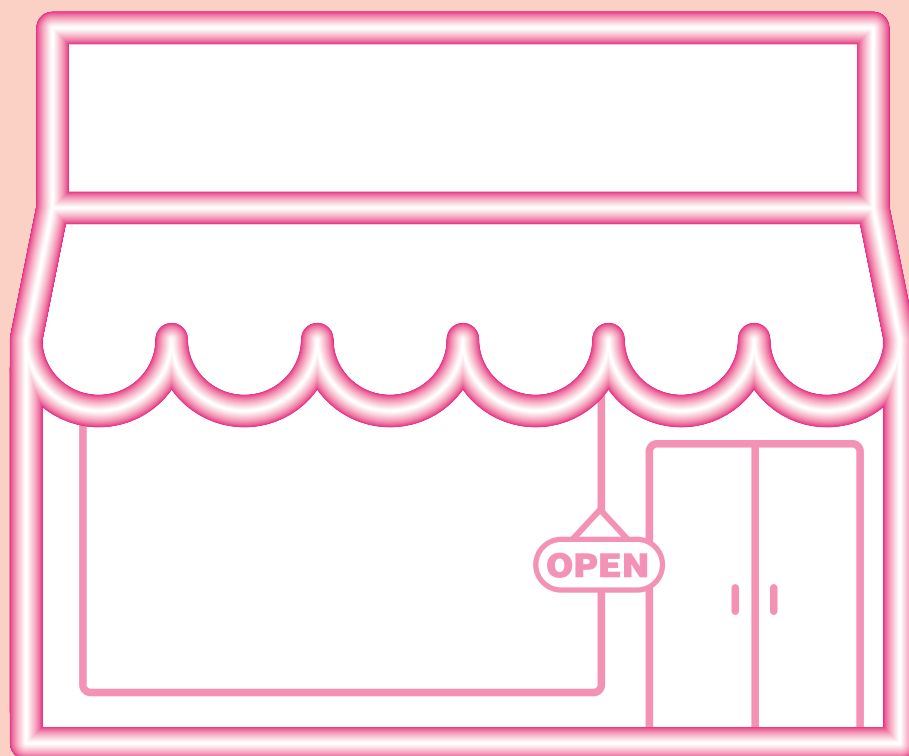


企業総合保険 ご契約のしおり

—ご契約の手引き—

—企業総合保険の約款—

企業



この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されておりますので、ご一読いただき保険証券および「パンフレット兼重要事項説明書」とともに大切に保管してください。



はじめに

日頃より東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このご契約のしおりは企業総合保険についてご説明したものです。詳細は普通保険約款や特約をご一読いただき、内容をよくご確認くださいませようお願いいたします。

弊社はこれからもお客様の信頼を原点に、安心と安全の提供を通じて、豊かで快適な社会生活と経済の発展に貢献すべく努めてまいります。

どうぞ今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

ご契約のしおり

この冊子には、ご契約についての大切なことがらが記載されており、以下の構成となっております。

I. ご契約の手引き

保険証券の表示内容、保険金のお受取りまでの流れ、お支払いする保険金の概要一覧等、ご契約後にご留意いただきたいことをご説明しております。

II. 企業総合保険の約款

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。また、約款の見方等についてもご説明しております。ご契約の手引きとあわせてご一読いただき、ご契約内容をご確認くださいませようお願いいたします。

商品の仕組みやご契約に関する重要な事項等（基本となる補償や主な特約の概要、告知義務、補償の重複に関するご注意等）は、ご契約時または更新時にご案内した企業総合保険の「パンフレット兼重要事項説明書」をご確認ください（「パンフレット兼重要事項説明書」は弊社ホームページでもご確認くださいませ。）。

- ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。また、ご契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合は、ご契約者から被保険者（補償を受けられる方）にご契約内容やこの冊子の内容をご説明ください。
- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- 弊社代理店には、告知受領権があります。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

「ご契約のしおり（約款）」の内容は、ホームページでもご確認くださいませ。
上記URLよりアクセスのうえ、是非ご参照ください。



Web約款

ホームページで約款をご確認いただけます。

「Green Gift」プロジェクト実施中！「Green Gift」プロジェクトとは？



弊社では、地球環境保護のために紙資源の使用量削減に取り組んでおり、使用量削減額の一部をマングローブ植林をはじめとした国内外の環境保護活動に役立てる「Green Gift」プロジェクトを展開しています。この「Green Gift」プロジェクトでは、「ご契約のしおり（約款）」等を弊社ホームページ上でご確認ください方法（Web約款等）をご選択いただいたお客様をパートナー（Green Giftパートナー）として、弊社からマングローブ植林をはじめとした国内外の環境保護活動に寄付を実施します。

目的別もくじ

こんなときは

こちらをご参照ください

ページ

ご契約内容の確認について

目的 1 いつから補償が開始されるのか知りたい

- I 1 ① 保険証券の表示内容(財産補償条項) ⑥ 保険期間 8
② 保険証券の表示内容(休業補償条項) ⑥ 保険期間 10

目的 2 保険証券の見方を知りたい

- I 1 ① 保険証券の表示内容(財産補償条項) 8
② 保険証券の表示内容(休業補償条項) 10

目的 3 支払われる保険金の内容について知りたい

- I 4 お支払いする保険金の概要一覧 16

事故が起こった場合

目的 4 事故が起こった場合に行わなければならないことが知りたい

- I 3 ① 罹災後の対応(主なもの)
(財産補償条項・休業補償条項共通) 12

目的 5 保険金の受取りまでの流れを知りたい

- I 3 ② 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ
(財産補償条項) 14
③ 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ
(休業補償条項) 15

ご契約内容の変更等について

目的 6 契約内容に変更が生じた場合の対応について知りたい

- I 2 ご契約後の連絡事項 12

目的 7 保険証券をなくしてしまった

ご契約の代理店または弊社までご連絡ください
弊社連絡先:「裏表紙」をご参照ください

その他

目的 8 東京海上日動の連絡先を知りたい

〈事故が起こった場合〉⇒事故受付センター
(東京海上日動安心110番)

- I 3 ① 罹災後の対応(主なもの)
(財産補償条項・休業補償条項共通) 12

「裏表紙」をご参照ください

〈その他の場合〉⇒東京海上日動カスタマーセンター
「裏表紙」をご参照ください

I. ご契約の手引き

1 保険証券の見方	8
① 保険証券の表示内容(財産補償条項)	8
② 保険証券の表示内容(休業補償条項)	10
2 ご契約後の連絡事項	12
3 事故が起こった場合の連絡方法や留意点	12
① 罹災後の対応(主なもの)(財産補償条項・休業補償条項共通)	12
② 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ(財産補償条項)	14
③ 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ(休業補償条項)	15
4 お支払いする保険金の概要一覧	16
① 普通保険約款に基づいてお支払いする保険金(財産補償条項)	16
② 特約に基づいてお支払いする保険金(財産補償条項)	17
③ 普通保険約款に基づいてお支払いする保険金(休業補償条項)	18
④ 特約に基づいてお支払いする保険金(休業補償条項)	19

II. 企業総合保険の約款

1 約款の構成・見方	22
① 約款の構成	22
② 約款の見方	23
③ 解約・中途更新の場合の返れい金の計算方法	24
2 企業総合保険普通保険約款	26
【用語の定義】	26

約款で使用される主な用語の定義を記載しています。

第1章 財産補償条項	32
-------------------	----

財産に生じる損害についての補償の内容を記載しています。

第1条(この条項の補償内容)	32
第2条(保険の対象)	34
第3条(保険の対象の保険金額)	35
第4条(被保険者)	35
第5条(保険金をお支払いしない場合)	36
第6条(保険金をお支払いしない場合－電氣的または機械的事故・その他偶然な破損事故等)	37
第7条(支払保険金の計算)	38
第8条(損害額の決定)	41
第9条(被保険者が複数の場合の約款の適用)	42
別表1 電氣的または機械的事故における保険の対象	42
別表2 修理費または再取得価額から差し引く限度額	43

第2章 休業補償条項	44
-------------------	----

事業の休業に伴う損失についての補償の内容を記載しています。

第1条(この条項の補償内容)	44
第2条(保険の対象)	46

第3条（被保険者）	47
第4条（保険金をお支払いしない場合）	47
第5条（保険金をお支払いしない場合－電氣的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）	49
第6条（保険金をお支払いしない場合－食中毒）	50
第7条（支払保険金の計算）	50
第8条（売上高または支払限度率の調整）	51
別表1 電氣的または機械的事故における保険の対象	51
別表2 保険金支払対象期間	52

第3章 基本条項 54

第1節 契約手続および保険契約者等の義務 54

ご契約にあたって、正しくご申告いただく必要がある事項や、ご契約の内容に変更があった場合（保険の対象を変更する場合等）にご通知いただく必要がある事項等について記載しています。

第1条（告知義務）	54
第2条（通知義務）	54
第3条（保険契約者の住所等変更に関する通知義務）	54
第4条（保険金額の調整）	54
第5条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）	54

第2節 保険料の払込み 55

保険料の払込方法や払込期日、払込みが滞った場合のご契約の取扱い（保険金がお支払いできなくなること等）について記載しています。

第1条（保険料の払込方法等）	55
第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）	55
第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）	56
第4条（口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更）	57
第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）	57

第3節 事故発生時等の手続 57

事故、損害、損失または営業継続費用の発生時に行っていただきたいことやご注意いただきたいことについて記載しています。

第1条（事故発生時等の義務）	57
第2条（事故発生時等の義務違反）	58

第4節 保険金請求手続 59

保険金のお支払方法や手続き、ご注意いただきたいことについて記載しています。

第1条（保険金の請求）	59
第2条（保険金の支払）	60
第3条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）	60
第4条（指定代理請求人）	60
第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）	61

第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除 61

ご契約が無効、失効となる場合、お客様がご契約を解除される場合、弊社がご契約を取消し、解除する場合の取扱い等について記載しています。

第1条（保険契約の取消し）	61
第2条（保険契約の無効または失効）	61
第3条（告知義務違反による保険契約の解除）	62
第4条（通知義務違反による保険契約の解除）	62
第5条（重大事由による保険契約の解除）	63
第6条（保険料不払による保険契約の解除）	63
第7条（保険契約者による保険契約の解除）	64
第8条（保険契約解除の効力）	64
第9条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効）	64
第10条（休業補償条項における通知義務の通知を行った場合の取扱い）	64

第6節 保険料の返還、追加または変更 65

ご契約内容に変更が生じた場合の、変更後の保険料の払込方法や払込期日、また、払込みが滞った場合のご契約の取扱い（保険金がお支払いできなくなること等）について記載しています。このほか、第5節の規定によりご契約が取消し・解除・解約等となった場合の、保険料の返還についても記載しています。

第1条（保険料の返還、追加または変更）	65
第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）	66
第3条（追加保険料の払込み等クレジットカード払方式の場合の特則）	66
第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）	67
第5条（保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還）	68
第6条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還）	68

第7節 その他事項 68

補償の対象となる期間、保険金のお支払いにより弊社に移転（代位）する権利、保険金請求権の時効等について記載しています。

第1条（保険責任の始期および終期）	68
第2条（代 位）	68
第3条（保険契約者の変更）	68
第4条（保険証券等の不発行の特則）	69
第5条（時 効）	69
第6条（保険証券に複数の明細書が添付されている場合の普通保険約款等の適用）	69
第7条（残存物および盗難品の帰属－財産補償条項）	69
第8条（用語の適用等）	69
第9条（訴訟の提起）	69
第10条（準拠法）	69

別表1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額 69

付表1-1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料 70

付表1-2 保険金の支払による失効の場合の返還保険料 71

付表2 保険契約者による解除の場合の返還保険料 71

付表3 短期料率 72

付表4 長期保険未経過料率 72

企業総合保険の特約は、以下のとおりです。

ご契約内容により自動セットされる特約（下表に◆のある特約）、お申出により任意でご契約いただくことができる特約があります。

補償条項（財産補償条項または休業補償条項）により、ご契約いただくことができる特約が異なりますので、ご注意ください。^{*1}

^{*1} 補償条項ごとに、ご契約いただくことができる特約については「○」、ご契約いただくことができない特約については「－」を記載しています。

特約名		記載 ページ	保険証券・申込書等における表示 ^{*2}	対象となる補償条項	
◆自動セットされる条件				財産補償条項	休業補償条項
補償の範囲を拡大・縮小する特約					
① 借家人賠償責任補償特約	74	借家人賠償責任補償特約	○	－	
② 地震危険補償特約（支払限度額方式）	79	地震危険補償特約（支払限度額方式）	○	－	
③ 地震危険補償特約（縮小支払方式）	82	地震危険補償特約（縮小支払方式）	○	－	
④ 臨時費用補償特約	84	臨時費用補償特約	○	－	
⑤ 安定化処置費用補償特約（財産条項用） ◆すべてのご契約	85	安定化処置費用補償特約（財産）	○	－	
⑥ 水災縮小支払特約	86	水災縮小支払特約	○	－	
⑦ 失火見舞費用不担保特約	87	失火見舞費用不担保特約	○	－	
⑧ 地震火災費用不担保特約	87	地震火災費用不担保特約	○	－	
⑨ 残存物取片づけ費用不担保特約	87	残存物取片づけ費用不担保特約	○	－	
⑩ 修理付帯費用不担保特約	87	修理付帯費用不担保特約	○	－	
⑪ 高額貴金属等不担保特約（設備・什器等）	87	高額貴金属等不担保特約（設計）	○	－	
⑫ 高額貴金属等不担保特約（商品・製品等）	87	高額貴金属等不担保特約（商品）	○	－	
⑬ サイバー攻撃による事故の補償限定特約（財産条項用） ◆すべてのご契約	88	サイバー攻撃限定特約（財産）	○	－	
⑭ 家賃補償特約	88	家賃補償特約	－	○	
⑮ 安定化処置費用補償特約（休業条項用） ◆すべてのご契約	92	安定化処置費用補償特約（休業）	－	○	
⑯ サイバー攻撃による事故の補償限定特約（休業条項用） ◆すべてのご契約	93	サイバー攻撃限定特約（休業）	－	○	

保険料の払込方法に関する特約				
⑰ 契約内容変更時の追加返還保険料の当会社直接払込に関する特約 ◆⑳「団体扱・集団扱特約」をご契約の場合で、弊社と集金者間で追加返還保険料を集金者経由でお支払いする約定が締結されていないとき	94	契約変更追加保険料直接払込特約	○	－
⑱ 保険料支払手段に関する特約	94	（表示されません。）	○	○

契約の方式に関する特約				
⑲ 共同保険に関する特約 ◆共同保険でご契約の場合	95	共同保険に関する特約	○	○
⑳ 団体扱・集団扱特約	95	団体扱・集団扱特約	○	－
㉑ 質権設定禁止に関する特約	98	質権設定禁止特約	○	－
㉒ 追加上乗せ方式特約	100	追加上乗せ方式特約	○	－
㉓ 代位求償権不行使特約（財産条項用）	100	求償権不行使特約（財産条項用）	○	－
㉔ 代位求償権不行使特約（休業条項用）	100	求償権不行使特約（休業条項用）	－	○

^{*2} これと異なる表示を行う場合や表示しない場合があります。

I. ご契約の手引き

保険証券の表示内容、保険金のお受取りまでの流れ、お支払いする保険金の概要一覧等、ご契約後にご留意いただきたいことをご説明しております。

1 保険証券の見方

保険証券の表示内容をご確認ください。

万が一お申込み内容と相違がございましたら、直ちにご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

※保険証券等の漢字表記については、旧字体で表示できない場合、新字体で表示しています。誠に恐れ入りますが、旧字体への修正はいたしかねますので、ご了承ください。

1 保険証券の表示内容（財産補償条項）

【保險証券表面】

企業総合保険証券

保険契約者

〒

住所

氏名

電話番号 携帯電話 F.A.X番号

支店別 他社保険契約

保証番号

弊社連絡先

代理店 / 仲立人

東京海上日動火災保険株式会社

印刷受領告知
付につき自動
見積書送致済

4 保険種類・保険期間

保険種類

保障期間

6 取扱店舗・代理店

営業店 契約者 / 団体

所属課 / 係長

7 補償の対象となる方（被保険者）

保険の対象の
所有者

8 物件の情報

保険の対象とする建物・保険の対象を収容する建物

立所在地

物件名称

物件階層

構造 階数 専有・占有面積 延床面積

9 補償の対象となる物件（保険の対象）

10 保険料のお支払内容

保険料

払込方法

初回払込保険料

第2回目以降払込保険料

本書に記載の内容がご申込み内容と相違ないことを必ずご確認ください。ご不明な点がございましたら、代理店または弊社にお問い合わせください。

☆が付いた事項は、内容の変更が生じた際に、速滞なく弊社にご連絡をいただく必要がある事項（通知事項）です。ご連絡がない場合は、損害賠償請求をすることができません。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【保險証券裏面】

補償内容			
証券番号：			
保険約款：			
保険期間：			
契約者名：			
■補償内容の詳細および万一の事故の際にお支払いの対象となる保険金につきましては、「ご契約のしおり（約款）」に掲載の普通保険約款・特約・お支払いする保険金の概要をご確認ください。（弊社ホームページ www.tokiomarine-nichido.co.jp または冊子をご覧ください。）			
① 保険金額	建　物	建物内設備什器	建物内商品製品
② 約定付保額） （評価基準：保険価額）			
③ 保険金支払方式 （評価基準：保険価額）			
④ 物の評価方法 ・建物内設備什器の評価方法 ・建物内商品製品の評価方法			
☐ ： 補償されます。 × ： 補償されません。 ＊ 1事故あたりの損害額から免責金額を差し引いた額をお支払いします。			
財産条項「補償の内容」			
火災、落雷、破裂・爆発			
(ひょう)			
風災、雹災、雪災			
給排水設備事故の水漏れ等			
(りゅう)			
騒音、労働争議等			
13 車両・航空機の衝突等			
建物の外部からの物体の衝突等			
盗難			
水災（浸水条件）			
電気的・機械的事故			
その他偶然な破損事故等			
特約等			
その他の条件			

① 保険契約者

ご契約者の住所・氏名等を表示しています。弊社から連絡させていただく際には、表示先にご連絡いたします。
変更がありましたら、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただけますようお願いいたします。
保険契約者はご契約の当事者であり、保険契約上の様々な権利を有し義務を負います。

②証券番号

ご契約を特定させていただくための番号です。事故のご連絡やご契約に関するお問い合わせの際には、ご契約の代理店または弊社において、証券番号を確認させていただきます。

③ お問い合わせ先

ご契約に関するお問い合わせ・事故のご連絡の際は、
こちらの電話番号までご連絡ください。

④ 保險種類

この保険契約の保険種類を表示しています。

⑤ 保險期間

補償の対象となる期間を表示しています。

※弊社の保険責任は保険期間の初日(始期日)の午後4時(ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とし、保険証券にはその時刻が表示されます。)に始まり、満期日の午後4時に終わります。

⑥ 取扱営業店・代理店

で契約を担当させていただく弊社営業店や代理店を表示しています。

※団体等を通してご契約いただいている際には、ご所属されている団体名も表示しています。

⑦ 補償の対象となる方(被保険者)

補償を受けられる方のお名前を表示しています。

財産補償条項においては、保険の対象を所有している方で、保険証券に表示された方が被保険者となります。

借家人賠償責任補償特約をご契約されている場合は、借戸室を賃借している方で、保険証券に借家人賠償の被保険者として表示された方が被保険者となります。

⑧ 物件の情報

保険の対象(または保険の対象を収容する建物)の所在地、構造等の詳細を表示しています。

☆が付されている事項(通知事項)に、内容の変更が生じた際には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

※耐火基準欄では、下表の建物について略称を表示しています。

保険証券上の表示(略称)	
主要構造部が耐火構造	主要構造部* ¹ が耐火構造の建物
主要構造部が政令基準適合構造	主要構造部* ¹ が建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準* ² に適合する構造の建物
主要構造部が準耐火構造	主要構造部が準耐火構造の建物
主要構造部が準耐火性能構造	主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物

*1 建築基準法施行令第108条の3に定める「防火上及び避難上支障がない主要構造部」を有する場合は、その部分以外の主要構造部をいいます。

*2 令和6(2024)年4月1日付改正前の建築基準法施行令においては、第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準をいいます。

※保険の対象が建物の場合は、一定の基準日時点の住所情報を基に、リスク判定用住所を表示しています。水災を補償する場合は、その判定用住所から水災リスク区分を判定し、表示しています。水災リスクが低い順から「(低)1・2・3・4・5(高)」(5区分)となります。なお、水災リスク区分が判定不能の場合は、「一」と表示されます。

⑨ 補償の対象となる物件(保険の対象)

お客様のご契約における保険の対象を表示しています。

⑩ 保険料のお支払内容

保険料とその払込方法や払込期日を表示しています。保険料を分割して払込みいただく場合は、2回目以降の払込期日も表示しています。

※払込方法が一時払の場合は、第2回目以降払込保険料の払込期日はブランクとなります。

⑪ 保険金額

保険の対象ごとの保険金額、約定付保割合*³および保険価額を表示しています。建物、建物内設備・什器等、屋外設備装置、建物外設備・什器等が保険の対象となる場合は、評価基準*⁴も表示しています。

*3 実損払方式を選択いただいた場合に、保険金額の設定に際して保険価額に乘じる係数をいいます。約定付保割合は、30%から100%までの10%刻みで設定します。

*4 保険価額を評価する際の基準をいいます。「再取得価額」または「時価」のいずれかを表示しています。

⑫ 保険金支払方式等

保険金支払方式、保険の対象の評価方法等を表示しています。

⑬ 財産条項「補償の内容」

この保険契約で補償の対象となる事故や事故の際にご負担いただく金額(免責金額)を表示しています。○が付されている事故が補償の対象となりますが、事故の内容によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

詳細は、約款をご確認ください。

⑭ 特約等

ご契約されている特約等を表示しています。

※保険証券上の特約名称は、正式名称と異なる場合があります。各特約名称の読替えについては、P.5をご参照ください。

⑮ その他の条件

保険金のお支払いに関する個別の条件等を表示しています。高額貴金属等や業務用の通貨等の限度額は、この欄に表示しています。

【明細書が添付されている場合】

1 契約で建物等、屋外設備装置、建物外動産(建物外設備・什器等または建物外商品・製品等)のうち複数を保険の対象としたご契約等の場合、「企業総合保険証券」に「企業総合保険明細書一覧」「企業総合保険明細書」が添付されています。また、地震危険補償特約をご契約されている場合は「企業総合保険証券添付別紙[地震危険補償特約]」が添付されています。

(1) 「企業総合保険証券」

「①保険契約者」「②証券番号」「③お問い合わせ先」「④保険種類」「⑤保険期間」「⑥取扱営業店・代理店」「⑩保険料のお支払内容」等、ご契約全体に関わる事項を表示しています(保険料欄には各明細書の合計保険料を表示しています。)

(2) 「企業総合保険明細書一覧」

明細書および添付別紙を一覧で表示しています。

(3) 「企業総合保険明細書」

「⑦補償の対象となる方(被保険者)」「⑧物件の情報」「⑨補償の対象となる物件(保険の対象)」「⑪保険金額」「⑫保険金支払方式等」「⑬財産条項「補償の内容」」等、各明細書ごとにご契約内容を表示しています(保険料欄には明細ごとごの保険料を表示しています。)

(4) 「企業総合保険証券添付別紙[地震危険補償特約]」

地震危険補償特約をご契約されている場合、保険金支払方式・リスク状況・保険金額等のご契約内容を表示しています(保険料欄には地震危険補償特約の保険料を表示しています。)

2 保険証券の表示内容（休業補償条項）

【保険証券表面】

企業総合保険証券

保険契約者
〒
住所
氏名

証券番号

弊社連絡先
代理店/仲立人

東京海上日動火災保険株式会社

4 保険種類・保険期間
5 保険種類
6 取扱営業店・代理店
7 補償の対象となる方（被保険者）
8 物件の情報
9 補償の対象となる物件（被保険の）
10 保険料のお支払内容

物件の情報
☆所在地
物件名称
☆住宅/店舗区分
構造
階数
専有/占有面積
延床面積

補償の対象となる物件（被保険の）

保険料のお支払内容
保険料
支払方法
初回払込保険料
第2回目以降払込保険料

本書に記載の内容が申込内容と相違ないことを必ずご確認ください。ご不明な点がございましたら代理店または弊社にお問い合わせください。
☆が付けられた事項は、内容の変更が生じた際に、遅滞なく弊社にご連絡をいただく必要がある事項（通知事項）です。ご連絡がない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【保険証券裏面】

補償内容

証券番号：
保険約款：
保険期間：
契約者名：

■補償内容の詳細および万一の事故の際にお支払いの対象となる保険金につきましては、「ご契約のしおり（約款）」に掲載の普通保険約款・特約・お支払いする保険金の概要をご確認ください。（弊社ホームページwww.tokai-marine-nichido.co.jpまたは冊子をご参照ください。）

11 保険金額
12 保険金支払対象期間

○：補償されます。 ×：補償されません。 —：ご契約いただけません。

休業条項「補償の内容」	ご確認ください
火災、落雷、破裂・爆発	
風災、雹災、雪災	
給排水設備事故の水漏れ等	
騒擾、労働争議等	
車両・航空機の衝突等	
遺物の外部からの物体の衝突等	
盗難	
水災（浸水条件）	
電気的・機械的事故	
その他偶然な破壊事故等	
食中毒	

13 特約等
14 その他の条件

① 保険契約者

ご契約者の住所・氏名等を表示しています。弊社から連絡させていただく際には、表示先にご連絡いたします。変更がありましたら、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただきますようお願いいたします。保険契約者はご契約の当事者であり、保険契約上の様々な権利を有し義務を負います。

② 証券番号

ご契約を特定させていただくための番号です。事故のご連絡やご契約に関するお問い合わせの際には、ご契約の代理店または弊社において、証券番号を確認させていただきます。

③ お問い合わせ先

ご契約に関するお問い合わせ・事故のご連絡の際は、こちらの電話番号までご連絡ください。

④ 保険種類

この保険契約の保険種類を表示しています。

⑤ 保険期間

補償の対象となる期間を表示しています。

※弊社の保険責任は保険期間の初日(始期日)の午後4時（ご契約者からのお申出により、申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とし、保険証券にはその時刻が表示されます。）に始まり、満期日の午後4時に終わります。

⑥ 取扱営業店・代理店

ご契約を担当させていただく弊社営業店や代理店を表示しています。

※団体等を通してご契約いただいている際には、ご所属されている団体名も表示しています。

⑦ 補償の対象となる方(被保険者)

補償を受けられる方のお名前を表示しています。

休業補償条項においては、保険の対象について生じた損害によって営業が休止または阻害される方で、保険証券に表示された方が被保険者となります。

家賃補償特約においては、保険の対象について生じた損害によって家賃に損失を被る方で、保険証券に表示された方が被保険者となります。

⑧ 物件の情報

保険の対象の所在地、建物の構造等の詳細を表示しています。家賃補償特約においては、戸室数等も表示されます。

☆が付されている事項(通知事項)に、内容の変更が生じた際には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

※保険証券上の耐火基準の表示は、略称となる場合があります。P.9に記載の「**I 1 ①** 保険証券の表示内容(財産補償条項) **⑧物件の情報**」をご参照ください。

⑨ 補償の対象となる物件(保険の対象)

お客様のご契約における保険の対象を表示しています。

⑩ 保険料のお支払内容

保険料とその払込方法や払込期日を表示しています。保険料を分割して払込みいただく場合は、2回目以降の払込期日も表示しています。

※払込方法が一時払の場合は、第2回目以降払込保険料の払込期日はblankとなります。

⑪ 保険金額

休業補償条項においては、1日あたりの粗利益を基準に設定していただいた額を表示しています。家賃補償特約においては、家賃月額等を基準に設定していただいた額を表示しています。

⑫ 保険金支払対象期間

保険金支払の対象となる期間の上限として選択いただいた期間を表示しています。

⑬ 休業条項「補償の内容」

この保険契約で補償の対象となる事故を表示しています。○が付されている事故が補償の対象となりますが、事故の内容によっては、保険金をお支払いできない場合があります。

詳細は、約款をご確認ください。

⑭ 特約等

ご契約されている特約等を表示しています。

※保険証券上の特約名称は、正式名称と異なる場合があります。各特約名称の読替えについては、P.5をご参照ください。

2 ご契約後の連絡事項

物件の所在地が変更となる際や、建物の建替え・リフォーム等を行う際には、申込書等において☆が付された事項（通知事項¹）の変更に該当する場合がございます。「通知事項¹」に変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡をいただいていない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合は、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

【主な通知事項¹】

●財産に関する補償

物件の所在地、作業規模、職作業、耐火基準、柱（建物構造）、建築年月（保険の対象が建物の場合）等 P.9に記載の「**I 1 1** 保険証券の表示内容（財産補償条項）**⑥ 物件の情報**」もご参照ください。

●休業に関する補償

物件の所在地、住宅・店舗区分、職作業、耐火基準、柱（建物構造）等 P.11に記載の「**I 1 1** 保険証券の表示内容（休業補償条項）**⑥ 物件の情報**」もご参照ください。

※以下のようなご契約内容の変更にあたっては、あらかじめご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

- ・建物等を譲渡・売却する場合で、保険契約上の権利・義務を併せて譲渡する場合
- ・建物の増築・改築等によって保険の対象の価額が増加または減少する場合

*1 通知事項の詳細は、「重要事項説明書」をご確認ください。

3 事故が起こった場合の連絡方法や留意点

1 罹災後の対応（主なもの）（財産補償条項・休業補償条項共通）

火災



消防署へ連絡・
出火届出→(*1)



消防署の現場調査・
事情聴取への協力



消防署へ罹災申告
書類の提出・罹災
証明書の取付



近隣へのお詫び・
お見舞いへの対応

盗難

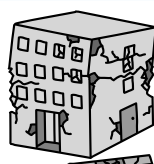


警察署へ連絡・
盗難届出→(*1)

事故共通



損害拡大の防止



現場の保存



電力会社、電話会社、
ガス会社、水道局
へ連絡



ご契約の代理店
または弊社へ連絡
→(*2)



修理着工の事前承認



損害状況・原因確認
への協力



後片付け



修理、再築の手配

破損



破損物の保管

ケガ人の救護を第一に
お願いいたします。



(※1) 公的機関にご連絡ください。

【消防署へ連絡】

消防・救急 **119番**

落ち着いて、火災現場の住所、状況、ケガ人の状況等をお伝えください。

※たとえボヤ程度の出火や、初期消火で消し止めた火でも、火災を起こした場合、消防署に知らせることが法律で義務付けられています。

●どこで? ●どんな事故? ●ケガ人の状況は?

以上を伝えたら、指示にしたがってください。

【警察署へ連絡】

警察 **110番**

盗難にあった場合は、すぐに警察に連絡し被害の状況等を伝え、盗難の届出を行ってください。

●いつ? ●どこで? ●なにを? ●どのような状況か?

以上を伝えたら、指示にしたがってください。

(※2) 代理店または弊社にご連絡ください。

【ご契約の代理店または弊社へ連絡】

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター (東京海上日動安心110番)

 **0120-720-110**

受付時間: 24時間・365日

※耳や言葉の不自由なお客は、ファックス(最終ページご参照)からもご連絡いただけます。

ネットでのご連絡はこちら ▶



※ご連絡をいただく際には必ず保険証券をお手元にご用意ください。

※ベルフォア社の安定化処置をご要望の場合は、ご契約の代理店または弊社とお打ち合わせいただいた際にその旨もあわせてご連絡ください。また、夜間・休日等の場合においてベルフォア社の安定化処置をご要望のときには、以下に記載のベルフォアジャパン社にご連絡ください。ただし、ベルフォアジャパン社は保険事故受付窓口とは異なりますので、別途ご契約の代理店または弊社まで事故についてご連絡ください。

 **0120-119-140**

受付時間: 24時間365日

ベルフォアジャパン株式会社

www.belfor.com/ja/jp

その他

【焼け跡の後片付け】

消防署および保険会社の現場調査が終わったら、焼け跡等の後片付けに入ります。

焼け残った廃材や壁土等は指定された場所以外に捨てることはできません。まず、地元の市町村の清掃局へ相談しましょう。

●企業総合保険(財産補償条項)では保険の対象の後片付けにかかった費用に対して、「残存物取片づけ費用」を損害保険金に含めてお支払いできる場合がありますので、詳細はご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。

【近隣世帯へのお詫び】

●立て看板等で近隣へ謝意の表示をしましょう。

隣家へ類焼させた場合はもとより、ご自分の店舗等だけで火災がおさまっても、近隣には何かとご迷惑をかけているものです。

看板等に謝意の文面を書きお詫びしましょう。

落ち着かれたら正式にお詫びに行かれるのがよいでしょう。

●近隣への見舞金について

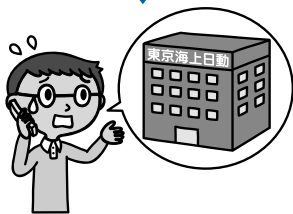
企業総合保険(財産補償条項)では類焼させた世帯ごとに「失火見舞費用保険金」をお支払いできる場合がありますので、詳細はご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。

2 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ（財産補償条項）



事故
発生

ケガ人の救護、損害拡大の防止
警察、消防、救急への連絡



①（保険会社へ）事故発生の連絡



②（保険会社との）打ち合わせ



③ 保険金請求書類の作成・提出



④ 保険金請求内容の確認・承認



⑤ 保険金のお受取り

① 事故をご報告いただく際、お客様から以下のような点をお伺いします。

- (1) ご契約者様のお名前
- (2) ご契約の保険証券番号
- (3) 事故発生の日時
- (4) 事故発生の場所
- (5) 事故の原因
- (6) 事故の状況・損害の程度
- (7) 届出官公署名・担当官名
- (8) 修理先(業者名称・電話番号)
- (9) 隣家等を類焼させた場合はその氏名、事故原因が第三者である場合は求償の可否
- (10) 他のお支払いできる保険のご契約の有無
- (11) 事故後のご連絡先

〈お願い〉 迅速な事故のご連絡をお願いいたします。

※耳や言葉の不自由なお客様は、ファックス(最終ページご参照)からもご連絡いただけます。

② 事故の発生原因・被害状況を確認いたします。

〈お願い〉 保険金のお支払いに向け、事故状況や損害状況の確認についてご協力をお願いいたします。

※損害の確認や原因の確認のため、現場の立会を行う場合がありますのでご了承ください。

③ 必要な提出書類を作成いただき、ご提出をお願いいたします。

(下表【保険金請求に必要な書類】ご参照)

〈お願い〉 早期の保険金のお支払いに向け、すみやかに必要書類のご提出をお願いいたします。

【保険金請求に必要な書類】

保険金請求に必要な書類			
事故の種類 必要書類	火災等の 盗難以外	盗難	取付先
保険金請求書	◎	◎	
修理見積書	○	○	修理会社
罹災物件写真	○	○	
損害見積額明細書	○	○	
印鑑証明書	○	○	個人の場合：市町村役場 法人の場合：法務局出張所
建物登記簿謄本	○	○	
住民票	○	○	
権利移転証	○	○	
保険金直接支払指図書	○	○	質権者
支払先確認書	○	○	
事故届書	○	◎	

◎：必ず必要な書類 ○：場合により必要な書類

※上記以外の書類についても、弊社から提出をお願いすることがあります。

④ お支払いする保険金の内容のご確認をお願いいたします。

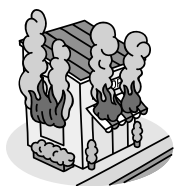
⑤ 保険金をお支払いいたします。

保険のご契約に質権設定がある場合、保険金をお支払いする際には質権者への確認が必要となりますのでご了承ください。

賠償事故におけるご注意

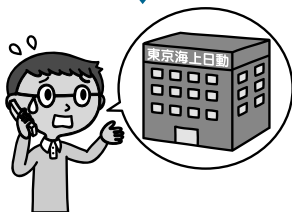
借家人賠償責任補償特約をご契約の場合、賠償事故に関わる示談交渉は弊社とご相談いただきながらおすすめてください。

3 事故発生から保険金のお受取りまでの流れ（休業補償条項）



事故
発生

ケガ人の救護、損害拡大の防止
警察、消防、救急への連絡



①（保険会社へ）事故発生の連絡



②（保険会社との）打ち合わせ



③④ 必要書類・保険金請求書類の作成・提出



⑤ 保険金請求内容の確認・承認



⑥ 保険金のお受取り

① 事故をご報告いただく際、お客様から以下のような点をお伺いします。

- (1) ご契約者様のお名前
- (2) ご契約の保険証券番号
- (3) 事故発生の日時
- (4) 事故発生の場所
- (5) 事故の原因(推定される原因を含みます。)
- (6) 被災範囲
- (7) 影響を受ける商品・製品名
- (8) 影響を受ける商品・製品の販売単価、予想数量
- (9) 復旧のスケジュール
- (10) 事故原因が第三者である場合は求償の可否
- (11) 他のお支払いできる保険のご契約の有無

〈お願い〉 迅速な事故のご連絡をお願いいたします。

※耳や言葉の不自由なお客様は、ファックス(最終ページご参照)からもご連絡いただけます。

② 原則として、事故後すみやかに立会を行い、以下の事項を確認いたします。

- (1) 罹災した物件(建物や機械、設備・什器等)
- (2) 罹災によって影響を受ける生産設備、営業設備
- (3) 事故原因(推定される原因を含みます。)
- (4) 復旧方法、復旧期間
- (5) 予想損害額

※お客様の事業の内容や事故の状況によって、確認させていただく事項が異なりますので、ご了承ください。

③ 損失の程度等を判定するために必要となる書類のご提出をお願いいたします。

- (1) 事故報告書
- (2) 原因調査報告書
- (3) 生産(売上)計画と実績
- (4) 最終製品の販売単価を示す資料
- (5) 製造フロー図
- (6) 復旧工程表
- (7) 直近会計年度に相当する月別生産(売上)実績
- (8) 直近会計年度の損益計算書、製造原価報告書、販売費および一般管理費明細書
- (9) 保険金支払対象期間に支出を免れた経常費がある場合は、その額を示す資料
- (10) 損害防止のために支出した費用がある場合は、その額を示す資料

※お客様の事業の内容や事故の状況によって、ご提出いただく書類が異なりますので、ご了承ください。

④ 必要な提出書類を作成いただき、ご提出をお願いいたします。

(下表【保険金請求に必要な書類】ご参照)

〈お願い〉 早期の保険金のお支払いに向け、すみやかに必要書類のご提出をお願いいたします。

【保険金請求に必要な書類】

保険金請求に必要な書類		
必要書類		取付先
保険金請求書	◎	
事故の発生した敷地内の見取図	○	
上記「③損失の程度等を判定するために必要となる書類のご提出をお願いいたします。」に記載している書類	○	
印鑑証明書	○	個人の場合：市町村役場 法人の場合：法務局出張所
営業継続費用を証明する書類	○	
保険金直接支払指図書	○	質権者
支払先確認書	○	

◎：必ず必要な書類 ○：場合により必要な書類

※上記以外の書類についても、弊社から提出をお願いすることがあります。

⑤ お支払いする保険金の内容のご確認をお願いいたします。

⑥ 保険金をお支払いいたします。

保険のご契約に質権設定がある場合、保険金をお支払いする際には質権者への確認が必要となりますのでご了承ください。

※事案により順番が異なることもあります。

4 お支払いする保険金の概要一覧

企業総合保険でお支払いの対象となる主な保険金は以下のとおりです。

なお、ご契約内容によってお支払いの対象となる保険金が異なりますので、お支払いする保険金の額や条件等の詳細につきましては、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせいただくか、約款をご確認ください。

※被保険者（補償を受けられる方）の範囲や保険金をお支払いする保険の対象の範囲については、各約款にてご確認ください。

1 普通保険約款に基づいてお支払いする保険金（財産補償条項）

財産補償条項をご契約いただいた場合、ご契約の内容に応じて、以下の保険金がお支払いの対象となります。

お支払いする保険金 補償の対象となる事故等		保険証券上 の表示	概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いしない場合 については各約款にてご確認ください。)
企業総合保険 普通保険約款（財産補償条項）（P.32～P.43）			
損害 保険金	火災、落雷または破裂もしくは爆発	【財産条項「補償の内容」】欄に「○」が表示されている事故が対象です。	火災、落雷または破裂もしくは爆発によって損害が生じた場合にお支払いします。
	風災、雹災 ^{ひょう} または雪災		風災、雹災または雪災によって損害が生じた場合にお支払いします。
	給排水設備事故の水濡れ等		給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって損害が生じた場合にお支払いします。
	騒擾 ^{じょう} または労働争議等		騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって損害が生じた場合にお支払いします。
	車両または航空機の衝突等		車両またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって損害が生じた場合にお支払いします。
	建物の外部からの物体の衝突等		建物または保険の対象である建物に付属する門、塀もしくは垣に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって損害が生じた場合にお支払いします。
	盗難		盗難によって盗取、損傷または汚損の損害が生じた場合にお支払いします。
	水災		水災によって損害が生じた場合にお支払いします。浸水条件有型実損払方式を選択された場合は、損害の程度や浸水の態様によってお支払いの可否を判定します。
	電氣的または機械的事故		電氣的または機械的事故によって、保険の対象のうち、「ご契約のしおり(約款)」に限定列挙されるもの ¹ で、屋外設備装置に該当するものまたは建物もしくは屋外設備装置に付属するものについて損害が生じた場合にお支払いします。 *1 詳細は、P.42の別表1をご確認ください。
	その他偶然な破損事故等		上記事故以外の不測かつ突発的な事故によって損害が生じた場合にお支払いします。
費用 保険金	修理付帯費用保険金	保険証券上の表示はありません。	この保険契約で補償する事故によって保険の対象に損害が生じた結果、損害保険金支払われる場合に、その保険の対象の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な以下の費用に対して、お支払いします。 ①損害原因調査費用 ②試運転費用 ③仮設物設置費用 ④残業勤務・深夜勤務などの費用 ⑤賃借費用
	損害拡大防止費用保険金		火災、落雷または破裂もしくは爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、以下の費用に対して、お支払いします。ただし、損害保険金が支払われる場合 ¹ に限ります。 ①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用 *1 損害保険金が支払われる場合には、免責金額を差し引くことにより損害保険金が支払われないときを含みます。
	請求権の保全・行使手続費用保険金		損害保険金が支払われる場合で、他人に損害賠償の請求をすることができるときは、その権利の保全または行使に必要な手続をするための費用に対して、お支払いします。
	失火見舞費用保険金		保険の対象または保険の対象を収容する建物から火災、破裂または爆発により第三者の所有物に損害が生じた場合に、それによって生じる見舞金等の費用に対して、お支払いします。
	地震火災費用保険金		地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である建物が半焼以上の損害を受けた場合等に、臨時に生じる費用に対して、お支払いします。

※修理付帯費用保険金、失火見舞費用保険金、地震火災費用保険金については、特約をご契約いただくことにより、お支払いの対象から除外されている場合があります。ご契約の内容をご確認ください。

2 特約に基づいてお支払いする保険金（財産補償条項）

お支払いする保険金	保険証券上の表示	概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いしない場合については各約款にてご確認ください。)
借家人賠償責任補償特約（P.74～P.79）		
借家人賠償責任保険金	【特約等】欄 借家人賠償責任補償特約	火災、破裂・爆発、盗難、給排水設備の使用または管理に起因する漏水、放水等による水濡れのいずれかの偶然な事故により借用戶室を損壊したことについて、借家人が貸主に法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に対して、お支払いします。
借家人修理費用保険金		火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災、盗難、給排水設備事故の水濡れ等、借用戶室の外部からの物体の衝突等、騒擾、労働争議等の事故により借用戶室に損害が生じた場合において、借家人が貸主との契約に基づき、自己の費用で修理したとき、その費用に対して、お支払いします。
請求権の保全、行使手続費用		他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために必要な費用をお支払いします。
その他の費用		「示談交渉費用」、「協力義務費用」、「争訟費用」または「訴訟の判決による遅延損害金」をお支払いできる場合があります。
地震危険補償特約（支払限度額方式）（P.79～P.82）		
損害保険金	【特約等】欄 地震危険補償特約	地震または噴火による火災、破裂または爆発によって生じた損害、地震または噴火によって生じた損壊、埋没または流失の損害、地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害に対して、お支払いします。
残存物取片づけ費用保険金	保険証券添付別紙 [地震危険補償特約]の【特約名称】欄 地震危険補償特約（支払限度額方式）	
地震危険補償特約（縮小支払方式）（P.82～P.84）		
損害保険金	【特約等】欄 地震危険補償特約	地震または噴火による火災、破裂または爆発によって生じた損害、地震または噴火によって生じた損壊、埋没または流失の損害、地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害に対して、お支払いします。
残存物取片づけ費用保険金	保険証券添付別紙 [地震危険補償特約]の【特約名称】欄 地震危険補償特約（縮小支払方式）	
臨時費用補償特約（P.84～P.85）		
臨時費用保険金	【特約等】欄 臨時費用補償特約	財産補償条項に基づいて損害保険金支払われる場合において、保険の対象が損害を受けたため臨時に生じる費用に対して、お支払いします。
安定化処置費用補償特約（財産条項用）（P.85～P.86）		
安定化処置費用保険金	【特約等】欄 安定化処置費用補償特約（財産）	火災、水災等 ^{*1} により罹災した、保険の対象である建物、機械、設備等のさびまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、ペルフォア社（災害復旧専門会社）による安定化処置が実施された場合に、その費用に対してお支払いします。 ^{*1} 【財産条項「補償の内容」】欄に○が表示されている事故に限ります。

3 普通保険約款に基づいてお支払いする保険金（休業補償条項）

休業補償条項をご契約いただいた場合、ご契約の内容に応じて、以下の保険金がお支払いの対象となります。

お支払いする保険金 補償の対象となる事故等		保険証券上 の表示	概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いしない場合 については各約款にてご確認ください。)
企業総合保険 普通保険約款（休業補償条項）（P.44～P.53）			
損害 保険金	火災、落雷または破裂もしくは爆発	【休業条項「補償の内容」】欄に「○」が表示されている事故が対象です。	火災、落雷または破裂もしくは爆発によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。
	風災、雹災または雪災		風災、雹災または雪災によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。
	給排水設備事故の水濡れ等		給排水設備に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。
	騒擾または労働争議等		騒擾およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。
	車両または航空機の衝突等		車両またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。
	建物の外部からの物体の衝突等		建物または保険の対象である建物に付属する門、塀もしくは垣に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。
	盗難		盗難によって盗取、損傷または汚損の損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。
	水災		水災によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。
	電氣的または機械的事故		電氣的または機械的事故によって、保険の対象のうち、「ご契約のしおり(約款)」に限定列挙されるもの ^{*1} で、屋外設備装置に該当するものまたは建物もしくは屋外設備装置に付属するものについて損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 *1 詳細は、P.51の別表1をご確認ください。 ※ユーティリティ設備に生じた事故によって、営業が休止または阻害されたために生じた損失については、補償されません。
	その他偶然な破損事故等		上記事故および下記食中毒以外の不測かつ突発的な事故によって損害が生じたことにより、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 ※ユーティリティ設備に生じた事故によって、営業が休止または阻害されたために生じた損失については、補償されません。
費用 保険金	食中毒	保険証券上の表示はありません。	占有物件における食中毒、占有物件において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒が発生したこと等により、営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、お支払いします。 ※隣接物件、ユーティリティ設備に生じた事故によって、営業が休止または阻害されたために生じた損失については、補償されません。
	営業継続費用保険金		この保険契約で補償される事故が発生した場合に、標準売上高に相当する額の減少を防止または軽減するために保険金支払対象期間内に生じた追加費用に対して、お支払いします。ただし、その期間内に支出を免れた費用があるときはその額を差し引いた額とします。
	損害拡大防止費用保険金		火災、落雷または破裂もしくは爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、以下の費用に対して、お支払いします。ただし、損害保険金が支払われる場合に限りです。 ①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかる費用
	請求権の保全・行使手続費用保険金		損害保険金または営業継続費用保険金が支払われる場合で、他人に損害賠償の請求をすることができるときは、その権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、お支払いします。

4 特約に基づいてお支払いする保険金（休業補償条項）

お支払いする保険金		保険証券上の表示	概要 (お支払条件等の詳細や保険金をお支払いしない場合 については各約款にてご確認ください。)
家賃補償特約（P.88～P.92）			
損害保険金	【特約等】欄 家賃補償特約	火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災、給排水設備事故の水濡れ等、騒擾、労働争議等、車両・航空機の衝突等、建物の外部からの物体の衝突等、盗難水災によって生じた損害により家賃に生じた損失に対して、お支払いします。	
損害拡大防止費用保険金		火災、落雷または破裂もしくは爆発による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合に、以下の費用に対して、お支払いします。ただし、損害保険金が支払われる場合に限り、以下の費用に限り、お支払いします。 ①消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 ②消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ③消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用	
請求権の保全・行使手続費用保険金		損害保険金がお支払われる場合で、他人に損害賠償の請求をすることができるときは、その権利の保全または行使に必要な手続をするための費用に対して、お支払いします。	
安定化処置費用補償特約（休業条項用）（P.92～P.93）			
安定化処置費用保険金	【特約等】欄 安定化処置費用補償特約（休業）	火災、水災等 ^{*1} により罹災した、ユーティリティ設備以外の保険の対象で被保険者が所有するもののさびまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、ベルフォア社（災害復旧専門会社）による安定化処置が実施された場合に、その費用に対してお支払いします。 ^{*1} 【休業条項「補償の内容」】欄に○が表示されている事故に限り、お支払いします。	

Ⅱ. 企業総合保険の約款

ご契約内容を定めた普通保険約款や特約を掲載しております。
また、約款の見方等についてもご説明しております。ご契約
の手引きとあわせてご一読いただき、ご契約内容をご確認く
ださいようお願いいたします。

1 約款の構成・見方

約款とは、ご契約者・被保険者(補償を受けられる方)等と保険会社それぞれの権利・義務等、保険契約の内容を定めたもので、「普通保険約款」と「特約」から構成されています。

1 約款の構成

企業総合保険の約款の構成は、以下のとおりです。

財産補償条項をご契約いただく場合、普通保険約款については、「用語の定義」、「第1章 財産補償条項」および「第3章 基本条項」が適用されます。休業補償条項をご契約いただく場合、普通保険約款については、「用語の定義」、「第2章 休業補償条項」および「第3章 基本条項」が適用されます。

1. 企業総合保険普通保険約款

基本的な補償の内容等を定めるものです。特約をあわせてご契約いただくことで、普通保険約款に定められた補償の内容等を変更・追加・削除することができます。

(1) 用語の説明

【用語の定義】 約款で使用される主な用語の定義を記載しています。

(2) 基本的な補償

第1章 財産補償条項：財産に生じる損害についての補償の内容を記載しています。

第2章 休業補償条項：事業の休業に伴う損失についての補償の内容を記載しています。

(3) ご契約の手続き、保険料の払込方法等の取り決め

第3章 基本条項：ご契約の手続き、保険料の払込方法等を記載しています。

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

第2節 保険料の払込み

第3節 事故発生時等の手続

第4節 保険金請求手続

第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除

第6節 保険料の返還、追加または変更

第7節 その他事項

別表・付表



2. 企業総合保険の特約

普通保険約款に規定された補償の内容等を変更、追加、削除するものです。^{*1}

^{*1} 特約は、お客様のニーズに合わせてお選びいただけますが、財産補償条項をご契約いただく場合と、休業補償条項をご契約いただく場合で、ご契約いただける特約が異なります。具体的には、P.5記載の「**3** 企業総合保険の特約」をご確認ください。

2 約款の見方

約款をご確認いただくにあたって

①

約款の文中で**太字・下線**で表示されている用語については、普通保険約款の【用語の定義】に規定されている用語を示しています。^{*2}

【用語の定義】の規定をあわせてご確認ください。

用語	定義	基本条項	用語の定義・ 財産補償条項	休業補償条項
アーケード	屋根覆いのある通路およびその屋根覆いをいいます。			○
粗利益	売上高から商品仕入高および原材料費 ⁽⁺⁾ を差し引いた残高をいいます。 (+1) 商品仕入高および原材料費については、期首増加高を加え、期末増加高を差し引きします。	○		○
売上減少高	標準売上高から保険金支払対象期間の売上高を差し引いた残高をいいます。			○
売上高	記名被保険者が日本国内において、品等の対価の総額ならしく、仕上る品等			

^{*2} 原則として、各条の最初に出てきたものを太字・下線で表示しています。

②

普通保険約款および特約の各ページの欄外に、そのページに記載している約款の内容について、必要に応じて補足・解説を掲載しています。約款の記載とあわせてご確認ください。

第3章 基本条項

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

第1条 (告知義務)

保険契約⁽¹⁾の締結の際、保険契約者または被保険者になる者は、**保険契約申込書等**の記載事項のうち、**告知事項**について、事実を当会社の定める方法により正確に告知し、その他の事項については、**当会社の定める方法**により正確に記載しなければなりません。

(+1) 保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

第2条 (通知義務)

(1) 保険契約の締結(+1)の後、下表のいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者が当会社に通知する前に、その事実がなくなった場合は、当会社に通知する必要はありません。

財産補償条項	① 保険の対象を他の場所に移転すること。 ② 保険の対象(+2)の構造または用途を変更(+3)すること。 ③ ①および②のほか、告知事項(+4)の内容に変更を生じさせる事実(+5)が発生すること。
休業補償条項	① 被保険者の事業の全部または一部を譲渡すること。 ② ①のほか、告知事項(+4)の内容に変更を生じさせる事実(+5)が発生すること。

(2) 当会社は、(1)の通知を受けた場合は、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を裏面に記載して提出することを求めることができます。

(+1) 保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。
(+2) 保険の対象に動産が含まれる場合は、これを収容する建物とします。
(+3) 保険の対象である建物もしくは**屋外設置設備**または保険の対象を収容する建物内で行う製造・加工等の工業上の作業の変更を含みます。
(+4) 他の保険契約に関する事実を除きます。
(+5) 告知事項(+4)のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定められたものに関する事実に限ります。

第3条 (保険契約者の住所等変更に関する通知義務)

(1) 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことを当会社に**書面等**によって通知しなければなりません。
(2) 保険契約者が(1)の規定による通知をしなかった場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

第4条 (保険金額の調整)

(1) 財産補償条項においては、保険契約の締結(+1)の際、保険金額が**保険の対象の価額**を超過したことに伴って、保険契約者および被保険者が善意で、かつ、重大な過失がなかった場合は、保険契約者は、当会社にそのことを通知し、その超過していた部分について、この保険契約を取り消すことができます。

(2) 財産補償条項においては、保険契約の締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当会社にそのことを通知し、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に相当するまでの調整を請求することができます。

(3) 財産補償条項においては、当会社は、(1)または(2)の通知を受けた場合は、保険契約者に対して、その通知の内容を裏面に記載して提出することを求めることができます。

(+1) 保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

第5条 (保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務)

(1) 財産補償条項においては、保険契約の締結の後、**被保険者**が保険の対象を譲渡する場合において、この保険契約の権利および義務(+1)を保険の対象の譲受人に譲渡しようとするときは、被保険者は、あらかじめ、**書面等**をもってその事実を当会社に申し出て、承認の請求を行わなければならない。

(2) 財産補償条項においては、保険契約の締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合において、(1)に該当しないときは、保険契約者は、遅滞なく、書面等をもって、保険の対象の譲渡の事実を当会社に通知しなければなりません。

(3) 財産補償条項においては、保険契約の締結の後、被保険者について相続、合併その他の包

54

3 企業総合保険の特約

① 借家人賠償責任補償特約

第1節 賠償責任条項

第1条 (この特約の補償内容—借家人賠償責任)

当会社は、日本国内において生じた下表の偶然な事故に起因して借用户室(+1)に損害(+2)することにより、第3条(被保険者)に規定する**被保険者**が、借用户室(+1)についてその責任(+3)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、借家人賠償責任保険金を支払います。

① 火災
② 破損または爆発(+4)
③ 盗難
④ 給排水設備(+5)の使用または管理に起因する漏水、放水等による水漏れ。ただし、給排水設備(+5)自体に生じた損害を除きます。

(+1) 借用户室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が使用する保険証券記載の**建物**の戸室をいいます。
(+2) 損害とは、滅失(+6)、毀損(+6)または汚損(+6)をいいます。ただし、ワイルド、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。
(+3) 責任とは、転入を含みます。
(+4) 破損または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
(+5) 給排水設備とは、スプリンクラー設備・装置を含みます。
(+6) 滅失とは、**建物**がその物理的存在を失うことをいいます。紛失、盗難、詐欺および偽造を含みません。
(+7) 破損とは、建物や手当てまたは破損されたい物、設備、物品または生物学的変化によりその審美的・経済的価値が減少することをいいます。
(+8) 汚損とは、建物や手当てまたは破損されたい物により汚れることに伴い、その審美的・経済的価値が減少することをいいます。

第2条 (この特約の補償内容—借家人修理費用)

当会社は、日本国内において生じた下表の偶然な事故により、借用户室(+1)に**損害**が生じた場合において、第3条(被保険者)に規定する**被保険者**が、借用户室(+1)についてその責任(+3)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約の規定にしたがって、借家人修理費用保険金を支払います。ただし、下表の①、③、⑤または⑥の事故による損害に対し、被保険者が借用户室(+1)の責任(+2)に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。

① 火災
② 盗難
③ 破損または爆発(+4)
④ 台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(+5)、震災または雪災(+6)。ただし、借用户室(+1)の内部については、借用户室(+1)の外側の部分(+7)が風災(+5)、震災または雪災(+6)によって破損したために生じた損害(+8)に限ります。
⑤ 盗難
⑥ 給排水設備(+9)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借用户室(+1)に生じた事故に伴う漏水、放水等による水漏れ。ただし、火災(+10)もしくは③の事故による損害または給排水設備(+9)自体に生じた損害を除きます。
⑦ 借用户室(+1)の外側からの物体(+11)の落下、飛来、衝突、接触または破壊。ただし、雨、雪、おられ、砂塵、粉塵、保護その他これらに類する物の落下もしくは飛来または火災(+10)、土砂崩れ(+12)もしくは③の事故による損害を除きます。
⑧ 騒音およびこれに類似の集団行動(+13)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(+1) 借用户室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が使用する保険証券記載の**建物**の戸室をいいます。
(+2) 責任とは、転入を含みます。
(+3) 借家人修理費用とは、借用户室(+1)を修理・復旧するために必要となる修理費用をいいます。
(+4) 破損または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
(+5) 風水、竜巻を除きます。
(+6) 震災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいいます。融雪水または融雪作業による事故を除きます。
(+7) 借用户室(+1)の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。
(+8) 風、雨、雪、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入による損害を含みます。
(+9) 給排水設備とは、スプリンクラー設備・装置を含みます。
(+10) 台風、旋風、竜巻、暴風等による洪水、融雪水、竜巻、土砂崩れ(+12)、落石等の水災をいいます。
(+11) 物体とは、車両もしくは航空機またはその付属物を含みます。
(+12) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土すべりまたは山崩れをいいます。落石を除きます。
(+13) 多数の群衆により数秒以上またはこれに準ずる期間にわたり平穏が害されるかまたは被害が生ずる状態であって、**騒音**に達しないものをいいます。

第3条 (被保険者)

(1) **被保険者**とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

① 保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者

(借家人賠償責任補償特約 第1節第1条) この特約には、示談交渉サービスはありません。
(借家人賠償責任補償特約 第1節第1条) 借家人賠償責任の被保険者は、主契約の保険の対象である動産を収容する戸室に限ります。借用户室について被保険者がいるときは、転入または転出についても、この特約の被保険者として指定することができます。
(借家人賠償責任補償特約 第1節第2条) ①、③、⑤または⑥の事故による損害で、被保険者が借用户室の責任(+2)に対して負担する法律上の損害賠償責任については、借家人賠償責任保険金となります。

74

3 解約・中途更新の場合の返れい金の計算方法

ご契約を解約または中途更新される場合の返れい金をご契約内容に応じて計算します。

用語解説

用語	説 明													
月割	既経過期間または未経過期間に応じて定める下表の割合をいいます。													
	1か月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11か月 まで	12か月 まで		
	$\frac{1}{12}$	$\frac{2}{12}$	$\frac{3}{12}$	$\frac{4}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{7}{12}$	$\frac{8}{12}$	$\frac{9}{12}$	$\frac{10}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$		
既経過期間・未経過期間が1日未満の場合は、0/12とします。														
短期率	既経過期間または未経過期間に応じて定める下表の割合をいいます。													
	7日 まで	15日 まで	1か月 まで	2か月 まで	3か月 まで	4か月 まで	5か月 まで	6か月 まで	7か月 まで	8か月 まで	9か月 まで	10か月 まで	11か月 まで	12か月 まで
	10 %	15 %	25 %	35 %	45 %	55 %	65 %	70 %	75 %	80 %	85 %	90 %	95 %	100 %
既経過期間・未経過期間が1日未満の場合は、「7日まで」とします。														
長期保険 未経過料率	保険期間が1年超の場合、既経過期間または未経過期間に応じて定めるP.72記載の「付表4 長期保険未経過料率」の割合をいいます。経過年月について1か月未満の場合は「1か月」とします。													
年間適用 保険料	解約日時点のご契約内容に基づく、保険期間を1年間とした場合の保険料をいいます。 なお、保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、始期日における保険料に基づき算出するものとします。													

返れい金の計算方法

保険期間1年の場合

返還する保険料の額＝年間適用保険料×(1－係数)^{*1}

*1 日割計算の場合は、「年間適用保険料×(未経過日数/365^{*2})」とします。

保険期間1年を超える場合

返還する保険料の額＝適用保険料×長期保険未経過料率

*2 閏年^{うるし}のため保険期間(1年間)が366日の場合は、366とします。

【ご注意ください】

- 返れい金の計算方法は、保険期間、払込方法、団体扱・集団扱特約のセット有無等によって異なります。詳細は、ご契約の代理店または弊社までお問い合わせください。
- 実際には、補償ごとに一の位を四捨五入して10円単位で返還する保険料の額を計算します。計算の順序・計算過程における端数処理・契約内容変更の有無等の影響により、計算方法に従って算出される金額と実際に返還される金額が異なる場合があります。
- 解約時または解除時に未払込保険料がある場合は、計算式に従って算出される金額から未払込保険料相当額を差し引いて保険料を返還します。なお、未払込保険料の額が返還する保険料の額を上回る場合は、その差額をご契約者に請求します。

ご契約を解約される場合およびご契約を中途更新される場合における、返れい金の計算方法の具体例は以下のとおりです。

※ いずれも、下記ケースに記載の保険期間と払込方法の場合で、保険の対象が建物のみでかつ、各種特約をセットしていないご契約の具体例です。弊社が作成した架空の事例であり、過去に実際に発生したものではありません。

ケース① ご契約を解約される場合	
係数	保険期間が1年のご契約で払込方法が一時払の場合：既経過期間に対応する短期率 保険期間が1年のご契約で払込方法が一時払以外の場合：既経過期間に対応する月割 保険期間が1年を超えるご契約で払込方法が一時払の場合：経過年月に対応する長期保険未経過料率
具体例①	保険期間が1年のご契約で払込方法が一時払の場合
計算条件	始期日から6か月後に解約(既経過期間に対応する短期率：70%)、年間適用保険料60,000円
返還する保険料の額 60,000円×(1－70%)＝18,000円	
具体例②	保険期間が1年のご契約で払込方法が一時払以外の場合
計算条件	始期日から6か月後に解約(既経過期間に対応する月割：6/12)、 年間適用保険料60,000円 既に払込みいただいた保険料25,000円 未払込保険料35,000円
返還する保険料の額 60,000円×(1－6/12)＝30,000円	
※ 未払込保険料との差額5,000円(35,000円－30,000円)を請求します。	
具体例③	保険期間が5年のご契約で払込方法が一時払の場合
計算条件	始期日から2年後に解約(既経過期間に対応する長期保険未経過料率：58%)、 保険契約の保険期間に対応する保険料120,000円
返還する保険料の額 120,000円×58%＝69,600円	
ケース② ご契約を中途更新される場合	
係数	保険期間が1年のご契約の場合：未経過期間に対応する日割 ^{*3}
具体例	保険期間が1年のご契約の場合
計算条件	払込方法：一時払 既経過日数181日目に中途更新(未経過日数：184日) ^{*4} 、年間適用保険料60,000円
返還する保険料の額 60,000円×(184/365)＝30,250円	

*3 計算方法の式において、「年間適用保険料×(未経過日数/365)」とします。 *4 閏年^{うるし}ではない年のケースとします。

2 企業総合保険普通保険約款

【用語の定義】

普通保険約款および特約に共通する用語の定義は、下表のとおりです。ただし、別途定義のある場合はそれを優先します。

	用語	定義	【用語の定義】 基本条項	財産補償条項	休業補償条項
ア	アーケード	屋根覆いのある通路およびその屋根覆いをいいます。			○
	粗利益	売上高から商品仕入高および原材料費(*1)を差し引いた残高をいいます。 (*1) 商品仕入高および原材料費については、期首棚卸高を加え、期末棚卸高を差し引きます。	○		○
	売上減少高	標準売上高から保険金支払対象期間の売上高を差し引いた残額をいいます。			○
	売上高	記名被保険者が日本国内において販売した商品・製品等の対価の総額ならびに加工作収入および役務提供による営業収入の対価の総額をいいます。	○		○
	営業継続費用	標準売上高に相当する額の減少を防止または軽減するために保険金支払対象期間内に生じた追加費用(*1)をいい、同期間内に支出を免れた費用があるときはその額を差し引いた額とします。ただし、次に規定するものは追加費用(*1)に含まれません。 (1) 事故の有無にかかわらず、営業を継続するために支出を要する費用 (2) 休業補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故によって保険の対象に損害が生じた場合に、その保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する一切の費用。ただし、この費用のうち、保険金支払対象期間を短縮するために同期間内に生じた必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分は、追加費用に含めるものとします。 (3) 一時使用のために取得した物件の保険金支払対象期間終了時における時価額に相当する部分 (*1) 追加費用とは、必要かつ有益な費用のうち通常要する費用を超える部分をいいます。	○		○
	屋外設備装置	建物の外部にあって、地面等に固着されている設備、装置、機械等をいいます。	○	○	○
カ	仮工事の目的物	本工事の目的物に付随する仮工事の目的物をいいます。ただし、仮工事とは次の(1)から(15)までに掲げる工事をいいます。 (1) 支保工 (2) 型枠工 (3) 支持枠工 (4) 足場工 (5) 仮橋 (6) 仮栈橋 (7) 土留工 (8) 締切工 (9) 路面覆工 (10) 防護工 (11) 工事用道路 (12) 工事用軌道 (13) 仮護岸 (14) 仮排水路 (15) 土取場・土捨場		○	○
	既経過期間	保険期間の初日からその日を含めて保険期間中の特定の日までの、既に経過した期間のことをいいます。	○		

備考

休業日数	保険金支払対象期間内の休業日数(*1)をいい、一部休業(*2)であった日数も休業日数とみなします。 (*1) 休業日数には、定休日を含みません。 (*2) 一部休業には、営業施設が複数存在する場合における一部の営業施設のみの休業を含みます。			○
掘削機械	ブルドーザー、パワーショベル、クラムシェル、ローディングショベル、バックホウ、トラクターショベル、バケットホイールエクスカベーター、タワーエクスカベーター、タワースクレーパー等、工事現場で土砂、岩石等を掘削することを目的とした機械(*1)をいいます。 (*1) 機械には、機械に付属する部品を含みます。		○	○
経常費	事故の有無にかかわらず営業を継続するために支出する費用をいいます。			○
契約内容変更日	保険契約の内容が変更となる日をいいます。	○		
原動機付自転車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める原動機付自転車をいいます。	○	○	○
高額貴金属等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるものをいいます。	○	○	
航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー、飛行船、超軽量動力機(*1)、ジャイロプレーンをいいます。 (*1) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。	○	○	○
工事中仮設建物	工事を行うために工事現場において一時的に設置される現場事務所、宿舍、倉庫等の建物をいいます。ただし、工事期間外においても恒久的に使用される建物は含みません。		○	○
工事中仮設物	本工事または仮工事のために仮設される電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備および保安設備をいいます。		○	○
工場物件	次の(1)、(2)または(3)の工場敷地内(*1)に所在する物をいいます。 (1) (2)および(3)以外のもので次の①、②または③のいずれかに該当する工業上の作業(*2)(*3)を行う工場 ① 工業上の作業(*2)(*3)に使用する動力の合計が50kW以上の設備を有するもの ② 工業上の作業(*2)(*3)に使用する電力(*4)の合計が100kW以上の設備を有するもの ③ 作業人員(*5)が常時50人以上のもの (2) 熱供給事業者(*6)が事業用として占有する熱発生所 (3) 次の①、②または③のいずれかに該当する電力施設 ① 電気事業者(*7)または鉄道事業者(*8)が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所 ② 自らの工業上の作業(*2)(*3)に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した発電所で、その最大出力が100kW以上のもの ③ 自らの工業上の作業(*2)(*3)に使用され、かつ、独立の敷地内を形成した変電所で、その設備容量（主要変圧器の定格容量の合計）が100kVA以上のもの (*1) 工場敷地内とは、特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、工業上の作業(*2)(*3)を行う建物または屋外設備装置が所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。この場合、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。	○	○	

備考

		(※2) 工業上の作業とは次のものをいいます。 ア. 製造または加工作業 イ. 機械、器具類の修理または改造作業 ウ. 廃棄物の再資源化作業(※9) エ. その他次の作業 (ア) 鉱石、鉱油または天然ガスの採取作業 (イ) 熱供給事業者(※6)が事業用として占有する熱発生所において行う熱供給作業 (ウ) 電気事業者(※7)または鉄道事業者(※8)が事業用として占有する発電所、変電所または開閉所において行う発電、変電または開閉作業 (エ) 電気事業者(※7)および鉄道事業者(※8)以外の者が、自らのア.、イ.、ウ.またはエ.の(ア)、(イ)もしくは下記(オ)の工業上の作業に使用するために、発電所または変電所として独立の敷地内を設けて行う発電または変電作業 (オ) (ア)から(エ)まで以外の作業のうち、次の作業 a. 動物のと畜または解体作業 b. 蚕種の製造作業 c. 農産物のうち、豆または種子を選別する作業 d. 洗濯業者が行う衣服その他の洗濯作業 e. ガス充てん業者が行うガスの充てん作業 f. 梱包業者または包装業者が行う物品の荷造または包装作業 g. 石油精製工場敷地外に所在し石油精製業者が占有する貯油所または石油輸出入業者、石油貯油業者もしくは石油卸売業者が占有する貯油所における石油および石油製品の貯蔵、混合調成および圧送作業 (※3) 工業上の作業には、次の作業は含まれません。 ア. 研究または実験のための作業 イ. 学校または職業訓練所における教科のための作業 ウ. 生物の飼育、養殖または栽培作業 (※4) 工業上の作業に使用する電力とは、電気炉、電熱、電気溶接、めっき、電気分解その他の熱源等に使用する電力をいい、動力用の電力を含みません。 (※5) 作業人員の計算は次のとおりとします。 ア. 交替制（2交替、3交替）により作業を行う場合は、1労働日（24時間）を通じ最も多い時の人員によります。 イ. 季節的な作業により作業人員に変動がある場合に限り、1年を通じ最も多い時の作業人員によります。 (※6) 熱供給事業者とは、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に規定する熱供給事業者をいいます。 (※7) 電気事業者とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する電気事業者をいいます。 (※8) 鉄道事業者とは、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）に規定する鉄道事業者をいいます。 (※9) 廃棄物の再資源化作業とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する「廃棄物」ならびに資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に規定する「使用済物品等」および「副産物」のうち有用なものを再生資源または再生部品として使用可能な状態にすることをいいます。なお、再生資源には、熱を得るための燃料を含みます。			
	告知事項	危険(※1)に関する重要な事項のうち、保険契約の締結の際、<u>保険契約申込書等</u>の記載事項とすることによって、当会社が告知を求めたもの(※2)をいいます。 (※1) 危険とは、損害、損失または<u>営業継続費用</u>が発生する可能性をいいます。 (※2) <u>他の保険契約等</u>に関する事実を含みます。	○		
	枯死	鉢植、草花等においてはその植物の生命が全く絶たれた状態をいい、立木竹においては枯れ枝が樹冠部の3分の2以上になった場合および通直な主幹をもつ樹木については樹高の3分の1以上の主幹が枯れた場合をいいます。		○	○
サ	再取得価額	保険の対象と構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額をいいます。	○	○	

財物	財産的価値のある有体物(*1)をいいます。 (*1) 有形的存在を有する固体、液体および気体をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物、漁業権、特許権、著作権その他の権利または電気もしくはエネルギーを含みません。		○	○
時価額	保険の対象の再取得価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(*1)を差し引いて算出した額をいいます。 (*1) 財産補償条項別表2記載の額を限度とします。	○	○	
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象が所在する場所およびこれに連続した土地で、同一の保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。	○	○	○
失効	保険契約の全部または一部の効力が、保険期間開始後の一定の時点以降失われることをいいます。ただし、保険契約が解除されることにより保険契約の全部または一部の効力が失われる場合を除きます。	○		
支払限度率	支払限度率＝最近の会計年度（1か年間）の粗利益の額×1.1／最近の会計年度（1か年間）の売上高			○
車両	自動車、 <u>原動機付自転車</u> 、軽車両(*1)、トロリーバスおよび鉄道車両をいいます。 (*1) 自転車および荷車 ^{ひん} その他もしくは動物の力により、または他の車両に牽引され、かつ、レールによらず運転する車(*2)であって、小児用自転車以外 ^{ひん} の小児用の車、歩行補助車等および身体障害者用の車(*3)以外のものをいいます。 (*2) そりおよび牛馬を含みます。 (*3) 車いすを含みます。		○	○
修理費	損害が生じた地および時において、損害が生じた物を事故発生 ^{ひん} の直前の状態(*1)に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、損害が生じた物の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えると認めたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。 (*1) 構造、質、用途、規模、型、能力等において事故発生 ^{ひん} の直前と同一の状態をいいます。		○	
乗車券等	鉄道またはバスの乗車券、 <u>船舶</u> の乗船券もしくは <u>航空機</u> の航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。	○	○	
商品・製品等	商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。	○	○	○
初回保険料	保険契約の締結の後、最初に払い込まれる保険料をいいます。保険料の払込方法が一時払の場合の一時払保険料を含みます。	○		
書面等	書面または当会社の定める通信方法をいいます。	○		
親族	6親等内の血族、配偶者(*1)または3親等内の姻族をいいます。 (*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。	○	○	○
設備・什器等 ^{じゅう}	設備、装置、機械、器具、工具、什器 ^{じゅう} または備品をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。		○	○
船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。	○	○	○

備考

	損害	偶然な事故によって保険の対象に生じた損害をいい、事故の際に消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。ただし、次のいずれかに該当する場合は損害とみなしません。 (1) ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはこれらの疑いがある場合 (2) 財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)または休業補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故が発生し、その復旧作業を行った後に、保険の対象の機能に著しい支障をきたさない臭気が残存する場合 (3) 財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)または休業補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故の発生により、日常生活または通常の業務に伴う臭気と同程度の臭気が残存する場合	○	○	○
タ	建物	土地に定着し、屋根および柱もしくは壁を有する物をいいます。ただし、屋外設備装置は含みません。	○	○	○
	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。	○		
	追加保険料	契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。	○		
	通貨等	通貨、小切手、印紙、切手、有価証券、手形(*1)、プリペイドカード、商品券、 電子マネー および 乗車券等 をいいます。ただし、小切手および手形(*1)は、被保険者が第三者より受け取ったものに限ります。 (*1) 約束手形および為替手形をいいます。	○	○	○
	電氣的または機械的事故	不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない、電気的作用や機械の稼働に伴って発生した事故をいいます。		○	○
	電子マネー	通貨と同程度の価値および流通性を持った電子データであって、その電子データを記録したICチップ等が搭載されたカードまたは携帯電話等に記録されたものをいいます。	○		
	同居	同一家屋(*1)に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。 (*1) 建物の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれをも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。ただし、マンション等の集合住宅や、建物内に複数の世帯が居住する住宅で、各戸室の区分が明確な場合は、それぞれの戸室を1単位の同一家屋とします。	○	○	○
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。	○	○	○
ハ	被保険者	保険の補償を受けることができる者をいいます。	○	○	○
	標準売上高	事故発生直前12か月のうち保険金支払対象期間に相当する期間の売上高をいいます。	○		○
	暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。		○	○
	保険価額	損害が生じた地および時における 保険の対象の価額 をいいます。	○	○	

保険金支払対象期間	保険金支払の対象となる期間であって、休業補償条項第1条（この条項の補償内容）(2)に規定する損失および休業補償条項第2条（保険の対象）に規定する保険の対象ごとに、それぞれ休業補償条項別表2に記載する期間をいいます。ただし、いかなる場合も保険証券記載の保険金支払対象期間を超えないものとします。	○		○
保険契約申込書等	保険契約の締結のために必要なものとして、保険契約申込書その他の当会社の定める書類(*1)をいいます。 (*1) 電子媒体によるものを含みます。	○		
保険年度	初年度については、保険期間が1年以上の場合は保険期間の初日からその日を含めて1年間とし、保険期間が1年未満の場合は保険期間の末日までとします。次年度以降については、保険期間の初日応当日からその日を含めてそれぞれ1年間とし、保険期間の初日応当日から保険期間の末日までが1年未満の場合は保険期間の末日までとします。ただし、保険証券にこれと異なる記載がある場合は、保険証券の記載によります。	○		
保険の対象の価額	保険証券に再取得価額と記載のある保険の対象の場合は、保険の対象の再取得価額をいい、保険証券に時価と記載のある保険の対象の場合は、保険の対象の時価額をいいます。ただし、貴金属、宝玉もしくは宝石または書画、骨とう、彫刻物その他の美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいい、商品・製品等の場合は、その保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力等のものを再作成または再取得するのに要する額(*1)をいいます。 (*1) 再作成または再取得するのに要する額とは、再作成に要する金額がその保険の対象の市場流通価額を上回る場合は、市場流通価額とします。	○	○	
マ 未経過期間	保険期間中の特定の日の翌日から保険期間の末日までの期間のことをいいます。	○		
無効	保険契約の全部または一部の効力が、当初から生じないことをいいます。	○		
免責金額	支払保険金の計算にあたって差し引く金額をいいます。	○	○	
ヤ ユーティリティ事業者	次のいずれかに該当する事業者で、被保険者以外の者をいいます。 (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）に定める電気事業者 (2) ガス事業法（昭和29年法律第51号）に定めるガス事業者 (3) 熱供給事業法（昭和47年法律第88号）に定める熱供給事業者 (4) 水道法（昭和32年法律第177号）に定める水道事業者および水道用水供給事業者ならびに工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）に定める工業用水道事業者 (5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める電気通信事業者			○
預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます。	○	○	○

備考

企業総合保険普通保険約款

第1章 財産補償条項

第1条（この条項の補償内容）

(1) 当会社は、下表の偶発な事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄に「○」を付した事故によって保険の対象について生じた(2)に規定する損害に対して、この条項および基本条項に従い、第4条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。ただし、下表の⑥から⑩までの事故によって、建物内(*1)に収容されていない商品・製品等について生じた損害に対しては、当会社は、損害保険金を支払いません。

①	火災、落雷または破裂もしくは爆発
②	風災、雹災または雪災
③	給排水設備事故の水濡れ等
④	騒擾または労働争議等
⑤	車両または航空機の衝突等
⑥	建物の外部からの物体の衝突等
⑦	盗難
⑧	水災
⑨	電氣的または機械的事故
⑩	その他偶発な破損事故等

(2) (1)に規定する事故によって保険の対象について生じた損害とは、それぞれ下表に規定するものとします。

①	火災、落雷または破裂もしくは爆発による損害	火災、落雷または破裂もしくは爆発(*2)によって保険の対象について生じた損害をいいます。
②	風災、雹災または雪災による損害	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(*3)、雹災または雪災(*4)によって保険の対象について生じた損害(*5)をいいます。ただし、建物内部または建物内(*1)に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については、建物の外側の部分(*6)が風災(*3)、雹災または雪災(*4)によって破損したために生じた損害(*5)に限ります。
③	給排水設備事故の水濡れ等による損害	給排水設備(*7)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって保険の対象について生じた損害をいいます。ただし、②もしくは⑧の損害または給排水設備(*7)自体に生じた損害を除きます。

備考

第1条(1)の表の⑤

例えば、次の事故が該当します。
例：保険の対象である建物に車両が衝突し、その建物の外壁が破損した事故等（車両自体に生じた事故は、表の⑤「車両または航空機の衝突等」の事故に含まれません。）。

なお、保険の対象である車両またはその積載物に生じた事故は、表の⑤「車両または航空機の衝突等」の事故に含まれません。

第1条(2)の表の②

風災とは、「台風、旋風、竜巻、暴風、暴風雨等の風災（洪水、高潮等を除きます。）」をいい、この条項で保険金のお支払いの対象とする風災とは、異常気象と呼べるようなものに限定します。

④	騒擾または労働争議等による損害	騒擾およびこれに類似の集団行動(*8)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象について生じた損害をいいます。
⑤	車両または航空機の衝突等による損害	車両またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象(*9)について生じた損害をいいます。
⑥	建物の外部からの物体の衝突等による損害	建物(*10)または第2条（保険の対象）(2)④に規定する物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象について生じた損害をいいます。ただし、次の事故による損害を除きます。 ア. 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下または飛来による事故 イ. 土砂崩れ(*11)による事故 ウ. 風災(*3)、雹災または雪災(*4) エ. 水災 オ. 車両または航空機の衝突等
⑦	盗難による損害	盗難によって保険の対象について生じた盗取、損傷または汚損(*12)の損害をいいます。
⑧	水災による損害	ア. 保険証券に浸水条件有型実損払方式と記載のある場合は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(*11)、落石等の水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときにいいます。この場合において、損害の状況の認定は、建物または建物内(*1)に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等については建物(*10)ごとに、 屋外設備装置 および建物内(*1)に収容されていない設備・什器等については保険の対象ごとにそれぞれ行います。ただし、第2条(2)①から⑥までに規定する物が保険の対象である建物に含まれる場合は、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。 (ア) 建物が保険の対象である場合は、損害の状況が次のa.またはb.のいずれかに該当するとき。 a. 保険の対象である建物に 保険価額 の30%以上の損害が生じたとき。 b. 保険の対象である建物が地盤面(*13)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である建物に損害が生じたとき。 (イ) 建物内(*1)に収容されている設備・什器等または商品・製品等が保険の対象である場合は、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を収容する建物が、地盤面(*13)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたとき。 (ウ) 屋外設備装置または建物内(*1)に収容されていない設備・什器等が保険の対象である場合は、保険の対象である、 屋外設備装置 または建物内(*1)に収容されていない設備・什器等に 保険価額 の30%以上の損害が生じたとき。 イ. 保険証券に浸水条件無型実損払方式と記載のある場合は、台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(*11)、落石等の水災によって保険の対象について生じた損害をいいます。
⑨	電氣的または機械的事故による損害	電氣的または機械的事故(*14)によって保険の対象である別表1に規定する物で屋外設備装置に該当するものまたは建物もしくは屋外設備装置に付属するものについて生じた損害をいいます。
⑩	その他偶然な破損事故等による損害	不測かつ突発的な事故(*15)によって保険の対象について生じた損害をいいます。

(3) 当社は、第7条（支払保険金の計算）(2)に規定する費用に対して、第4条（被保険者）に規定する被保険者に下表の費用保険金を支払います。

①	修理付帯費用保険金
②	損害拡大防止費用保険金

備考

第1条(2)の表の⑦

盗難による損害には、盗難の未遂によって、保険の対象に生じた損害も含まれます。

③ 請求権の保全・行使手続費用保険金

(4) 当会社は、第7条(支払保険金の計算)(3)または(4)に規定する費用に対して、第4条(被保険者)に規定する被保険者に下表の費用保険金を支払います。

①	失火見舞費用保険金
②	地震火災費用保険金

(5) 当会社は、建物内(*1)に収容されている設備・什器等が保険の対象であり、保険証券の「補償の内容」欄の「盗難」に「○」が付されている場合は、保険証券記載の建物内(*1)における業務用の通貨等または預貯金証書に生じた盗難による損害に対して、この条項および基本条項に従い、第4条(被保険者)に規定する被保険者に損害保険金を支払います。ただし、小切手、手形、乗車券等および預貯金証書については、それぞれについて下表の左欄に規定するものに対応する下表の右欄に規定する条件をすべて満たす場合に限り支払います。

なお、いずれの損害についても、基本条項第3節第1条(事故発生時等の義務)(1)⑦に規定する届出をしなければなりません。

①小切手	ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 イ. 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払いがなされたこと。
②手形	ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに手形の振出人または引受人に盗難を通知し、かつ、振出人または引受人を通じて手形の支払停止を支払金融機関に届け出たこと。 イ. 遅滞なく公示催告の手続を行ったこと。 ウ. 盗難にあった手形に対して振出人または引受人による支払いがなされたこと。
③乗車券等	保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに乗車券等の運輸機関または発行者へ届け出たこと。なお、宿泊券の場合は、宿泊施設または発行者へ届け出るものとします。
④預貯金証書	ア. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに届け出たこと。 イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと(*16)。

(*1) 建物内には、軒下を含みます。ただし、(2)②のただし書きの規定において、軒下に収容する設備・什器等または商品・製品等は、建物内に収容されていないものとします。

(*2) 破裂もしくは爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*3) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。

(*4) 雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(*5) 雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが基本条項第4節第2条(保険金の支払)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同条項第3節第1条(事故発生時等の義務)の規定に基づく義務を負うものとします。

(*6) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

(*7) 給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。

(*8) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。

(*9) 衝突または接触した車両およびその積載物を含みません。

(*10) 建物とは、保険の対象が設備・什器等または商品・製品等である場合は、これらを収容する建物または保険の対象である設備・什器等が付属する建物をいいます。

(*11) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(*12) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(*13) 地盤面とは、建物が周囲の地面と接する位置をいいます。ただし、床面が地盤面より下にある場合は、その床面をいいます。

(*14) 電氣的または機械的事故には、(1)①から⑧までに規定する事故は含まれません。

(*15) 不測かつ突発的な事故には、(1)①から⑨までに規定する事故は含まれません。

(*16) 現金自動支払機用カードに付帯されるデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から現金が引き落とされた場合も同様とします。

第2条(保険の対象)

(1) この条項において、保険の対象とは、日本国内に所在する下表の財物とします。

①	保険証券記載の <u>建物</u>
②	保険証券記載の <u>屋外設備装置</u>

備考

第2条(1)

屋外設備装置、設備・什器等または商品・製品等のみを保険の対象とする保険契約では、建物の損害については補償されません。例えば、商品・製品等のみを保険の対象とする保険契約では、盗難による建物の損傷や汚損の損害については、保険金をお支払いしません。

③	保険証券記載の設備・什器等(*1)
④	保険証券記載の商品・製品等(*2)

(2) 建物が保険の対象である場合は、下表の物のうち、建物の被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象である建物に含まれます。

①	畳、建具その他これらに類する物
②	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④	保険の対象である建物に付属する門、塀または垣(*3)
⑤	保険の対象である建物に付属する物置、車庫その他の付属建物
⑥	保険の対象である建物の基礎

(3) 建物と建物内(*4)に収容されている設備・什器等の所有者が異なる場合において、その設備・什器等が保険の対象であるときは、(2)①から③までに規定する物のうち設備・什等^{じやう}等の被保険者の所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象である設備・什等^{じやう}等に含まれます。

(4) 屋外設備装置が保険の対象である場合は、その屋外設備装置の基礎は、特別の約定がないかぎり、保険の対象である屋外設備装置に含まれます。

(5) 下表のものは、保険の対象に含まれません。

①	自動車(*5)、船舶または航空機、人工衛星、ロケットその他これらに類する物
②	栈橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置ならびに海上に所在する設備装置
③	新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
④	組立または据付中の屋外設備装置または設備・什等 ^{じやう} 等のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
⑤	仮工事の目的物、工事中用仮設物、工事中用仮設建物およびこれに収容されている設備・什等 ^{じやう} 等ならびに工事現場に所在する工事中用材料または工事中用仮設材
⑥	動物、植物等の生物(*6)
⑦	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑧	通貨等、預貯金証書その他これらに類する物。ただし、第1条(この条項の補償内容)(5)に規定する損害保険金は支払います。
⑨	法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
⑩	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物

(*1) 建物内(*4)に収容されている設備・什等^{じやう}等には、高額貴金属等を含みます。

(*2) 建物内(*4)に収容されている商品・製品等には、高額貴金属等を含みます。

(*3) 垣には、生垣を含みます。

(*4) 建物内には、軒下を含みます。

(*5) 自動車とは、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める自動車をいいます。なお、原動機付自転車は保険の対象に含まれます。

(*6) 動物、植物等の生物が(1)④に規定する商品・製品等である場合は、保険の対象に含まれます。また、(2)④に規定する垣が生垣である場合は、生垣は保険の対象に含まれます。

第3条(保険の対象の保険金額)

(1) 保険証券に実損払方式と記載がある場合は、保険契約締結時に保険の対象の価額を評価し、その額に約定付保割合を乗じて得た額を保険金額とします。また、下表のいずれかに該当する場合は、当会社と保険契約者または被保険者との間で、保険の対象の価額を再評価し、保険金額を変更するものとします。

①	当会社が基本条項第1節第4条(保険金額の調整)(2)に規定する通知を受けた場合
②	保険契約者が保険の対象の価額が増加または減少したことにより保険契約の条件の変更を当会社に通知し、当会社がこれを承認する場合

(2) 保険証券に比例支払方式と記載がある場合は、保険証券記載の金額を保険の対象の保険金額とします。

(3) 高額貴金属等が保険の対象である場合であっても、(1)または(2)に規定する保険の対象の価額および保険金額は、これら以外の保険の対象についてのものとします。

第4条(被保険者)

この条項において、被保険者とは、保険の対象の所有者で保険証券に記載されたものをいいます。

備考

第2条(3)

建物の賃借人が、自分の所有する設備・什等^{じやう}等を保険の対象として契約する場合は、第2条(2)の表の①から③までに規定する物でその賃借人が所有する業務用のものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象である設備・什等^{じやう}等に含まれます。

第2条(5)の表の⑧

通貨等および預貯金証書は保険の対象ではありませんが、盗難による損害が補償されている保険契約においては、第1条(5)に規定されている条件を満たす場合に、保険金をお支払いします(盗難以外の事故による損害は補償されません)。

第3条(2)

比例支払方式の場合は、契約締結時には保険の対象の価額を評価せずに保険金額を設定します。なお、設定した保険金額が、事故が生じた際に評価した保険価額の80%に相当する額より低い場合は、その割合に応じてお支払いされる保険金の額が削減されます。(第7条(1)②)

第3条(3)

高額貴金属等の価額は、保険価額および保険金額に含まませんが、高額貴金属等は、保険証券記載の限度額を限度として補償されます。(第7条(1))

第5条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者 (*1) ウ. ア.またはイ.の代理人 エ. ア.またはイ.の同居の親族
②	①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入(*3)によって生じた損害。ただし、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故によって建物の外側の部分(*4)が破損したために生じた吹き込み等損害（*5）を除きます。
④	次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ア. 被保険者 イ. 被保険者側に属する者
⑤	第1条(1)①から⑥までもしくは(1)⑨から⑩までに規定する事故または第5条(2)②に規定する事由によって発生した事故の際における保険の対象または通貨等もしくは預貯金証書その他これらに類する物の紛失または盗難によって生じた損害
⑥	冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に生じた損害。ただし、同一敷地内で生じた火災による冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化の場合は、この規定は適用しません。
⑦	電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害
⑧	自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械(*6)またはこれらに収容される通貨等もしくは動産の盗難によって生じた損害
⑨	掘削機械の盗難によって生じた損害
⑩	万引き(*7)によって商品・製品等に生じた損害。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この規定は適用しません。 ア. 万引き(*7)が、暴行または脅迫を伴うものであった場合 イ. 万引き(*7)のために建物、屋外設備装置または設備・什器等に破損が生じた場合
⑪	次のいずれかに該当する損害 ア. 保険証券に、建物内(*8)に収容されている設備・什器等または商品・製品等と記載されている保険の対象が、保険証券記載のその建物内(*8)に収容されていないときに生じた事故による損害 イ. 保険証券に、屋外設備装置または建物内(*8)に収容されていない設備・什器等もしくは商品・製品等と記載されている保険の対象が、保険証券記載の保険の対象の所在地の敷地内に所在しないときまたは建物内(*8)に収容されているときに生じた事故による損害
⑫	商品・製品等である植物に生じた次のいずれかの損害 ア. 枯死以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に枯死した場合の損害 ウ. ウイルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*9)
⑬	商品・製品等である動物に生じた次のいずれかの損害 ア. 死亡以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に死亡した場合の損害 ウ. ウイルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*9)
⑭	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害。ただし、第1条(1)①から⑧までに規定する事故が生じた場合は、保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して、その事由が生じた部分に発生した損害に限ります。また、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合は、この規定は適用しません。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に代わって保険の対象を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人

備考

第5条(1)の表の⑤

火災等の事故時における保険の対象の紛失や盗難については、補償の対象となりません。

⑮	保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害 ア. 自然の消耗または劣化(*10) イ. ボイラースケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ(*11)、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 エ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑯	保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*12)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害
⑰	屋根材(*13)または樋にゆがみ、たわみ、へこみ、ひび割れ(*11)、欠け、反り、浮き上がり、ずれ、波打ち、釘浮きその他類似の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害。ただし、第1条(1)①から⑨までに規定する事故によって生じた損害については、この規定は適用しません。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波。ただし、第7条（支払保険金の計算）(4)に規定する地震火災費用保険金については、この規定は適用しません。
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質(*14)もしくは核燃料物質(*14)によって汚染された物(*15)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大。ただし、第7条(4)に規定する地震火災費用保険金については、第5条(2)②の事由によって発生した事故の延焼または拡大によって損害が生じた場合に保険金を支払います。 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故の第5条(2)①から③までの事由による延焼または拡大 ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) (1)①に規定する者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*3) 浸み込みまたは漏入には、すが漏れ(*16)を含みます。
- (*4) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (*5) 吹き込み等損害とは、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入(*3)によって生じた損害をいいます。
- (*6) 商品・製品等である機械は含みません。
- (*7) 万引きとは、買い物を装い、陳列または保管されている商品・製品等を盗取することをいい、その未遂を含みます。
- (*8) 建物内には、軒下を含みます。
- (*9) ウイルス、細菌、原生動物等による損害の発生またはその拡大を防止することを目的として、被保険者、行政機関等が保険の対象を処分することによる損害を含みます。
- (*10) 自然の消耗または劣化には、凍害(*17)を含みます。また、保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (*11) 板ガラスの熱割れは含みません。
- (*12) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*13) 屋根材とは、屋根を構成するスレート、瓦、鋼板、コンクリート等をいい、棟板金および陸屋根の防水層を含みます。
- (*14) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (*15) 核燃料物質(*14)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*16) すが漏れとは、融雪水または雨水が凍結し、その凍結したものにせき止められた融雪水または雨水が建物内部に漏入することをいいます。
- (*17) 凍害とは、浸み込んだ水分が凍結および融解することにより、保険の対象に剥がれ、ひび割れ等が生じることをいいます。

第6条（保険金をお支払いしない場合－電気的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）

当会社は、第1条（この条項の補償内容）(1)⑨または⑩の事故が発生した場合において、下表のいずれかに該当する**損害**に対しては、保険金を支払いません。

①	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損害については、この規定は適用しません。
---	---

備考

第5条の表の⑮イ.

ボイラースケールとは、ボイラー内の水に溶解している不純物が、水管やドラムに付着、堆積することをいいます。

第5条の表の⑰.

キャビテーションによる損害とは、水車、ポンプ等の流体機械で、高速で水が流れることにより気泡が発生し、気泡が破裂する際の衝撃力で機械の羽根車等が損傷することをいいます。

第5条(2)の表の②

地震等による損害については、補償の対象となりません。補償を必要とされる場合は、「地震危険補償特約」をご契約いただく必要がありますので、代理店または弊社までお問い合わせください。

②	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害 ア. 保険契約者または 被保険者 (*1)の使用人 イ. 保険の対象の使用または管理を委託された者 ウ. イの使用人
③	保険の対象である 設備・什器等 または 商品・製品等 を加工または製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に生じた損害(*2)
④	保険の対象に対する加工(*3)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
⑤	保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害
⑥	詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
⑦	土地の沈下、移動、隆起、振動等によって生じた損害
⑧	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害
⑨	凍結によって保険の対象である 建物 の専用水道管について生じた損害
⑩	保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象に生じたコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害。ただし、容器、配管等に第1条(1)の事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害については、この規定は適用しません。
⑪	保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 音色または音質の変化の損害
⑫	次の物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれているものについて、その工事に起因して生じた損害 ア. 新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物 イ. 組立または据付中の 屋外設備装置 または設備・什器等
⑬	次の物に生じた損害 ア. 自動車以外の 車両 、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品 イ. 設備・什器等であるハングライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品 ウ. 設備・什器等であるラジコン模型、ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらに類する物ならびにこれらの付属品 エ. 商品・製品等である動物または植物 オ. 第2条(保険の対象)(2)④に規定する生垣 カ. 設備・什器等である携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑭	検品または梱卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害(*4)
⑮	保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによる損害
⑯	設備・什器等である次の医療用機器に生じた損害 ア. 医療用機器の体内挿入部位(*5) イ. 鉗子、メス、聴診器、注射器等の器具類 ウ. マイクロモーター、エアーモーター、エアータービン等の切削装置 エ. バキューム装置付属のモーター オ. 歯科用診療台ユニットのホース カ. 上記に類する切削工具および消耗品
⑰	保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*6)を負うべき損害

第6条の表の⑩

コンタミネーションとは、保険の対象が他の物質と接触し、または混合することにより、その保険の対象の質が低下し、または性質が変化することをいいます。

第6条の表の⑬エ.

商品・製品等である動物または植物は、保険の対象に含まれますが、電氣的または機械的事故、その他偶然な破損事故等による損害については補償の対象となりません。また、枯死・死亡以外の損害は補償の対象となりません。(第5条(1)の表の⑫⑬)

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 設備・什器等または商品・製品等に生じた損害には、加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその設備・什器等または商品・製品等に生じた損害を含みます。
- (*3) 加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。
- (*4) 検品または梱卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害には、不法に侵入した第三者の盗取の損害は含まれません。
- (*5) 体内挿入部位には、口腔、鼻腔、耳孔、肛門その他これらに類するものへの挿入部位を含みます。
- (*6) 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

第7条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、次の①から④までに規定する損害保険金を支払います。

① 保険証券に実損払方式と記載がある場合は、当会社は、1回の事故につき保険金額の1.4

倍に相当する額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、**高額貴金属等を除く商品・製品等**については、1回の事故につき保険金額の1.68倍に相当する額を限度として、また、高額貴金属等については、1回の事故につき保険証券記載の限度額の1.4倍に相当する額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。

この場合において、次の算式により算出した損害保険金の額が、下表の右欄の額を超えるときは、損害保険金の額から第8条（損害額の決定）(3)に規定する費用を除いた額は、下表の右欄の額を限度とし、その額に同条(3)に規定する費用を加算した額を損害保険金の額とします。

保険の対象	限度とする額
商品・製品等および高額貴金属等以外	保険金額
高額貴金属等を除く商品・製品等	保険金額の1.2倍に相当する額
高額貴金属等	保険証券記載の限度額

$$\boxed{\text{第8条(1)または(2)に規定する損害額}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

- ② 保険証券に比例支払方式と記載がある場合は、当会社は、1回の事故につき保険金額の1.4倍に相当する額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、高額貴金属等を除く商品・製品等については、1回の事故につき保険金額の1.68倍に相当する額を限度として、また、高額貴金属等については、1回の事故につき保険証券記載の限度額の1.4倍に相当する額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。

この場合において、次の算式により算出した損害保険金の額が、下表の右欄の額を超えるときは、損害保険金の額から第8条(3)に規定する費用(*1)を除いた額は、下表の右欄の額を限度とし、その額に同条(3)に規定する費用(*1)を加算した額を損害保険金の額とします。

保険の対象	限度とする額
商品・製品等および高額貴金属等以外	保険金額
高額貴金属等を除く商品・製品等	保険金額の1.2倍に相当する額
高額貴金属等	保険証券記載の限度額

ア. 保険の対象が高額貴金属等以外の場合

(ア) 保険金額が保険の対象の**保険価額**の80%に相当する額以上のとき。

$$\boxed{\text{第8条(1)または(2)に規定する損害額}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

(イ) 保険金額が保険の対象の**保険価額**の80%に相当する額より低いとき。

$$\left(\boxed{\text{第8条(1)または(2)に規定する損害額}} \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{保険価額}} \times 80\%} \right) - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

イ. 保険の対象が高額貴金属等の場合

$$\boxed{\text{第8条(1)または(2)に規定する損害額}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

- ③ ①および②に規定する免責金額は、保険の対象ごとに次のア.からカ.までの算式により算出します。この場合において、算出された免責金額が0円を下回るときは、免責金額は0円とします。また、保険の対象が②ア.(イ)に該当する場合は、その保険の対象に関する次のイ.からオ.までに規定する算式中の損害額を次の算式により算出した額とします。

$$\boxed{\text{第8条(1)または(2)に規定する損害額}} \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{保険価額}} \times 80\%}$$

ア. 建物

$$\boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{建物の免責金額}}$$

イ. 高額貴金属等を除く**設備・什器等**

$$\boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} - \boxed{\text{建物の第8条(1)または(2)に規定する損害額}} = \boxed{\text{高額貴金属等を除く設備・什器等の免責金額}}$$

ウ. **設備・什器等**である高額貴金属等

$$\boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} - \boxed{\text{建物および高額貴金属等を除く設備・什等の第8条(1)または(2)に規定する損害額}} = \boxed{\text{設備・什器等である高額貴金属等の免責金額}}$$

エ. 高額貴金属等を除く商品・製品等

$$\boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} - \boxed{\text{建物および設備・什器等(*2)の第8条(1)または(2)に規定する損害額}} = \boxed{\text{高額貴金属等を除く商品・製品等の免責金額}}$$

備考

第7条(1)③

建物、設備・^{じゅう}什器等または商品・製品等をあわせてご契約された場合、免責金額は、建物、設備・^{じゅう}什器等、商品・製品等の順に適用します。

オ. 商品・製品等である高額貴金属等

保険証券記載の 免責金額	—	建物、設備・什器等(*2)および高額貴 金属等を除く商品・製品等の第8条 (1)または(2)に規定する損害額	=	商品・製品等である高 額貴金属等の免責金額
-----------------	---	--	---	--------------------------

カ. 屋外設備装置

保険証券記載の免責金額	=	屋外設備装置の免責金額
-------------	---	-------------

- ④ 通貨等または預貯金証書について当会社の支払う損害保険金の額は、1回の事故につき保険証券記載の限度額を限度として、盗難によって生じた損害額とします。ただし、手形については、第8条(5)に規定する損害額とします。

(2) 当会社は、次の①から③までに規定する費用保険金を支払います。

① 修理付帯費用保険金

当会社は、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故によって保険の対象に損害が生じた結果、第7条（支払保険金の計算）(1)①または②に規定する損害保険金が支払われる場合に、その保険の対象の復旧にあたり発生した費用のうち、必要かつ有益な下表の費用(*3)に対して、修理付帯費用保険金を支払います。ただし、1回の事故につき、保険の対象の合計保険金額(*4)の30%に相当する額または1,000万円(*5)のいずれか低い額を限度とします。

ア. 損害原因調査費用	損害が生じた保険の対象を復旧するために要するその損害の原因の調査費用(*6)
イ. 試運転費用	損害が生じた保険の対象である設備または装置を再稼働するために要する保険の対象の点検費用、調整費用または試運転費用。ただし、副資材または触媒の費用を除きます。
ウ. 仮設物設置費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用(*7)および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用
エ. 残業勤務・深夜勤務などの費用	損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用
オ. 賃借費用	損害が生じた保険の対象の代替として使用する物の賃借費用(*8)。ただし、損害が生じた保険の対象をその地において借用する場合に要する賃借費用(*8)を超えるものを除きます。

② 損害拡大防止費用保険金

当会社は、第1条(1)①に規定する事故が生じた場合において、第7条(1)①または②に規定する損害保険金が支払われるとき(*9)に、保険契約者または被保険者が、その事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、下表に規定する費用に対して、損害拡大防止費用保険金を支払います。

ア. 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
イ. 消火活動に使用したことにより損傷した物(*10)の修理費用または再取得費用
ウ. 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(*11)

③ 請求権の保全・行使手続費用保険金

当会社は、(1)①、②または④に規定する損害保険金が支払われる場合に、基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(1)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。

(3) 当会社は、①の事故によって②の損害が生じた場合は、それによって生じる見舞金等の費用に対して、失火見舞費用保険金として、被災世帯(*12)の数に50万円(*13)を乗じて得た額を支払います。この場合において、被保険者が2名以上のときにも、1被災世帯(*12)あたりの支払額は50万円(*13)とします。ただし、1回の事故につき、保険の対象の合計保険金額(*4)(*14)の20%に相当する額を限度とします。

① 保険の対象または保険の対象を収容する建物から発生した火災、破裂または爆発。ただし、第三者(*15)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分(*16)から発生した火災、破裂または爆発による場合を除きます。

② 第三者(*15)の所有物(*17)の滅失、損傷または汚損。ただし、煙損害または臭気付着の損害を除きます。

(4) 当会社は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象である建物、屋外設備装置または建物内(*18)もしくは屋外設備装置内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等が損害を受け、その損害の状況が下表のいずれかに該当する場合は、それによって臨時に生じる費用に対して、地震火災費用保険金として、保険金額(*4)の5%に相当する額を支払います。ただし、1回の事故(*19)につき、1敷地内ごとに300万円(*20)を限度とします。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象が建物または屋外設備装置であるときはその建物または屋外設備装置ごとに、保険

備考

第7条(1)④

通貨等または預貯金証書の盗難については、免責金額の適用はありません。

第7条(2)②

損害の発生および拡大の防止のための行為が、実際に効果をもたらしたかどうかは問いません。

の対象が設備・什器等または商品・製品等であるときはこれを収容する建物または屋外設備装置ごとに、それぞれ行い、また、第2条（保険の対象）(2)④に規定する物が保険の対象である建物に含まれるときは、これらが付属する建物の損害の状況の認定によるものとします。

①	建物が保険の対象である場合は、保険証券記載の建物が半焼以上となったとき(*21)。
②	屋外設備装置が保険の対象である場合は、火災による損害の額が、その屋外設備装置の保険価額の50%以上となったとき。ただし、第2条(2)④に規定する物が保険の対象である建物に含まれる場合は除きます。
③	建物内(*18)または屋外設備装置内に収容されている設備・什器等または商品・製品等が保険の対象である場合は、保険の対象を収容する建物が半焼以上となったとき(*21)、または保険の対象を収容する屋外設備装置の火災による損害の額が、その屋外設備装置の保険価額の50%以上となったとき。

(5) 2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合は、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に(1)から(4)まで、第8条（損害額の決定）および基本条項第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）の規定を適用します。

(*1) 7.(4)に該当する場合は、第8条（損害額の決定）(3)に規定する費用を次の算式により算出した額とします。

$$\boxed{\text{第8条(3)に規定する費用}} \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{保険価額}} \times 80\%}$$

(*2) 設備・什器等には、高額貴金属等を含みます。

(*3) 居住の用に供する部分にかかわる費用は含まれません。

(*4) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。また、保険の対象に高額貴金属等が含まれる場合は、保険の対象の合計保険金額に高額貴金属等の保険証券記載の限度額を加算します。

(*5) 工場物件の場合は、5,000万円とします。

(*6) 調査費用には、被保険者またはその親族もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費は含まれません。

(*7) 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用には、保険の対象の復旧完了時における仮設物の時価額(*22)は含まれません。

(*8) 賃借費用には、敷金その他賃貸借契約終了時に返還されるべき一時金および復旧期間を超える期間に対応する費用は含まれません。この場合の復旧期間とは、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間をいい、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

(*9) 損害保険金が支払われるときには、免責金額を差し引くことにより損害保険金が支払われないときを含みます。

(*10) 消火活動に使用したことにより損傷した物には、消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(*11) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用には、人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものは含まれません。

(*12) 被災世帯とは、(3)②に規定する損害が生じた世帯または法人をいいます。

(*13) この保険契約の保険証券に複数の明細書が添付されている場合であっても、1被災世帯(*12)あたりの支払額は50万円とします。

(*14) この保険契約の保険証券に添付されている複数の明細書において、(3)①の事故によって(3)②の損害が生じた場合は、それぞれの明細書における合計保険金額(*4)を合算した額とします。

(*15) 第三者には、保険契約者と被保険者が異なる保険契約の場合の保険契約者を含み、被保険者と生計を共にする同居の親族は含みません。

(*16) 第三者(*15)の所有物で被保険者以外の者が占有する部分には、区分所有建物の共有部分を含みます。

(*17) 第三者(*15)の所有物のうち、動産については、その所有者によって現に占有されている物で、その者の占有する場所に所在するものに限ります。

(*18) 建物内には、軒下を含みます。

(*19) 72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。

(*20) 工場物件を含む敷地内については、2,000万円とします。

(*21) 建物が半焼以上となったときは、建物の主要構造部の火災による損害の額が、その建物の保険価額の20%以上となったとき、または建物の焼失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上となったときをいいます。

(*22) 時価額とは、構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額から、使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。

第8条（損害額の決定）

(1) 保険証券に再取得価額と記載のある保険の対象および商品・製品等の場合は、損害額(*1)は、次の算式により算出した額とします。この場合において、(3)の費用を除いて算出した損害額は、損害が生じた保険の対象の保険価額を限度とします。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害額(*1)および盗取された保険の対象の損害額(*1)は、保険価額に(3)の費用を加えた額とします。

$$\boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額(*2)}} = \boxed{\text{損害額}}$$

(2) 保険証券に時価と記載のある保険の対象の場合は、損害額(*1)は、次の算式により算出し

た額とします。この場合において、(3)の費用を除いて算出した損害額は、損害が生じた保険の対象の保険価額を限度とします。ただし、保険の対象の全部が滅失した場合における損害額(*1)および盗取された保険の対象の損害額(*1)は、保険価額に(3)の費用を加えた額とします。

修理費	−	修理によって 保険の対象の価額の増加 が生じた場合は、その増加額(*3)	−	修理に伴って生じた残存物がある場合は、その時価額(*2)	=	損害額
-----	---	---	---	------------------------------	---	-----

(3) (1)および(2)の修理費(*4)には、下表の費用を含み、第7条（支払保険金の計算）(2)①から③までの費用を含みません。

① 残存物取片づけ費用	事故によって損害が生じた保険の対象の残存物の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用
② 損害範囲確定費用	保険の対象に生じた損害の範囲を確定するために必要な調査費用(*5)。ただし、保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間(*6)を超える期間に対応する費用を除きます。
③ 仮修理費用	損害が生じた保険の対象の仮修理に必要な費用。ただし、本修理の一部をなすと認められる部分の費用および仮修理のために取得した物の保険の対象の復旧完了時における時価額(*7)を除きます。

(4) 第1条（この条項の補償内容）(1)⑦に規定する**盗難**によって生じた盗取の損害について、盗取された保険の対象を回収することができた場合は、そのために支出した必要な費用は、損害額(*1)に含まれるものとします。

(5) 手形について生じた損害額(*1)には、基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(1)①の公示催告手続に要する費用が含まれるものとします。ただし、いかなる場合でも、**被保険者**の被る金利損害は損害額(*1)に含まれないものとします。

(*1) 損害額とは、当会社が損害保険金として支払うべき損害の額をいいます。

(*2) 時価額とは、保険の対象の再取得価額から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額を差し引いて算出した額をいいます。

(*3) 増加額は、別表2記載の額を限度とします。

(*4) 復旧しない場合の修理費は、修理を行った場合に要すると認められる費用をいいます。

(*5) 調査費用には、被保険者またはその**親族**もしくは使用人にかかわる人件費および被保険者が法人である場合は、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者またはその従業員にかかわる人件費は含まれません。

(*6) 保険の対象に損害が生じた時からその保険の対象の復旧完了までの期間は、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

(*7) 時価額とは、構造、質、用途、規模、型、能力等が同一の物を再築または再取得するのに必要な金額から、使用による消耗分（減価分）を控除して算出した額をいいます。

第9条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

(1) この財産補償条項は、それぞれの**被保険者**ごとに個別に適用します。

(2) (1)の規定を適用する場合においても、この保険契約において支払う損害保険金および費用保険金の額は、それぞれの被保険者に支払う額を合算したうえで、その損害保険金および費用保険金の支払に関する規定による限度額または**免責金額**を適用して算出します。

別表1 電気的または機械的事故における保険の対象

空調設備	温風暖房機、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナー、ユニットクーラー、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサー、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、 ^{がい} 碍子・ ^{がい} 管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、通信配線、照明器具、発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備等
給排水・衛生・消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等
窓ふき用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール等
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール等
エア・シュータ設備	送風機、気送子、インターホン等

ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス等
駐車場機械設備	駐車場機械本体、駐輪場機械設備、巻上機、搬器、ガードレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置、駐車券発行機・精算機等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、宅配ボックス、建物免震・制震機械装置、ごみ処理・塵芥焼却設備、ベルトコンベア、放送設備、ボイラー等
上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	

ただし、これらの設備の基礎(*1)のみに生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
また、これらの設備からは、次に規定するものを除きます。

- (1) コンクリート製・陶磁器製・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具(*2)
- (2) 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
- (3) ベルト、ワイヤーロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたはX線管。ただし、エレベーターのワイヤーロープは、保険の対象に含みます。
- (4) 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油、水銀整流器内の水銀および蒸気タービン装置または水力発電装置の潤滑油または操作油は、保険の対象に含みます。
- (5) フィルターエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
- (6) 炉壁または予備用の部品。ただし、ボイラーの炉壁は、保険の対象に含みます。

(*1) 基礎には、アンカーボルトを含みます。

(*2) 陶磁器製の機器または器具には、^がい^{せん}子・^がい^{せん}管を含みません。

別表2 修理費または再取得価額から差し引く限度額

保険の対象	限度額
建物	再取得価額の50%に相当する額。ただし、通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再取得価額の80%に相当する額とします。
屋外設備装置、設備・什器等	再取得価額の50%に相当する額。ただし、通常の想定を上回る過酷な温度、圧力、振動、湿度、物質濃度等の環境下において設置もしくは使用されている場合、機能・性能を維持するために一定の使用量もしくは使用期間で交換することを前提とした設計となっている場合または通常の維持管理がなされていないと認められる場合は、再取得価額の90%に相当する額とします。

第2章 休業補償条項

備考

第1条（この条項の補償内容）

(1) 当会社は、下表の偶然な事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄に「○」を付した事故によって保険の対象について生じた損害により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた(2)に規定する損失に対して、この条項および基本条項に従い、第3条(被保険者)に規定する被保険者に損害保険金を支払います。ただし、第2条（保険の対象）(1)②に規定する隣接物件に生じた下表の⑪の事故または第2条(1)③に規定するユーティリティ設備に生じた下表の⑨から⑪までの事故によって、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対しては、当会社は、損害保険金を支払いません。

①	火災、落雷または破裂もしくは爆発
②	風災、雹災 ^{ひょう} または雪災
③	給排水設備事故の水濡れ等
④	騒擾 ^{じょう} または労働争議等
⑤	車両または航空機の衝突等
⑥	建物の外部からの物体の衝突等
⑦	盗難
⑧	水災
⑨	電氣的または機械的事故
⑩	その他偶然な破損事故等
⑪	食中毒

第1条(1)の表の⑤

例えば、次の事故が該当します。
例：保険の対象である建物に車両が衝突し、その建物の外壁が破損した事故等（車両自体に生じた事故は、表の⑤「車両または航空機の衝突等」の事故に含まれません。）。

なお、保険の対象である車両またはその積載物に生じた事故は、表の⑤「車両または航空機の衝突等」の事故に含まれません。

(2) (1)に規定する事故によって保険の対象について生じた損害により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失とは、それぞれ下表に規定するものとします。

①	火災、落雷または破裂もしくは爆発による損失	火災、落雷または破裂もしくは爆発(*1)によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
---	-----------------------	---

②	風災、雹災または雪災による損失	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(*2)、雹災または雪災(*3)によって保険の対象に損害(*4)が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。ただし、建物内部または建物内に収容されている設備・什器等もしくは商品・製品等(*5)については、建物の外側の部分(*6)が風災(*2)、雹災または雪災(*3)によって破損したために保険の対象に損害(*4)が生じたことによって生じた損失に限りません。
③	給排水設備事故の水濡れ等による損失	給排水設備(*7)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。ただし、②もしくは⑧の損失または給排水設備(*7)自体に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止もしくは阻害されたために生じた損失を除きます。
④	騒擾または労働争議等による損失	騒擾およびこれに類似の集団行動(*8)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑤	車両または航空機の衝突等による損失	車両またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象(*9)に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑥	建物の外部からの物体の衝突等による損失	建物(*10)または第2条（保険の対象）(2)④に規定する物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。ただし、次の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失を除きます。 ア. 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下または飛来による事故 イ. 土砂崩れ(*11)による事故 ウ. 風災(*2)、雹災または雪災(*3) エ. 水災 オ. 車両または航空機の衝突等
⑦	盗難による損失	盗難によって保険の対象に盗取、損傷または汚損(*12)の損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑧	水災による損失	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(*11)、落石等の水災によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑨	電氣的または機械的事故による損失	電氣的または機械的事故(*13)によって保険の対象である別表1に規定する物で屋外設備装置に該当するものまたは建物もしくは屋外設備装置に付属するものに損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑩	その他偶然な破損事故等による損失	不測かつ突発的な事故(*14)によって保険の対象に損害が生じた結果、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。
⑪	食中毒による損失	次の事故によって被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失をいいます。 ア. 占有物件における食中毒の発生。ただし、その食中毒の発生について食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づいて所轄保健所長に届出があった場合に限りません。 イ. 占有物件において製造、販売または提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、その食中毒の発生について食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づいて所轄保健所長に届出があった場合に限りません。 ウ. ア.またはイ.の食中毒の発生の疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による占有物件の営業の禁止、停止その他の処置

備考

第1条(2)の表の②

風災とは、「台風、旋風、竜巻、暴風、暴風雨等の風災（洪水、高潮等を除きます。）」をいい、この条項で保険金のお支払いの対象とする風災とは、異常気象と呼べるようなものに限定します。

第1条(2)の表の⑦

盗難による損失には、盗難の未遂により、保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失を含みます。

(3) 当会社は、(1)に規定する事故のうち、この保険契約で補償される事故によって保険の対象について損害が生じたことによって生じた営業継続費用に対して、第3条（被保険者）に規定する被保険者に営業継続費用保険金を支払います。

(4) 当会社は、第7条（支払保険金の計算）(3)に規定する費用に対して、第3条（被保険者）

に規定する被保険者に下表の費用保険金を支払います。

①	損害拡大防止費用保険金
②	請求権の保全・行使手続費用保険金

- (※1) 破裂もしくは爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (※2) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。
- (※3) 雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
- (※4) 雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが基本条項第4節第2条（保険金の支払）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同条項第3節第1条（事故発生時等の義務）の規定に基づく義務を負うものとします。
- (※5) 軒下に収容する設備・什器等または商品・製品等は、建物内に収容されていないものとします。
- (※6) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (※7) 給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。
- (※8) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、**暴動**に至らないものをいいます。
- (※9) 衝突または接触した車両およびその積載物を含みません。
- (※10) 建物とは、保険の対象が設備・什器等または商品・製品等である場合は、これらを収容する建物またはこれらの設備・什器等が付属する建物をいいます。
- (※11) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
- (※12) 汚損とは、**財物**が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (※13) 電氣的または機械的事故には、(1)①から⑧までに規定する事故は含まれません。
- (※14) 不測かつ突発的な事故には、(1)①から⑨までおよび⑪に規定する事故は含まれません。

第2条（保険の対象）

(1) この条項において、保険の対象とは、日本国内に所在する下表の**財物**とします。

①	占有物件	ア. 被保険者 が全部または一部を占有する保険証券記載の 建物 または構築物のうち被保険者が占有する部分 イ. ア.が所在する 敷地内 にある、被保険者が占有する物
②	隣接物件	ア. 被保険者が一部を占有する保険証券記載の建物または構築物のうち、他人が占有する部分 イ. ア.および①ア.に隣接する アーケード またはそのアーケードに面する建物もしくは構築物 ウ. ア.および①ア.へ通じる袋小路およびそれに面する建物または構築物
③	ユーティリティ設備	①ア.および②ア.と配管または配線により接続している ユーティリティ事業者 が占有する電気、ガス、熱、水道、工業用水道または電信・電話の供給・中継設備およびこれらに接続している配管または配線でユーティリティ事業者が占有するもの

(2) 建物が保険の対象である場合は、下表の物のうち、被保険者が占有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象である建物に含まれます。

①	畳、建具その他これらに類する物
②	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④	保険の対象である建物に付属する門、塀または垣(※1)
⑤	保険の対象である建物に付属する物置、車庫その他の付属建物
⑥	保険の対象である建物の基礎

(3) **屋外設備装置**が保険の対象である場合は、その屋外設備装置の基礎は、特別の約定がないかぎり、保険の対象である屋外設備装置に含まれます。

(4) 下表のものは、保険の対象に含まれません。

①	自動車(※2)、 船舶 または 航空機 、人工衛星、ロケットその他これらに類する物
②	栈橋、護岸およびこれらに取り付けられた設備装置ならびに海上に所在する設備装置
③	新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
④	組立または据付中の屋外設備装置または 設備・什器等 のうち、工事の発注者に被保険者が含まれていないもの
⑤	仮工事の目的物 、 工事中用仮設物 、 工事中用仮設建物 およびこれに収容されている設備・什器等ならびに工事現場に所在する工事中用材料または工事中用仮設材

備考

第2条(1)の表の①イ.

敷地内の被保険者が占有する物には動産も含まれます。

⑥	動物、植物等の生物(*3)
⑦	稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
⑧	通貨等、預貯金証書その他これらに類する物
⑨	法令により被保険者による所有または所持が禁止されている物
⑩	データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物
⑪	①から⑩までに規定する物のほか、次の物
	ア. 仮設興行場、仮設海水浴場施設、博覧会施設、見本市施設およびこれらの施設(*4)内に所在する物件
	イ. 動物または植物を育成する施設(*4)(*5)およびこれらの施設(*4)内に所在する物件

(*1) 垣には、生垣を含みます。

(*2) 自動車とは、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に定める自動車をいいます。なお、原動機付自転車は保険の対象に含みます。

(*3) 動物、植物等の生物が商品・製品等である場合は、保険の対象に含みます。また、(2)④に規定する垣が生垣である場合は、生垣は保険の対象に含みます。

(*4) 第3条（被保険者）に規定する被保険者以外の者が所有、使用または管理する不動産または動産を含みます。

(*5) 動物または植物を育成する施設には、孵化場、養殖場、果樹園等を含みます。

第3条（被保険者）

この条項において、被保険者とは、保険の対象について生じた損害によって営業が休止または阻害される者で、保険証券に記載されたものをいいます。

第4条（保険金をお支払いしない場合）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する損失および営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失および営業継続費用 ア. 保険契約者(*1) イ. <u>被保険者</u> (*1) ウ. ア.またはイ.の代理人 エ. ア.またはイ.の同居の親族
②	①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失および営業継続費用。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入(*3)によって保険の対象に <u>損害</u> が生じたことによって生じた損失および営業継続費用。ただし、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故によって建物の外側の部分(*4)が破損したために保険の対象に吹き込み等損害(*5)が生じたことによって生じた損失および営業継続費用を除きます。
④	次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損失および営業継続費用 ア. 被保険者 イ. 被保険者側に属する者
⑤	第1条(1)①から⑥までもしくは(1)⑧から⑪までに規定する事故または第4条(2)②に規定する事由によって発生した事故の際における保険の対象の紛失または <u>盗難</u> によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑥	冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化によって冷凍・冷蔵物に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用。ただし、同一敷地内で生じた火災による冷凍・冷蔵装置または冷凍・冷蔵設備の破壊、変調または機能停止に起因する温度変化の場合は、この規定は適用しません。
⑦	電力の停止または異常な供給により、保険の対象である商品・製品等のみに損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用。ただし、電力の停止または異常な供給が1時間未満である場合に限りま。
⑧	自動販売機、駐車券発行機、精算機、ゲーム機、コインランドリー機等、現金を投入することで商品やサービスを提供する機械(*6)またはこれらに収容される通貨等もしくは動産の盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑨	<u>掘削機械</u> の盗難によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用

⑩	万引き(*7)によって商品・製品等に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この規定は適用しません。 ア. 万引き(*7)が、暴行または脅迫を伴うものであった場合 イ. 万引き(*7)のために建物、 屋外設備装置 または 設備・什器等 に破損が生じた場合
⑪	商品・製品等である植物に次のいずれかの損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用 ア. 枯死 以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に枯死した場合の損害 ウ. ウイルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*8)
⑫	商品・製品等である動物に次のいずれかの損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用 ア. 死亡以外の損害 イ. 事故発生後その日を含めて8日を経過する日以後に死亡した場合の損害 ウ. ウイルス、細菌、原生動物等による損害またはこれらによる疑いのある損害(*8)
⑬	法令等の規制によって生じた損失および営業継続費用。ただし、第1条(2)⑪の損失および営業継続費用を除きます。
⑭	保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害によって生じた損失および営業継続費用
⑮	次のいずれかに該当する事由が第2条（保険の対象）(1)③に規定するユーティリティ設備において生じたことによって生じた損失および営業継続費用 ア. ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先 イ. 賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効(*9)、解除または中断 ウ. 脅迫行為 エ. 水源の汚染、渇水または水不足
⑯	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用。ただし、第1条(1)①から⑧までに規定する事故が生じた場合は、保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して、その事由が生じた部分に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用に限ります。また、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合に生じた損失および営業継続費用については、この規定は適用しません。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に代わって保険の対象を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人
⑰	保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用 ア. 自然の消耗または劣化(*10) イ. ボイラースケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ(*11)、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 エ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑱	保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*12)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑲	屋根材(*13)または樋にゆがみ、たわみ、へこみ、ひび割れ(*11)、欠け、反り、浮き上がり、ずれ、波打ち、釘浮きその他類似の事由に起因して、その事由が生じた部分に発生した損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用。ただし、第1条(1)①から⑨までに規定する事故によって生じた損失および営業継続費用については、この規定は適用しません。
⑳	第2条(1)③に規定するユーティリティ設備に生じた損害により、被保険者が行う電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給が中断、停止または阻害されたために生じた損失および営業継続費用。ただし、その損害により、 ユーティリティ事業者 から被保険者への電気、ガス、熱、水道または工業用水道の供給が中断、停止または阻害された場合は、この規定は適用しません。

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損失および営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波

備考

第4条の表の⑰イ.

ボイラースケールとは、ボイラー内の水に溶解している不純物が、水管やドラムに付着、堆積することをいいます。

第4条の表の⑰ウ.

キャビテーションによる損害とは、水車、ポンプ等の流体機械で、高速で水が流れることにより気泡が発生し、気泡が破裂する際の衝撃力で機械の羽根車等が損傷することをいいます。

第4条(2)の表の②

地震等による損失および営業継続費用については、補償の対象となりません。

③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質(*14)もしくは核燃料物質(*14)によって汚染された物(*15)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ. 発生原因が何であるにかかわらず、第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故の第4条(2)①から③までの事由による延焼または拡大 ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) (1)①に規定する者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*3) 浸み込みまたは漏入には、すが漏れ(*16)を含みます。
- (*4) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (*5) 吹き込み等損害とは、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入(*3)によって生じた損害をいいます。
- (*6) 商品・製品等である機械は含みません。
- (*7) 万引きとは、買い物客を装い、陳列または保管されている商品・製品等を盗取することをいい、その未遂を含みます。
- (*8) ウイルス、細菌、原生動物等による損害の発生またはその拡大を防止することを目的として、被保険者、行政機関等が保険の対象を処分することによる損害を含みます。
- (*9) 契約または各種の免許の失効とは、契約や免許の効力が一定の時点以降失われることをいいます。
- (*10) 自然の消耗または劣化には、凍害(*17)を含みます。また、保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (*11) 板ガラスの熱割れは含みません。
- (*12) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*13) 屋根材とは、屋根を構成するスレート、瓦、鋼板、コンクリート等をいい、棟板金および陸屋根の防水層を含みます。
- (*14) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (*15) 核燃料物質(*14)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*16) すが漏れとは、融雪水または雨水が凍結し、その凍結したものにせき止められた融雪水または雨水が建物内部に漏入することをいいます。
- (*17) 凍害とは、浸み込んだ水分が凍結および融解することにより、保険の対象に剥がれ、ひび割れ等が生じることをいいます。

第5条（保険金をお支払いしない場合－電気的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）

当会社は、第1条（この条項の補償内容）(1)⑨または⑩の事故が発生した場合において、下表のいずれかに該当する損失および営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

①	差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損失および営業継続費用。ただし、消火、避難その他の消防の活動のために必要な処置によって生じた損失および営業継続費用については、この規定は適用しません。
②	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失および営業継続費用 ア. 保険契約者または被保険者(*1)の使用人 イ. 保険の対象の使用または管理を委託された者 ウ. イ.の使用人
③	保険の対象である設備・什器等または商品・製品等を加工または製造することに起因して、その設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたこと(*2)によって生じた損失および営業継続費用
④	保険の対象に対する加工(*3)、解体、据付、組立、修理、清掃、点検、検査、試験または調整等の作業上の過失または技術の拙劣によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑤	保険の対象の置き忘れまたは紛失によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑥	詐欺または横領によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑦	土地の沈下、移動、隆起、振動等によって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑧	保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類のみに損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑨	凍結によって保険の対象である建物の専用水道管に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用

⑩	保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、保険の対象にコンタミネーション、汚染、他物の混入、純度の低下、変質、固化、化学変化もしくは品質の低下または分離もしくは復元が不可能もしくは困難となる等の損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用。ただし、容器、配管等に第1条(1)①から⑩までの事故による損害が生じたことに伴う漏出による損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用については、この規定は適用しません。
⑪	保険の対象のうち、楽器について次の損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用 ア. 弦のみまたはピアノ線のみが切断した場合の弦またはピアノ線の損害 イ. 打楽器の打皮のみが破損した場合の打皮の損害 ウ. 音色または音質の変化の損害
⑫	次の物のうち、工事の発注者に被保険者が含まれているものについて、その工事に起因して損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用 ア. 新築、増築、改築、修繕または取りこわし中の建物または土木構造物 イ. 組立または据付中の屋外設備装置または設備・什器等
⑬	次の物に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用 ア. 自動車以外の車両、雪上オートバイまたはゴーカートおよびこれらの付属品 イ. 設備・什器等であるハングライダー、パラグライダー、サーフボードまたはウィンドサーフィンおよびこれらの付属品 ウ. 設備・什器等であるラジコン模型、ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらに類する物ならびにこれらの付属品 エ. 商品・製品等である動物または植物 オ. 第2条(保険の対象)(2)④に規定する生垣 カ. 設備・什器等である携帯電話等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品
⑭	検品または梱卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足によって保険の対象に損害(*4)が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑮	保険の対象の受渡しの過誤等、事務的または会計的な間違いによって保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑯	設備・什器等である次の医療用機器に損害が生じたことによって生じた損失および営業継続費用 ア. 医療用機器の体内挿入部位(*5) イ. 鉗子、メス、聴診器、注射器等の器具類 ウ. マイクロモーター、エアーモーター、エアータービン等の切削装置 エ. バキューム装置付属のモーター オ. 歯科用診療台ユニットのホース カ. 上記に類する切削工具および消耗品
⑰	保険の対象である美術品に格落損害(*6)が生じたことによって生じた損失および営業継続費用
⑱	保険の対象の製造者または販売者が、被保険者に対し法律上または契約上の責任(*7)を負うべき損失および営業継続費用

第5条の表の⑩
コンタミネーションとは、保険の対象が他の物質と接触し、または混合することにより、その保険の対象の質が低下し、または性質が変化することをいいます。

第5条の表の⑬エ.
商品・製品等である動物または植物は、保険の対象に含まれますが、電氣的または機械的事故、その他偶然な破損事故等による損失および営業継続費用については補償の対象となりません。また、枯死・死亡以外の損失および営業継続費用は補償の対象となりません。(第4条(1)の表の⑪⑫)

- (*)1 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*)2 設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたことには、加工または製造することに使用された機械、設備または装置等の停止によってその設備・什器等または商品・製品等に損害が生じたことを含みます。
- (*)3 加工には、増築、改築、修繕または取りこわしを含みます。
- (*)4 検品または梱卸しの際に発見された商品・製品等の数量の不足による損害には、不法に侵入した第三者の盗取の損害は含まれません。
- (*)5 体内挿入部位には、口腔、鼻腔、耳孔、肛門その他これらに類するものへの挿入部位を含みます。
- (*)6 格落損害とは、美術品の修理等に伴い、その価値が下落することをいいます。
- (*)7 法律上または契約上の責任には、保証書または延長保証制度に基づく製造者または販売者の責任を含みます。

第6条（保険金をお支払いしない場合－食中毒）

当会社は、脅迫行為によって生じた次の損失および営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

①	第1条（この条項の補償内容）(2)⑪の損失
②	第1条(2)⑪ア.からウ.までに規定する事故によって生じた営業継続費用

第7条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社は、次の①および②に規定する損害保険金を支払います。
- ① 当会社は、1回の事故につき、次の算式により損害保険金の額を算出します。

第7条
保険金支払の対象となる期間は、事故の種類、保険の対象毎に、別表2に規定されています。

$$\boxed{\text{保険証券記載の保険金額}} \times \frac{\boxed{\text{売上減少高}}}{\boxed{\text{標準売上高}}} \times \boxed{\text{休業日数}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

② ①の規定に基づいて支払うべき損害保険金の額は、次の算式により算出した額を限度とします。

$$\boxed{\text{売上減少高}} \times \boxed{\text{支払限度率}} - \boxed{\text{保険金支払対象期間内に支出を免れた経常費等の費用}}$$

(2) 当会社は、第1条（この条項の補償内容）(3)に規定する営業継続費用に対して、営業継続費用保険金を支払います。ただし、次の①から③までの保険金が支払われる場合は、これらの保険金によって支払われる額を差し引いた残額を営業継続費用とみなします。また、営業継続費用保険金は、保険期間を通じて、(1)①に規定する保険証券記載の保険金額の30倍に相当する額を超えないものとします。

- ① この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条（この条項の補償内容）(3)①に規定する修理付帯費用保険金
- ② この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条(3)②に規定する損害拡大防止費用保険金
- ③ 第1条(4)①の損害拡大防止費用保険金

(3) 当会社は、次の①および②に規定する費用保険金を支払います。

- ① 損害拡大防止費用保険金

当会社は、第1条（この条項の補償内容）(1)①に規定する事故が生じた場合において、第7条(1)に規定する損害保険金が支払われるときに、保険契約者または被保険者が、その事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、下表に規定する費用に対して、損害拡大防止費用保険金を支払います。ただし、この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合で、同条項第1条（この条項の補償内容）(3)②に規定する損害拡大防止費用保険金が支払われるときは、その保険金によって支払われる額を差し引いた残額を損害拡大防止費用保険金として支払います。

ア.	消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
イ.	消火活動に使用したことにより損傷した物(*1)の修理費用または再取得費用
ウ.	消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(*2)

- ② 請求権の保全・行使手続費用保険金

当会社は、(1)に規定する損害保険金または(2)に規定する営業継続費用保険金が支払われる場合に、基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(2)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。ただし、この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合で、同条項第1条（この条項の補償内容）(3)③に規定する請求権の保全・行使手続費用保険金が支払われるときは、その保険金によって支払われる額を差し引いた残額を請求権の保全・行使手続費用保険金として支払います。

(*1) 消火活動に使用したことにより損傷した物には、消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(*2) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用には、人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものは含まれません。

第8条（売上高または支払限度率の調整）

- (1) 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合において、事故発生直前12か月のうち保険金支払対象期間に該当する期間の売上高、最近の会計年度(*1)の粗利益の額または同期間内の売上高が、未実現営業状況(*2)を適切に表していないときは、被保険者は、第7条（支払保険金の計算）の規定による保険金の算出にあたり、売上減少高、標準売上高または支払限度率につき特殊な事情または営業のすう勢の変化の影響を考慮した公正な調整を行うことを請求できます。
- (2) 営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合は、当会社は、売上減少高、標準売上高または支払限度率によって算出した損害保険金の額が未実現営業状況(*2)に基づく損害保険金の額を超えることを証明して、未実現営業状況(*2)に基づいて公正な調整を行った売上減少高、標準売上高または支払限度率により保険金を支払うことができます。

(*1) 1 か年とします。

(*2) 未実現営業状況とは、事故がなかったならば実現したであろう営業の状況をいいます。

別表1 電気的または機械的事故における保険の対象

空調設備	温風暖房機、冷凍機、冷却塔、パッケージ型エアコンディショナー、ユニットクーラー、空気調和器、エアーカーテン装置、送風機、付属ポンプ類等
------	---

備考

第8条

営業につき特殊な事情の影響があった場合または営業のすう勢が著しく変化した場合は、売上減少高、標準売上高または支払限度率について公正な調整を行うことがあります。

電気設備	変圧器、受配電盤、制御・監視盤、継電器盤、継電器、計器用変成器、開閉器、コンデンサー、リアクトル、充電設備、無停電装置、バッテリー、 がいがい 碍子・碍管、保護装置、開閉器用空気圧縮機、支持フレーム、母線、配線、通信配線、照明器具、発電設備、送受信設備装置、電気時計装置、電話交換装置、アンテナ設備、表示装置、避雷針、支持棒、接地電極、導体、盗難防止装置、防災センター設備、火災報知設備、警報装置、太陽光発電設備等
給排水・衛生・消火設備	給水設備、給湯設備、ソーラーシステム、衛生設備、飲料用冷水設備、排水設備、汚水処理設備、散水設備、井戸、各種消火設備等
昇降設備	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等
窓ふき用ゴンドラ設備	ゴンドラ吊上げ機、ゴンドラ、レール等
回転展望台設備	回転台フレーム、回転用駆動装置、レール等
エア・シュータ設備	送風機、気送子、インターホン等
ネオンサイン設備	ネオンサイン本体、点滅装置、ネオントランス等
駐車場機械設備	駐車場機械本体、駐輪場機械設備、巻上機、搬器、ガードレール、扉、ターンテーブル、消火装置、制御装置、駐車券発行機・精算機等
その他の設備	自動ドア設備、シャッター設備、宅配ボックス、建物免震・制震機械装置、ごみ処理・ じんかい 塵芥焼却設備、ベルトコンベア、放送設備、ボイラー等
上記各設備に付属する配線・配管・ダクト設備	

ただし、これらの設備の基礎(*1)のみ**損害**が生じた結果、**被保険者**の営業が休止または阻害されたために生じた損失および被保険者に生じた**営業継続費用**に対しては、保険金を支払いません。また、これらの設備からは、次に規定するものを除きます。

- (1) コンクリート製・陶磁器製・ゴム製・布製・ガラス製の機器または器具(*2)
- (2) 消火剤、薬液、イオン交換樹脂、ケイ石またはレンガ
- (3) ベルト、ワイヤーロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ガラスまたはX線管。ただし、エレベーターのワイヤーロープは、保険の対象に含みます。
- (4) 潤滑油、操作油、冷媒、触媒、熱媒、水処理材料その他の運転に供せられる資材。ただし、変圧器または開閉装置内の絶縁油、水銀整流器内の水銀および蒸気タービン装置または水力発電装置の潤滑油または操作油は、保険の対象に含みます。
- (5) フィルターエレメント、電熱体、金網、竹、木部、ろ布、ろ布枠
- (6) 炉壁または予備用の部品。ただし、ボイラーの炉壁は、保険の対象に含みます。

(*1) 基礎には、アンカーボルトを含みます。

(*2) 陶磁器製の機器または器具には、がいがい碍子・碍管を含みません。

別表2 保険金支払対象期間

事故の種類	第2条（保険の対象）に規定する保険の対象の区分	a. 占有物件	b. 隣接物件	c. ユーティリティ設備
① 火災、落雷または破裂もしくは爆発		ア.		
② 風災、雹災または雪災		イ.		
③ 給排水設備事故の水濡れ等				
④ 騒擾または労働争議等				
⑤ <u>車両</u> または <u>航空機</u> の衝突等		ア.		イ.
⑥ <u>建物の外部からの物体の衝突等</u>				
⑦ <u>盗難</u>				
⑧ 水災				
⑨ <u>電氣的または機械的事故</u>		イ.		—
⑩ その他偶然な破損事故等				—
⑪ 食中毒		ウ.	—	—

ア. 損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日からその事故によって**損害**が生じた保険の対象を遅滞なく復旧した日までの期間。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。

イ. 損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日の翌日からその事故によって**損害**

別表2

隣接物件における食中毒、ユーティリティ設備における電氣的または機械的事故、その他偶然な破損事故等、食中毒によって生じた損失および営業継続費用は補償されません。

- が生じた保険の対象を遅滞なく復旧した日までの期間。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとします。
- ウ. 損害保険金を支払う原因となった事故の発生した日から次の(ア)および(イ)に掲げる処置が解除された日までの期間とし、かつ、30日間を超えないものとします。
- (ア) 厚生労働大臣その他の行政機関による対象施設の営業の禁止、停止その他の処置
- (イ) 保健所その他の行政機関による対象施設の消毒、隔離その他の処置

備考

第3章 基本条項

第1節 契約手続および保険契約者等の義務

第1条（告知義務）

保険契約の締結（*1）の際、保険契約者または被保険者になる者は、**保険契約申込書等**の記載事項のうち、**告知事項**について、事実を当会社の定める方法により正確に告知し、その他の事項について、当会社の定める方法により正確に記載しなければなりません。

（*1）保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

第2条（通知義務）

- （1）保険契約の締結（*1）の後、下表のいずれかに該当する事実が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、そのことを当会社に通知しなければなりません。ただし、保険契約者または被保険者が当会社に通知する前に、その事実がなくなった場合は、当会社に通知する必要はありません。

財産補償条項	① 保険の対象を他の場所に移転すること。
	② 保険の対象（*2）の構造または用途を変更（*3）すること。
	③ ①および②のほか、 告知事項 （*4）の内容に変更を生じさせる事実（*5）が発生すること。
休業補償条項	① 被保険者の事業の全部または一部を譲渡すること。
	② ①のほか、告知事項（*4）の内容に変更を生じさせる事実（*5）が発生すること。

- （2）当会社は、（1）の通知を受けた場合は、保険契約者または被保険者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

（*1）保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

（*2）保険の対象に動産が含まれる場合は、これを収容する**建物**とします。

（*3）保険の対象である建物もしくは**屋外設備装置**または保険の対象を収容する建物内で行う製造・加工等の工業上の作業の変更を含みます。

（*4）**他の保険契約等**に関する事実を除きます。

（*5）告知事項（*4）のうち、保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

第3条（保険契約者の住所等変更に関する通知義務）

- （1）保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、そのことを当会社に**書面等**によって通知しなければなりません。
- （2）保険契約者が（1）の規定による通知をしなかった場合において、当会社が保険契約者の住所または通知先を確認できなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

第4条（保険金額の調整）

- （1）財産補償条項においては、保険契約の締結（*1）の際、保険金額が**保険の対象の価額**を超過したことについて、保険契約者および被保険者が善意で、かつ、重大な過失がなかった場合は、保険契約者は、当会社にそのことを通知し、その超過していた部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- （2）財産補償条項においては、保険契約の締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合は、保険契約者は、当会社にそのことを通知し、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。
- （3）財産補償条項においては、当会社は、（1）または（2）の通知を受けた場合は、保険契約者に対して、その通知の内容を書面に記載して提出することを求めることができます。

（*1）保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

第5条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）

- （1）財産補償条項においては、保険契約の締結の後、**被保険者**が保険の対象を譲渡する場合において、この保険契約の権利および義務（*1）を保険の対象の譲受人に譲渡しようとするときは、保険契約者は、あらかじめ、**書面等**をもってその事実を当会社に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。
- （2）財産補償条項においては、保険契約の締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合において、（1）に該当しないときは、保険契約者は、遅滞なく、書面等をもって、保険の対象の譲渡の事実を当会社に通知しなければなりません。
- （3）財産補償条項においては、保険契約の締結の後、被保険者について相続、合併その他の包

備考

第1節第1条

保険契約申込書等に★または☆が付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）です。ご契約時に保険契約申込書等に正確に記載してください。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

第1節第2条

保険契約申込書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

第1節第4条(1)

超過していた部分について保険契約を取り消した場合は、取り消した分の保険料を返還します。（第6節第5条）

第1節第5条(1)

第5節第9条の規定により保険の対象が譲渡された場合、保険契約は失効します。保険の対象の譲渡と同時に保険契約の権利および義務を譲渡しようとするときは、あらかじめご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

第1節第5条(3)

「包括承継」とは、他人の権利義務を一括して承継することをいいます。

括承継があった場合は、保険契約者(*2)は、遅滞なく、書面等をもってその事実を当会社に通知しなければなりません。

(※1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

(※2) 保険契約者が被保険者と同一である場合は、保険契約者の法定相続人その他の包括承継人をいいます。

第2節 保険料の払込み

第1条（保険料の払込方法等）

(1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結(*1)の際に定めた回数および金額に従い、払込期日(*2)までに払い込まなければなりません。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、初回保険料は、この保険契約の締結(*1)と同時に払い込まなければなりません。

(2) 次の①および②のすべてを満たしている場合は、当会社は、初回保険料払込前の事故による損害、損失または営業継続費用に対しては、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定する初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

- ① 保険証券に初回保険料の払込期日の記載があること。
- ② 次に規定する期日までに初回保険料の払込みがあること。

初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌月末

(3) 下表のすべてに該当する場合に、最初に保険料の払込みを怠った払込期日(*2)の属する月の翌月末までに被保険者が保険金の支払を受けるときは、その支払を受ける前に、保険契約者は、既に到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。保険契約者がその払い込むべき保険料の全額を払い込む前に当会社が保険金を支払っていた場合は、当会社は既に支払った保険金の返還を請求することができます。

①	保険証券に保険料の払込期日の記載がある場合
②	保険契約者が、事故の発生の日以前に到来した払込期日(*2)に払い込むべき保険料について払込みを怠った場合

(4) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、初回保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害、損失または営業継続費用に対して保険金を支払います。

①	事故の発生の日が、保険証券記載の初回保険料の払込期日以前である場合
②	保険契約者が、初回保険料をその保険料の払込期日(*2)までに払い込むことの確約を行った場合
③	当会社が②の確約を承認した場合

(5) (4)の表の②の確約に反して、保険契約者が(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、保険契約者に対して、既に支払った保険金相当額の返還を請求することができます。

(6) 保険契約者は、当会社に書面等により申し出て、承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、保険料払込方法を変更することができます。

(※1) 保険契約の締結には、この契約に補償条項を追加する場合を含みません。

(※2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）

(1) 保険契約の締結(*1)の際に、下表のすべてを満たしている場合は、保険契約者は、払込期日(*2)に保険料(*3)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合において、保険契約者は、払込期日(*2)の前日までにその払込期日(*2)に払い込むべき保険料相当額を指定口座(*4)に預けておかなければなりません。

①	指定口座(*4)が、提携金融機関(*5)に設定されていること。
②	当会社の定める損害保険料口座振替依頼手続がなされていること。

(2) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、払込期日(*2)が(1)の表の①の提携金融機関(*5)の休業日に該当し、指定口座(*4)からの保険料の払込みがその休業日の翌営業日に行われたときは、当会社は、払込期日(*2)に払込みがあったものとみなします。

(3) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、初回保険料の払込期日(*2)に初回保険料の払込みがないときは、保険契約者は、その保険料を第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(4) 保険契約者が第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに初回保険料の払込みを怠った場合において、下表の左欄のいずれかの事由に該当するときは、それに対応する下表の右欄の規定を適用します。

備考

第2節第1条(1)

保険料払込方法が口座振替方式の場合の払込期日は、初回保険料の払込期日が保険証券に「保険始期の属する月の翌月振替日」と表示され、通常は始期日の属する月の翌月の26日（一部金融機関では27日）となります。また、その振替日が金融機関休業日の場合は翌営業日が払込期日となります。

第2節第2条

保険料払込方法が口座振替方式の場合、払込期日に保険料の口座振替ができなかったときは、翌月に再度保険料を指定口座にご請求します。再請求でも口座振替できなかった場合、コンビニエンスストアや郵便局等でご利用いただける払込取扱票の送付等により再度保険料をご請求します。

① 初回保険料の払込みを怠った理由が、提携金融機関(*5)に対して口座振替請求が行われなかったことによるとき。 ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。	初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌月の応当日をその初回保険料の払込期日(*2)とみなしてこの条項の規定を適用します。
② 初回保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めたとき。	第1条（保険料の払込方法等）(2)②の「初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌月末」を「初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対して初回保険料の払込期日(*2)の属する月の翌々月の払込期日(*2)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。

(5) 保険料払込方法が口座振替の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当社が定める時以降に請求する保険料(*6)を口座振替の方式により払い込むものとします。この場合は、口座振替の方式により初めて払い込む保険料を初回保険料とみなして(1)から(3)までの規定を適用します。

① 保険契約者から当社に書面等により、保険料払込方法を口座振替の方式に変更する申出があるとき。
② 当社が①の申出を承認するとき。

(*1) 保険契約の締結には、この契約に補償条項を追加する場合を含みません。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(*3) 追加保険料を含みます。

(*4) 指定口座とは、保険契約者の指定する口座をいいます。

(*5) 提携金融機関とは、当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。

(*6) 当社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）

(1) 保険契約の締結(*1)の際に、下表のすべてに該当する場合は、保険契約者は、保険料(*2)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。

① 保険契約者からクレジットカード払の方式による保険料払込みの申出がある場合
② 当社が①の申出を承認する場合

(2) (1)の場合、下表の規定の適用においては、当社が保険料の払込に関し、クレジットカード会社に対して、払込みに使用されるクレジットカード(*3)が有効であること等の確認を行ったことをもって、保険料が払い込まれたものとみなします。

① 第1条（保険料の払込方法等）(1)および同条(2)
② 第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)

(3) 当社は、下表のいずれかに該当する場合は、(2)の規定は適用しません。

① 当社が、クレジットカード会社からその払込期日(*4)に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*3)を使用し、クレジットカード会社に対してその払込期日(*4)に払い込むべき保険料相当額を既に払い込んでいるときは、保険料が払い込まれたものとみなして(2)の規定を適用します。
② 会員規約等に規定する手続が行われない場合

(4) (3)の表の①の保険料相当額を領収できない場合は、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(5) 当社がクレジットカード会社から払込期日(*4)に払い込むべき保険料相当額を領収できない場合は、保険契約者は、それ以降の保険料(*2)については、当社が承認しないかぎり、クレジットカード払の方式による払込みは行わないものとします。

(6) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式以外の場合で、下表のすべてに該当するときは、保険契約者は、当社が定める時以降に請求する保険料(*5)をクレジットカード払の方式により払い込むものとします。この場合は、(1)から(5)までの規定を準用します。

① 保険契約者から当社に書面等により、保険料払込方法をクレジットカード払の方式に変更する申出があるとき。
--

② 当社が①の申出を承認するとき。

- (※1) 保険契約の締結には、この契約に補償条項を追加する場合を含みません。
(※2) 追加保険料を含みます。
(※3) 当社の指定するクレジットカードに限りです。
(※4) 保険証券記載の払込期日をいいます。
(※5) 当社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第4条（口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更）

保険料払込方法が口座振替の方式またはクレジットカード払の方式の場合で、下表のいずれかに該当するときは、保険契約者は当社が定める時以降に請求する保険料(※1)を当社が定める方式および払込期日に従って払い込むものとします。ただし、当社が定める方式には、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式を含みません。

①	保険契約者から当社に書面等により、口座振替の方式またはクレジットカード払の方式以外の方式による保険料の払込みの申出があり、当社がこれを承認する場合
②	第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）(5)の規定に基づき当社がクレジットカード払の方式による払込みを承認しない場合で、保険契約者が第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）(5)の規定に基づく口座振替の方式による保険料の払込みを行わないとき。

- (※1) 当社が定める時以降に請求する保険料には、保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料および追加保険料を含みます。

第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）

- (1) 第2回目以降の保険料について、保険契約者が次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日(※1)の翌日以後に生じた事故による損害、損失または営業継続費用に対しては保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき払込期日(※1)の属する月の翌月末

- (2) 下表のすべてに該当する場合は、当社は、(1)の「その保険料を払い込むべき払込期日(※1)の属する月の翌月末」を「その保険料を払い込むべき払込期日(※1)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当社は保険契約者に対してその保険料を払い込むべき払込期日(※1)の属する月の翌々月の払込期日(※1)に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年を超えない保険契約において、この規定が既に適用されている保険契約者に対して、当社は、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

①	保険料払込方法が口座振替の方式の場合
②	保険契約者が(1)に規定する期日までの第2回目以降の保険料の払込みを怠ったことについて、保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当社が認めた場合

- (※1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第3節 事故発生時等の手続

第1条（事故発生時等の義務）

- (1) 財産補償条項においては、保険契約者または被保険者は、事故または損害が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(※1)について、遅滞なく、当社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(※2)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。

備考

第3節第1条(1)

事故または損害が発生したことを知った場合は、左記の記載事項のご対応をお願いいたします。なお、「事故が起こった場合の連絡方法や留意点」については、P.12をご参照ください。

⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	保険の対象に盗難による損害が発生した場合は、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること(*3)。
⑩ 小切手盗難の届出	小切手が盗難にあった場合は、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出ること。
⑪ 手形盗難の届出等	手形が盗難にあった場合は、盗難を知った後直ちに手形の振出人または引受人に盗難を通知し、かつ、振出人または引受人を通じて手形の支払停止を支払金融機関に届け出ること。また、遅滞なく公示催告の手続を行うこと。
⑫ 乗車券等盗難の場合の届出	乗車券等が盗難にあった場合は、直ちに乗車券等の運輸機関または発行者へ届け出ること。なお、宿泊券の場合は、宿泊施設または発行者へ届け出るものとします。
⑬ 預貯金証書盗難の届出	預貯金証書が盗難にあった場合は、直ちに預貯金先あてに届け出ること。

(2) 休業補償条項においては、保険契約者または被保険者は、事故、損害、損失または営業継続費用が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害、損失および営業継続費用の発生および拡大の防止	損害、損失および営業継続費用の発生および拡大の防止に努めること。
② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況 イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*1)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*2)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*2)をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	保険の対象に盗難による損害が発生した場合は、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 修理着工の事前承認	保険の対象を修理する場合は、あらかじめ当会社の承認を得ること。ただし、必要な応急の仮手当を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また、当会社が行う損害の調査に協力すること(*3)。

(*1) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*2) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(*3) 保険の対象について損害が生じた場合は、当会社が、事故が生じた建物もしくは敷地内を調査することまたはその建物もしくは敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他の場所に移転することに協力することを含みます。

第2条（事故発生時等の義務違反）

(1) 財産補償条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時等の義務）(1)の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

備考

第3節第1条(2)

事故、損害、損失または営業継続費用が発生したことを知った場合は、左記の記載事項のご対応をお願いいたします。なお、「事故が起こった場合の連絡方法や留意点」については、P.12をご参照ください。

① 第1条(1)の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条(1)の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑩まで	第1条(1)の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑩までの規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第1条(1)の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

(2) 財産補償条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時等の義務）(1)の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造し、または同表の⑩から⑩までの通知、届出もしくは手続について事実と異なる内容のものとした場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(3) 休業補償条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時等の義務）(2)の表の規定に違反した場合は、当会社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条(2)の表の①	損害、損失または <u>営業継続費用</u> の発生または拡大を防止することによって削減することができたと認められる損失または営業継続費用の額
② 第1条(2)の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑨まで	第1条(2)の表の②から⑤までまたは同表の⑦から⑨までの規定に違反したことによって当会社が被った損害の額
③ 第1条(2)の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額

(4) 休業補償条項においては、保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて第1条（事故発生時等の義務）(2)の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第4節 保険金請求手続

第1条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、損害、損失または営業継続費用が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
- (2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑦までの書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 損害額、損失額または営業継続費用の額を証明する書類(*1)
 - ③ 被保険者が死亡した場合は、被保険者の除籍および被保険者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
 - ④ 第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類
 - ⑤ 当会社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ⑥ ①から⑤までのほか、下表の書類または証拠

- | |
|---|
| <p>ア. 所轄消防署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類</p> <p>イ. <u>盗難</u>による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類</p> <p>ウ. 保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合において、被保険者に保険金を支払うときは、質権者または譲渡担保権者からの保険金支払指図書</p> |
|---|

- ⑦ ①から⑥までのほか、当会社が第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(※1) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(※2)および被害が生じた物の写真(※3)をいいます。

(※2) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(※3) 画像データを含みます。

第2条（保険金の支払）

(1) 当会社は、請求完了日(※1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な次の事項 ア. 事故の原因 イ. 事故発生状況 ウ. 損害 、損失または 営業継続費用 の発生の有無 エ. 被保険者 に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な次の事項 ア. 損害、損失または営業継続費用の額(※2) イ. 事故と損害、損失または営業継続費用との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、 無効 、 失効 または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な次の事項等 ア. 他の保険契約等 の有無および内容 イ. 損害、損失または営業継続費用について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容

(2) (1)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(※1)からその日を含めて下表の右欄の日数(※3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(※4)	180日
④	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

(3) (1)および(2)に規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(※5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) 被保険者から保険金の内払の請求がある場合で、当会社が承認したときに限り、当会社の定める方法により保険金の内払を行います。

(5) 保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(※1) 被保険者が第1条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。

(※2) **保険価額**を含みます。

(※3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(※4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(※5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第3条（保険金の支払を請求できる者が複数の場合の取扱い）

(1) この保険契約について、保険金の支払を請求できる者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険金の支払を請求できる者を代理するものとします。

(2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険金の支払を請求できる者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険金の支払を請求できる者に対しても効力を有するものとします。

第4条（指定代理請求人）

(1) **被保険者**に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者

の代理人がいない場合は、下表に規定する者のいずれかが保険金を請求することができます。この場合において、その事情を示す書類をもってそのことを当会社に申し出て、当会社の承認を得るものとします。

①	被保険者と同居または生計を共にする配偶者(*1)
②	①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、被保険者と同居または生計を共にする親族(*2)のうち3親等内の者
③	①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合は、①以外の配偶者(*1)または②以外の親族(*2)のうち3親等内の者

(2) (1)の規定による代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

(*1) 法律上の配偶者に限ります。

(*2) 法律上の親族に限ります。

第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

(1) 他**の保険契約等**がある場合において、それぞれの支払責任額(*1)の合計額が保険金の種類ごとに別表1に規定する支払限度額を超えるときは、当会社は、①または②に規定する額を保険金として支払います。

① この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額

② 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合は、次の額

ア. 損害額(*2)または損失額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*3)

イ. 財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(2)および(4)の費用ならびに休業補償条項第7条（支払保険金の計算）(2)および(3)の費用に関しては、他の保険契約等がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額が、他の保険契約等によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(*3)

(2) (1)の場合において、他の保険契約等に**再取得価額**を基準として算出した損害額から、この保険契約によって支払われるべき損害保険金の額を差し引いた残額について保険金または共済金を支払う旨の約定があるときは、(1)の規定にかかわらず、(1)①の規定を適用します。

(*1) 他**の保険契約等**がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

(*2) 損害額から1回の事故につき、保険証券記載の**免責金額**(*4)を差し引いた残額をいいます。

(*3) 他**の保険契約等**がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

(*4) 他**の保険契約**に、この保険契約の免責金額より低いものがある場合は、これらの免責金額のうち最も低い額とします。

第5節 保険契約の取消し、無効、失効または解除

第1条（保険契約の取消し）

保険契約の締結(*1)の際、保険契約者または**被保険者**に詐欺または強迫の行為があった場合は、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合の取消しは、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

(*1) 保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。

第2条（保険契約の無効または失効）

(1) 保険契約の締結(*1)の際、保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもってしていた場合は、この保険契約は**無効**とします。

(2) 財産補償条項においては、保険契約の締結の後、損害額(*2)がそれぞれ1回の事故につき保険金額の100%に相当する額以上になる**損害**が発生した場合は、その時にこの保険契約は**失効**します。ただし、保険金額が**保険価額**を超える場合は、保険価額を保険金額とみなします。

(3) (2)のほか、保険契約の締結の後、下表の事実があった場合は、その事実が発生した時にこの保険契約は失効します。

財産補償条項	(2)に該当する場合を除き、保険の対象の全部が滅失したこと。 ただし、 建物の建替等 に基づき保険契約者または 被保険者 から保険契約存続の申出があり、当会社がこれを承認した場合については、この規定を適用しません。
休業補償条項	事業を廃止したこと。

(4) 財産補償条項においては、おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合は、

第5節第2条(3)
建物を建て替える場合は、事前にご連絡ください。原則として建物を取り壊した時にこの保険契約は失効しますが、事前に手続きいただいた場合は、建替後の建物にもこの保険契約を適用することができます。

それぞれの保険の対象について、(2)または(3)の失効の規定を適用します。

- (※1) 保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。
(※2) 損害額とは、保険金を支払うべき損害の額をいいます。

第3条（告知義務違反による保険契約の解除）

- (1) 当会社は、第1節第1条（告知義務）の告知の際に、**告知事項**について、保険契約者または**被保険者**の故意または重大な過失によって、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者が事実を告知しなかった場合
②	保険契約者または被保険者が事実と異なることを告知した場合

- (2) (1)の規定は、下表のいずれかに該当する場合は適用しません。

①	(1)の事実がなくなった場合
②	当会社が保険契約の締結(※1)の際、(1)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(※2)
③	保険契約者または被保険者が、当会社が保険金を支払うべき事故が発生する前に、告知事項について、 書面等 によって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合においては、保険契約の締結(※1)の際、保険契約者または被保険者がその訂正すべき事実を当会社に告知していたとしても当会社が保険契約の締結(※1)を承認していたと認められるときに限り、当会社は、これを承認するものとします。
④	当会社が(1)に規定する解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約の締結(※1)の時から5年を経過した場合

- (3) (1)の規定による解除が**損害**、損失または**営業継続費用**が発生した後になされた場合であっても、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
(4) (3)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した事故による損害、損失または営業継続費用については適用しません。

- (※1) 保険契約の締結には、保険の対象の追加を含みます。
(※2) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

第4条（通知義務違反による保険契約の解除）

- (1) 第1節第2条（通知義務）(1)の事実の発生によって、**告知事項**について危険増加(※1)が生じた場合において、保険契約者または**被保険者**が故意または重大な過失によって遅滞なく同条(1)に規定する通知をしなかったときは、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。
(2) (1)の規定は、当会社が(1)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合、または(1)に規定する危険増加(※1)が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。
(3) (1)の規定による解除が**損害**、損失または**営業継続費用**が生じた後になされた場合であっても、当会社は、解除に係る危険増加(※1)が生じた時以降に生じた事故による損害、損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
(4) (3)の規定は、(1)に規定する危険増加(※1)をもたらし事故に基づかずに発生した事故による損害、損失または営業継続費用については適用しません。
(5) 当会社は、(1)に規定する危険増加(※1)が生じ、この保険契約の引受範囲(※2)を超えることとなった場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。
(6) (5)の規定による解除が損害、損失または営業継続費用が生じた後になされた場合であっても、当会社は、解除に係る危険増加(※1)が生じた時以降に生じた事故による損害、損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

- (※1) 危険増加とは、危険(※3)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(※3)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
(※2) 保険料を増額することにより保険契約を継続できる範囲として保険契約の締結の際に当会社が交付する書類等において定めたものをいいます。
(※3) 危険とは、損害、損失または営業継続費用の発生の可能性をいいます。

備考

第5節第3条

第5節第3条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については第6節第1条(8)の表の①および付表1-1をご参照ください。

第5節第4条

第5節第4条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については、第6節第1条(8)の表の②および付表1-1をご参照ください。

第5条（重大事由による保険契約の解除）

(1) 下表のいずれかに該当する事由がある場合は、当会社は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	保険契約者または被保険者(*1)が当会社がこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害、損失または営業継続費用を生じさせたこと(*2)。
②	この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者(*3)に詐欺の行為があったこと(*2)。
③	保険契約者または被保険者(*1)が、次のいずれかに該当すること。 ア. 反社会的勢力(*4)に該当すると認められること。 イ. 反社会的勢力(*4)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。 ウ. 反社会的勢力(*4)を不当に利用していると認められること。 エ. 法人である場合において、反社会的勢力(*4)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。 オ. その他反社会的勢力(*4)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
④	①から③までのほか、保険契約者または被保険者(*1)が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) (1)の規定による解除が損害、損失または営業継続費用が発生した後になされた場合であっても、(1)の表のいずれかの事由が発生した時以降に生じた事故による損害、損失または営業継続費用に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。

(3) 保険契約者または被保険者(*1)が(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合は、(2)の規定は、(1)の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者(*3)に生じた損害、損失または営業継続費用については適用しません。

(*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 未遂の場合を含みます。

(*3) 被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*4) 暴力団、暴力団員(*5)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(*5) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第6条（保険料不払による保険契約の解除）

(1) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

①	初回保険料について、第2節第1条（保険料の払込方法等）(2)②に規定する期日までに、その払込みがない場合。ただし、保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合は、保険期間の初日の属する月の翌月末までに、初回保険料の払込みがないときとします。
②	保険料を分割して支払う場合の第2回目以降の保険料について、第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがない場合
③	保険料の払込方法が月払の場合において、払込期日(*1)までに、その払込期日に払い込むべき保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日(*2)までに、次回払込期日(*2)に払い込むべき保険料の払込みがないとき。
④	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(*3)。ただし、変更手続き完了のお知らせに追加保険料払込期日(*4)が記載されている場合は、この規定を適用しません。
⑤	第6節第1条(4)の追加保険料払込期日(*4)を設定した場合において、同条(4)に規定する期日までに、その払込期日に払い込むべき追加保険料の払込みがないとき。
⑥	保険料の払込方法が月払の場合において、保険契約者が保険料を第2節第1条(2)②に規定する期日または第2節第5条(1)に規定する期日までに払い込んだときであっても、保険契約者がこの保険契約における保険料の払込みを免れることを目的として、故意にその翌月の払い込むべき保険料の払込みを怠ったと当会社が認めるとき。

(2) (1)の表の⑥の規定に基づきこの保険契約を解除する場合において、当会社が既に支払った保険金(*5)があるときは、当会社はこの保険金(*5)相当額の返還を請求することができます。

(*1) 保険証券記載の払込期日をいいます。

(*2) 払込期日(*1)の翌月の払込期日(*1)をいいます。

(*3) 第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①または③の場合は、当会社が保険契約者に対し

第5節第5条

第5節第5条の規定によりご契約が解除された場合は、既にお支払いした保険金を返還していただくことがあります。なお、保険料の返還については、第6節第1条(8)の表の③および付表1-1をご参照ください。

第5節第6条

保険料不払によりご契約が解除された場合における保険料の返還については、第6節第1条(8)の表の④および付表1-1をご参照ください。

第5節第6条(1)の表の④

「変更手続き完了のお知らせ」とは、保険契約者からご契約内容の変更（ご契約の住所の変更や補償内容の変更等）のお申出をいただいた場合にお送りする、変更手続きが完了したことのお知らせをいいます。保険証券とあわせて最新のご契約内容をご確認いただけますので、いずれも大切に保管していただくようお願いいたします。

追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。

(※4) 追加保険料払込期日とは、当会社が第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または同節第1条(1)の表の③もしくは同節第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(※5) 払込みを怠ったと当会社が認めた保険料を払い込むべき払込期日(※1)の前月の払込期日(※1)の翌日以降に発生した事故による損害、損失または営業継続費用に対して、支払った保険金に限りします。

第7条（保険契約者による保険契約の解除）

- (1) 保険契約者は、当会社に対する書面等による通知をもって保険契約を解除することができます。ただし、この通知が行われた場合において、当会社が保険料を請求したときは、保険契約者は、その保険料を払い込まなければ保険契約を解除することができません。また、保険金請求権に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面等による同意を得た後でなければ行使できません。
- (2) (1)の規定による保険契約の解除後に当会社が保険料を請求し、第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表のいずれかに該当した場合は、当会社は、(1)に規定する保険契約者による解除を取り消し、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行います。

第8条（保険契約解除の効力）

- (1) 保険契約の解除は、解除した時から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (2) (1)の規定にかかわらず、第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)または第7条（保険契約者による保険契約の解除）(2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、下表の左欄に対応する下表の右欄に規定する時から、それぞれ将来に向かってのみその効力を生じます。

① 第6条(1)の表の①の規定による解除の場合	保険期間の初日
② 第6条(1)の表の②の規定による解除の場合	第6条(1)の表の②に規定する保険料を払い込むべき払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日
③ 第6条(1)の表の③の規定による解除の場合	第6条(1)の表の③に規定する次回払込期日(※1)または保険期間の末日のいずれか早い日
④ 第6条(1)の表の④の規定による解除の場合	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の <u>追加保険料</u> の払込みを怠った日
⑤ 第6条(1)の表の⑤の規定による解除の場合	第6節第1条(4)に規定する期日または保険期間の末日のいずれか早い日
⑥ 第6条(1)の表の⑥の規定による解除の場合	第6条(1)の表の⑥に規定する期日の前月の払込期日(※2)
⑦ 第7条(2)の規定による解除の場合	第7条(1)の規定により解除した日

(※1) 払込期日(※2)の翌月の払込期日(※2)をいいます。

(※2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第9条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効）

- (1) 財産補償条項においては、第1節第5条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）(1)に規定する事実が発生した時に保険契約はその効力を失い、この保険契約の権利および義務(※1)は、譲受人に移転しません。ただし、同条(1)の規定により、保険契約者がこの保険契約の権利および義務(※1)を保険の対象の譲受人に譲渡することをあらかじめ書面等をもって当会社に申し出て、承認の請求を行った場合において、当会社がこれを承認したときは、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。
- (2) 財産補償条項においては、当会社は、保険の対象が譲渡された後に、保険の対象について生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)のただし書に規定する承認をした後は、この規定を適用しません。

(※1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

第10条（休業補償条項における通知義務の通知を行った場合の取扱い）

休業補償条項において、保険契約者または被保険者が第1節第2条（通知義務）(1)の通知を行った場合は、この保険契約について中途更新(※1)の手続を行うものとします。

(※1) 中途更新とは、保険契約が解除された日を保険期間の初日として、当会社と保険契約を締結することをいいます。

第5節第7条(1)

保険契約者からの通知により保険契約を解除することを解約といいます。この場合、未払の保険料を解約日以降にご請求することがあります。この払込みをいただけない場合、第5節第7条(2)および第8条(2)の表の⑦の規定により、解約を取り消して解除させていただきます。

第5節第9条

保険の対象の譲渡により保険契約が失効する場合における保険料の返還については、第6節第6条および付表1-1をご参照ください。

第6節 保険料の返還、追加または変更

備考

第1条（保険料の返還、追加または変更）

- (1) 当社は、下表のいずれかに該当する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。

①	第1節第2条（通知義務）(1)の通知を受けた場合
②	第1節第4条（保険金額の調整）(2)の通知を受けた場合
③	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③の承認をする場合

- (2) 当社は、(1)のほか、保険契約の締結の後、保険契約者が当会社に書面等により通知した保険契約の条件の変更または補償条項の追加を承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、(3)に規定する方法により取り扱います。この場合において、保険契約者は、正当な理由があり、かつ、当社が認めるときを除いてこの通知を撤回することはできません。

- (3) (1)および(2)の場合においては、下表の規定により取り扱います。

① 保険料払込方法が一時払の場合(*1)	保険契約の条件の変更前の保険料と変更後の保険料の差額に基づき当社が算出した、 未経過期間 に対する保険料(*2)を返還し、または 追加保険料 を請求します。	
② 保険料払込方法が一時払以外の場合(*1)	下表に規定する保険料を保険契約の条件の変更後の保険料(*2)に変更します。ただし、 契約内容変更日 の属する 保険年度 においては、当社が認める場合は、①に規定する方法により取り扱います。	
	ア. 保険証券に 初回保険料 の払込期日の記載がある場合	当社が通知を受けた日または承認した日の属する月の翌月以降の保険料
	イ. 保険証券に初回保険料の払込期日の記載がない場合	当社が通知を受けた日または承認した日以降の保険料

- (4) 保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを怠った場合(*3)は、追加保険料領収前に生じた事故(*4)による**損害**、損失または**営業継続費用**に対しては、次の①または②の規定に従います。ただし、追加保険料払込期日(*5)を設定した場合で、次に規定する期日までに保険契約者が(3)の追加保険料の払込みを行ったときは、この規定は適用しません。

追加保険料払込期日(*5)の属する月の翌月末

- ① (1)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険金を支払いません(*6)(*7)。
- ② (2)および(3)の規定に基づき当社が追加保険料を請求した場合は、当社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。
- (5) 第5節第1条（保険契約の取消し）に規定する保険契約の取消しの場合は、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。
- (6) 第5節第2条（保険契約の無効または失効）(1)に規定する保険契約の**無効**の場合は、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。
- (7) 保険契約の**失効**の場合は、当社は、付表1-1に規定する保険料を返還します。
ただし、財産補償条項においては、第5節第2条（保険契約の無効または失効）(2)に該当する場合は、下表のとおり取り扱います。

① 保険期間が1年を超える保険契約の場合	付表1-2に規定する保険料を返還します。
② 保険期間が1年以下の保険契約の場合	保険料は返還しません。

- (8) 下表のいずれかの規定により、当社が保険契約を解除した場合は、当社は、付表1-1に規定する保険料を返還します。

① 第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(1)
② 第5節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(1)または同条(5)
③ 第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)
④ 第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)
⑤ 第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）(2)

- (9) 第5節第7条（保険契約者による保険契約の解除）(1)または第5節第10条（休業補償条項における通知義務の通知を行った場合の取扱い）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、付表2に規定する保険料を返還し、または請求できます。

(*1) 保険料払込方法が一時払以外であっても、第2節第1条（保険料の払込方法等）(1)に規定するすべての回数の払込みが終了した場合で、第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の②の規定により変更す

べき保険料がないときは、(3)の表の①に規定する方法により取り扱います。

- (※2) (1)の表の①の場合は、保険契約者または被保険者の通知に基づき、第1節第2条（通知義務）(1)に規定する事実が発生した時以降の期間に対して、算出した保険料をいいます。
- (※3) (1)の表の①または③の場合は、当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず、相当の期間内にその払込みがなかったときに限ります。
- (※4) 追加保険料領収前に生じた事故とは、当会社が(1)の表の①の通知を受けた場合、または(1)の表の③もしくは(2)の承認をする場合に、通知に係る危険増加(※8)が生じた日または当会社が承認を行った日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。ただし、当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めたときは、保険期間の初日以降、かつ、追加保険料を領収する前に生じた事故をいいます。
- (※5) 追加保険料払込期日とは、当会社が(1)の表の①の通知を受けた場合または(1)の表の③もしくは(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。
- (※6) (1)の表の①または③の場合は、第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表の④の規定により解除できるときに限ります。
- (※7) 既に保険金を支払っていた場合は、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (※8) 危険増加とは、危険(※9)が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険(※9)を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
- (※9) 危険とは、損害、損失または営業継続費用の発生の可能性をいいます。

第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）

- (1) 下表の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、追加保険料払込期日(※1)に追加保険料の払込みがない場合は、保険契約者は、追加保険料を第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)に規定する期日までに当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

①	第2節第2条（保険料の払込方法－口座振替方式）
②	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)

- (2) 下表のすべてに該当する場合は、当会社は、第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の「追加保険料払込期日(※5)の属する月の翌月末」を「追加保険料払込期日(※5)の属する月の翌々月末」に読み替えてこの条項の規定を適用します。この場合において、当会社は保険契約者に対して追加保険料払込期日(※1)の属する月の翌々月の払込期日に請求する保険料をあわせて請求できるものとします。ただし、保険期間が1年の保険契約において、保険契約者がこの規定を既に適用しているときは、保険期間内に払い込むべき保険料を一括して請求できるものとします。

①	保険契約者が追加保険料払込期日(※1)までの追加保険料の払込みを怠った場合
②	①の払込みを怠ったことについて保険契約者に故意または重大な過失がなかったと当会社が認めた場合

- (3) 当会社は、次の①および②のすべてに該当する場合においては、追加保険料払込期日(※1)の属する月の翌月の応当日を追加保険料払込期日(※1)とみなして下表の規定を適用します。
- ① 保険契約者が追加保険料払込期日(※1)までの追加保険料の払込みを怠った場合
- ② ①の払込みを怠った理由が、提携金融機関(※2)に対して口座振替請求が行われなかったことによる場合。ただし、口座振替請求が行われなかった理由が保険契約者の責に帰すべき事由による場合を除きます。

ア.	第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）
イ.	第5節第8条（保険契約解除の効力）
ウ.	第6節第2条（追加保険料の払込み等一口座振替方式の場合の特則）(1)および(2)
エ.	第6節第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

- (4) 保険料払込方法が口座振替の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に指定口座(※3)に振り込むことによって行うことができるものとします。
- (5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

- (※1) 追加保険料払込期日とは、当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合または第1条(1)の表の③もしくは第1条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。
- (※2) 提携金融機関とは、当会社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいいます。
- (※3) 指定口座とは、この保険契約の保険料に関して、当会社が提携金融機関(※2)に対して口座振替請求を行う口座をいいます。

第3条（追加保険料の払込み等クレジットカード払方式の場合の特則）

- (1) 下表の規定に基づき当会社が請求した追加保険料について、第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)の規定の適用においては、当会社が追加保険料の払込みに関し、クレジットカード会社に対して、追加保険料の払込みに使用されるクレジットカード(※1)が有効であること等の確認を行ったことをもって、その追加保険料が払い込まれたものとみなします。

①	第2節第3条（保険料の払込方法－クレジットカード払方式）
②	第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する場合は(1)の規定を適用しません。

①	当会社がクレジットカード会社から追加保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカード(*1)を使用し、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいる場合は、その追加保険料が払い込まれたものとみなして(1)の規定を適用します。
②	会員規約等に規定する手続が行われない場合

(3) (2)の表の①の追加保険料相当額を領収できない場合は、当会社は、保険契約者に追加保険料を直接請求できるものとします。ただし、保険契約者が、クレジットカード会社に対して追加保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ追加保険料相当額について保険契約者に直接請求できないものとします。

(4) 保険料払込方法がクレジットカード払の方式の場合で、当会社が保険料を返還するときは、当会社が認める場合に限り、返還保険料の全額を一時にまたは当会社の定める回数に分割し、当会社の定める日に下表のいずれかの方法によって行うことができるものとします。

①	保険契約者の指定する口座への振込み
②	クレジットカード会社経由の返還

(5) (4)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

(*1) 当会社の指定するクレジットカードに限ります。

第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）

(1) 当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、下表のすべてに該当するときは、当会社は、同条(4)の規定にかかわらず、追加保険料が払い込まれたものとして、その事故による損害、損失または営業継続費用に対して保険金を支払います。

①	事故の発生の日が、追加保険料払込期日(*1)以前であること。
②	事故の発生の日の前日までに到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額が払い込まれていること。

(2) (1)の場合において、事故の発生の日が初回保険料払込期日以前のときは、(1)に規定する「事故の発生の日の前日までに到来した払込期日(*2)までに払い込むべき保険料の全額」を「初回保険料」と読み替えて適用します。ただし、保険契約者が第2節第1条（保険料の払込方法等）(4)の表の②に規定する確約を行い、かつ、当会社が承認した場合は、当会社は、追加保険料が払い込まれたものとしてその事故による損害、損失または営業継続費用に対して保険金を支払います。

(3) 当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の追加保険料の払込みについて追加保険料払込期日(*1)を設定した場合において、保険契約者が同条(4)に規定する期日までに追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、その払込期日の翌日以後に発生した事故による損害、損失または営業継続費用に対しては、下表の規定に従います。

①	追加保険料が、第1条(1)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険金を支払いません。
②	追加保険料が、第1条(2)および(3)の規定により請求したものである場合は、当会社は、保険契約条件の変更の通知がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(4) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(3)の表の②の規定に基づき、当会社が保険料を変更した場合、(1)から(3)までの「追加保険料」を「保険料変更後の最初の払い込むべき保険料」と読み替えて適用します。

(5) 第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)ただし書の規定が適用され、かつ、事故が発生した場合において、下表に規定する日時の確認に関して、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めたときには、保険契約者または被保険者は、遅滞なくこれを提出しなければなりません。また、当会社が行う確認に協力しなければなりません。

①	第1節第2条（通知義務）(1)または第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(2)に規定する通知が行われた日時
②	第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(2)の表の③に規定する訂正の申出が行われた日時
③	事故の発生の日時

(*1) 追加保険料払込期日とは、当会社が第1条（保険料の返還、追加または変更）(1)の表の①の通知を受けた場合および同条(1)の表の③または同条(2)の承認をする場合において、当会社が設定する追加保険料の払込期日をいいます。

(*2) 保険証券記載の払込期日をいいます。

第5条（保険金額の調整における保険契約の一部取消しによる保険料の返還）

第1節第4条（保険金額の調整）(1)の規定により保険契約者が保険契約の一部を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料のうち、取り消した部分に対応する保険料を返還します。

第6条（保険の対象の譲渡等による保険料の返還）

財産補償条項においては、第5節第9条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効）(1)の規定により、保険契約が**失効**した場合は、付表1－1に規定する保険料を返還します。

第7節 その他事項

第1条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間の初日の午後4時(*1)に始まり、末日の午後4時に終わります。
- (2) (1)の規定にかかわらず、保険期間が開始した後でも、当会社は**初回保険料**を領収する前に生じた事故による**損害**、損失または**営業継続費用**に対しては保険金を支払いません。
- (3) (1)の規定において、時刻は日本国の標準時によるものとします。

(*1) 保険証券に異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

第2条（代 位）

- (1) **損害**、損失または**営業継続費用**が生じたことにより**被保険者**が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害、損失または営業継続費用に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害、損失または営業継続費用の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害、損失または営業継続費用の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 財産補償条項においては、賃貸借契約または使用貸借契約に基づき、被保険者以外の者が占有する**建物**を保険の対象とする場合で、被保険者が借家人(*2)に対して有する権利を、当会社が取得したときは、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、借家人(*2)の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合は、その権利を行使することができます。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

(*2) 借家人とは、賃貸借契約または使用貸借契約に基づき保険の対象である建物を占有する者をいい、転貸人および転借人を含みます。

第3条（保険契約者の変更）

- (1) 保険契約の締結の後、保険契約者は、**書面等**をもって当会社に保険契約者の変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認した場合は、当会社が認める範囲内でこの保険契約の権利および義務(*1)を第三者に移転させることができます。

ただし、財産補償条項において、**被保険者**が保険の対象を譲渡する場合は、第1節第5条（保険の対象の譲渡または相続等に関する通知義務）(1)の規定によるものとします。

- (2) 保険契約の締結の後、保険契約者が死亡した場合、この保険契約が**失効**するときを除き、この保険契約の権利および義務(*1)は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に移転するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
- (4) (3)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合は、保険契約者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- (5) 保険契約者が2名以上である場合は、各保険契約者は連帯してこの保険契約の義務(*2)を負うものとします。

(*1) この保険契約の権利および義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務をいいます。

第7節第3条(2)

「法定相続人」とは、民法に定められた相続人をいいます。

(※2) この保険契約の義務とは、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務をいいます。

第4条（保険証券等の不発行の特則）

当社は、保険契約者の申出により、保険証券またはこれに代わる書面の発行を行わないことがあります。この場合において、この保険契約の内容として電磁的方法で提供した事項を、保険証券の記載事項とみなして、この保険契約の普通保険約款(*1)の規定を適用します。

(※1) 付帯される特約を含みます。

第5条（時効）

保険金請求権は、第4節第1条（保険金の請求）(1)に規定する時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第6条（保険証券に複数の明細書が添付されている場合の普通保険約款等の適用）

この保険契約の保険証券に複数の明細書が添付されている場合は、特に記載のないかぎり、明細書ごとに普通保険約款およびこれに付帯される特約を適用します。

第7条（残存物および盗難品の帰属－財産補償条項）

- (1) 当社が損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社がこれを取得することの意思を表示しないかぎり、当社に移転しません。
- (2) 盗取された保険の対象について、当社が損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、財産補償条項第8条（損害額の決定）に規定する回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (3) 盗取された保険の対象について、当社が損害保険金を支払った場合は、その保険の対象の所有権その他の物権は、損害保険金の保険価額に対する割合によって、当社に移転します。
- (4) (3)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額(*1)を当社に支払って、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。

(※1) 支払を受けた損害保険金に相当する額とは、財産補償条項第8条（損害額の決定）に規定する回収するために支出した必要な費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額をいいます。

第8条（用語の適用等）

- (1) この条項に規定されていない用語については、各補償条項における規定を準用します。
- (2) 普通保険約款(*1)において、特に記載のないかぎり、【用語の定義】に規定する用語は、【用語の定義】に定めるところに従います。
- (3) この条項において保険契約の締結には、更新(*2)、および、特に記載のないかぎり、この保険契約に新たな補償条項を追加する場合を含むものとします。
- (4) 各補償条項(*1)により規定される用語は、特に記載のないかぎり、補償条項(*1)ごとに適用します。
- (5) この条項は、特に記載のないかぎり、補償条項(*1)ごとに適用します。

(※1) 付帯される特約を含みます。

(※2) 更新とは、保険期間の末日においてこの保険契約に適用されている普通保険約款と同一の普通保険約款を、引き続き締結することをいいます。

第9条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第10条（準拠法）

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 他の保険契約等がある場合の保険金の支払限度額

保険金の種類	支払限度額
損害保険金	損害または損失の額。 ただし、財産補償条項において、 <u>通貨等</u> 、 <u>預貯金証書</u> および <u>高額貴金属等</u> については、1回の事故につき保険証券記載の限度額(*1)または損害額のいずれか低い額
修理付帯費用保険金	1回の事故につき、1,000万円(*2)または修理付帯費用(*3)の額のいずれか低い額

損害拡大防止費用保険金		保険契約者または被保険者が負担した損害拡大防止費用(*4)の額
請求権の保全・行使手続費用保険金		保険契約者または被保険者が負担した、請求権の保全・行使手続費用(*5)の額
地震火災費用保険金	① それぞれの保険契約または共済契約の支払うべき保険金または共済金の額の合計額が、1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(*6)を超えるとき。	1回の事故につき、1敷地内ごとに300万円(*6)
	② ①に該当しない場合であって、それぞれの保険契約または共済契約のおおのの保険の対象についての支払限度額の合計額が、1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%を乗じて得た額を超えるとき(*7)。	1回の事故につき、保険の対象ごとに、その保険の対象の保険価額に5%を乗じて得た額(*7)
営業継続費用保険金		被保険者が負担した営業継続費用の額

(*1) 他の保険契約等に、この保険契約の保険証券記載の限度額を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(*2) 工場物件の場合は5,000万円とします。また、他の保険契約等に、限度額が工場物件以外の物件について1,000万円または工場物件について5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(*3) 修理付帯費用とは、財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(2)①に規定する、保険の対象の復旧にあたり発生した費用で必要かつ有益な費用のうち、同条(2)①の表に規定する費用をいいます。

(*4) 損害拡大防止費用とは、財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(2)②または休業補償条項第7条（支払保険金の計算）(3)①に規定する、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用のうち、財産補償条項第7条(2)②または休業補償条項第7条(3)①の表に規定する費用をいいます。

(*5) 請求権の保全・行使手続費用とは、財産補償条項第7条（支払保険金の計算）(2)③または休業補償条項第7条（支払保険金の計算）(3)②に規定する、権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用をいいます。

(*6) 工場物件を含む敷地内では2,000万円とします。また、他の保険契約等に、限度額が工場物件を含まない敷地内では300万円、工場物件を含む敷地内では2,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(*7) 他の保険契約等に、支払割合が5%を超えるものがある場合は、これらの支払割合のうち最も高い割合とします。

付表1-1 失効・当会社による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1年	一時払、 一時払以外	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) 未払込保険料(*2)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*2)を差し引いた額
1年未満	一時払、 一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額
1年超	一時払	(1) 保険契約が失効した日または解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が失効した日または解除された日時点を経過年月とした付表4の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(*1) (2) 未払込保険料(*2)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*2)を差し引いた額
	一時払以外	保険期間が1年の場合の算出方法に準じて算出した額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(*2) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表 1-2 保険金の支払による失効の場合の返還保険料

払込方法	返還保険料の額
一時払	(1) 当保険年度(*1)の翌保険年度以降の保険料について、保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、当保険年度(*1)を経過した時点を経過年月とした付表4の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(*2) (2) 保険契約が失効した日の属する保険年度の翌保険年度以降の保険料について、未払込保険料(*3)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
一時払以外	返還する保険料はありません。

(*1) 保険契約が失効した日の属する保険年度をいいます。

(*2) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

付表 2 保険契約者による解除の場合の返還保険料

保険期間	払込方法	返還保険料の額
1 年	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表3の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「月割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
1 年未満	一時払	保険期間が1 年の場合の算出方法に準じて算出した額
	一時払以外	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して付表3の「短期料率」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (2) (1)にかかわらず、契約条件の変更に伴い、中途更新(*2)を行う場合は、保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく年間適用保険料から既経過期間に対して「日割」をもって算出した保険料を差し引いた額(*1) (3) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)または(2)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
1 年超	一時払	(1) 保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき算出したこの保険契約の保険期間に対応する保険料に対し、保険契約が解除された日時点を経過年月とした付表4の「長期保険未経過料率」を乗じて算出した額(*1) (2) 未払込保険料(*3)がある場合は、(1)の額からその未払込保険料(*3)を差し引いた額
	年払	保険期間が1 年の場合における払込方法が一時払のときの算出方法に準じて算出した額
	月払	保険期間が1 年の場合における払込方法が一時払以外のときの算出方法に準じて算出した額

(*1) 保険期間中の料率改定の有無にかかわらず、保険期間の初日における保険料に基づき算出するものとします。

(*2) 保険契約が解除された日を保険期間の初日として当会社と保険契約を締結することをいいます。

(*3) 未経過期間に対応する保険料を含みます。

備考

付表 2

保険期間が1 年未満に該当する保険契約のうち、付表3の短期料率を適用して締結した保険契約について、解約する場合（契約条件の変更に伴い中途更新を行う場合を除きます。）は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づく適用保険料から既経過期間に対して付表3の短期料率をもって算出した保険料を差し引いた額とします。

保険期間が1 年超で「払込方法」が「一時払以外」に該当する場合、払込方法が年払のときは、保険期間が1 年の場合の「払込方法」が「一時払」に、払込方法が月払のときは、保険期間が1 年の場合の「払込方法」が「一時払以外」に、それぞれ準じます。

付表3 短期料率

既経過期間	短期料率
7日まで	10%
15日まで	15%
1か月まで	25%
2か月まで	35%
3か月まで	45%
4か月まで	55%
5か月まで	65%
6か月まで	70%
7か月まで	75%
8か月まで	80%
9か月まで	85%
10か月まで	90%
11か月まで	95%
12か月まで	100%

付表4 長期保険未経過料率

経過年月 \ 保険期間	2年	3年	5年
1か月	96%	97%	98%
2か月	91%	94%	96%
3か月	87%	91%	95%
4か月	82%	88%	93%
5か月	77%	85%	91%
6か月	73%	82%	89%
7か月	69%	78%	87%
8か月	64%	75%	85%
9か月	60%	72%	84%
10か月	55%	69%	82%
11か月	50%	66%	80%
1年0か月	46%	63%	78%
2年0か月	0%	32%	58%
3年0か月		0%	39%
4年0か月			19%
5年0か月			0%

(注1) 経過年月について、1か月未満の端日数は切り上げて1か月とします。

(注2) 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

①借家人賠償責任補償特約

第1節 賠償責任条項

第1条（この特約の補償内容－借家人賠償責任）

当会社は、日本国内において生じた下表のいずれかの偶然な事故に起因して借戸室(*1)を損壊(*2)することにより、第3条（被保険者）に規定する被保険者が、借戸室(*1)についてその貸主(*3)に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この特約に従い、借家人賠償責任保険金を支払います。

①	火災
②	破裂または爆発(*4)
③	盗難
④	給排水設備(*5)の使用または管理に起因する漏水、放水等による水濡れ。ただし、給排水設備(*5)自体に生じた損害を除きます。

(*1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(*2) 損壊とは、滅失(*6)、破損(*7)または汚損(*8)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

(*3) 貸主には、転貸人を含みます。

(*4) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*5) 給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。

(*6) 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。

(*7) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(*8) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第2条（この特約の補償内容－借家人修理費用）

当会社は、日本国内において生じた下表のいずれかの偶然な事故により、借戸室(*1)に損害が生じた場合において、第3条（被保険者）に規定する被保険者がその貸主(*2)との契約に基づき、自己の費用で現実にこれを修理したときは、その借家人修理費用(*3)に対して、この特約の規定にしたがい、借家人修理費用保険金を支払います。ただし、下表の①、③、⑤または⑥の事故による損害に対し、被保険者が借戸室(*1)の貸主(*2)に対して、法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。

①	火災
②	落雷
③	破裂または爆発(*4)
④	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(*5)、雹災または雪災(*6)。ただし、借戸室(*1)の内部については、借戸室(*1)の外側の部分(*7)が風災(*5)、雹災または雪災(*6)によって破損したために生じた損害(*8)に限ります。
⑤	盗難
⑥	給排水設備(*9)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する借戸室(*1)で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ。ただし、水災(*10)もしくは④の事故による損害または給排水設備(*9)自体に生じた損害を除きます。
⑦	借戸室(*1)の外側からの物体(*11)の落下、飛来、衝突、接触または倒壊。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来または水災(*10)、土砂崩れ(*12)もしくは④の事故による損害を除きます。
⑧	騒擾およびこれに類似の集団行動(*13)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

(*1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(*2) 貸主には、転貸人を含みます。

(*3) 借家人修理費用とは、借戸室(*1)を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。

(*4) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*5) 洪水、高潮を除きます。

(*6) 雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。

(*7) 借戸室(*1)の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。

(*8) 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹き込み、浸み込みまたは漏入による損害を含みます。

(*9) 給排水設備には、スプリンクラー設備・装置を含みます。

(*10) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(*12)、落石等の水災をいいます。

(*11) 物体には、車両もしくは航空機またはその積載物を含みます。

(*12) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。

(*13) 多数の群衆により数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害されるかまたは被害が生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。

第3条（被保険者）

(1) 被保険者とは、下表のいずれかに該当する者をいいます。

①	保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者
---	---------------------

〈借家人賠償責任補償特約 第1節第1条〉この特約には、示談交渉サービスはありません。

〈借家人賠償責任補償特約 第1節第1条〉「保険証券記載の建物の戸室」は、主契約の保険の対象である動産を収容する戸室に限ります。借戸室について転賃借契約があるときは、転貸人または転借人についても、この特約の被保険者として指定することができます。

〈借家人賠償責任補償特約 第1節第2条〉①、③、⑤または⑥の事故による損害で、被保険者が借戸室の貸主に対して負担する法律上の損害賠償責任については、借家人賠償責任保険金の支払対象となります。

②	保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が未成年者である場合は、その者の親権者およびその他の法定の監督義務者
---	---

- (2) (1)の保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者について、死亡その他の事由が生じた場合は、保険契約者または被保険者は、そのことを当会社に書面等により申し出て、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者の変更を請求することができます。ただし、当社がこれを承認するまでの間は、その変更が生じなかったものとして取り扱います。
- (3) この特約の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。ただし、これによって、第7条(支払保険金の計算)(1)に規定する当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第4条（保険金をお支払いしない場合－借家人賠償責任）

(1) 当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者 (*1) ウ. ア.またはイ.の法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*2)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*3) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
⑥	被保険者の心神喪失
⑦	借戸室(*4)の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の労力をもって行った仕事による場合については、この規定は適用しません。

(2) 当社は、被保険者が下表の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被る損害に対しては、借家人賠償責任保険金を支払いません。

①	被保険者と借戸室(*4)の貸主(*5)との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
②	被保険者が借戸室(*4)を貸主(*5)に引き渡した後に発見された借戸室(*4)の損壊(*6)に起因する損害賠償責任

- (*1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*2) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*3) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。
- (*4) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の**建物**の戸室をいいます。
- (*5) 貸主には、転貸人を含みます。
- (*6) 損壊とは、滅失(*7)、破損(*8)または汚損(*9)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。
- (*7) 滅失とは、**財物**がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。
- (*8) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*9) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第5条（保険金をお支払いしない場合－借家人修理費用）

当社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた**損害**に対しては、借家人修理費用保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意または重大な過失。ただし、損害が、保険金の受取人またはその者の法定代理人の故意または重大な過失に起因して生じた場合においては、その保険金の受取人の受け取るべき金額についてのみ適用します。 ア. 保険契約者(*1) イ. 被保険者 (*1) ウ. 保険金の受取人(*1) エ. 借戸室(*2)の貸主(*1)(*3) オ. ア.からエ.までの法定代理人
②	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
③	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
④	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物(*4)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染

⑤	次のいずれかに該当する事由 ア. ②から④までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、事故の②から④までの事由による拡大(*5) ウ. ②から④までの事由に伴う秩序の混乱
---	--

(*1) 保険契約者、被保険者、保険金の受取人または借戸室(*2)の貸主(*3)が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(*2) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(*3) 貸主には、転貸人を含みます。

(*4) 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。また、核燃料物質によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。

(*5) 事故の形態や規模等がこれらの事由により大きくなることをいい、延焼を含みます。

第6条（保険金支払の対象となる借家人修理費用の範囲）

当会社が被保険者に支払う借家人修理費用保険金の範囲は、借戸室(*1)を実際に修理した費用のうち、下表のもの以外の修理費用とします。

①	壁、柱、床、はり、屋根、階段等の <u>建物</u> の主要構造部
②	玄関、ロビー、廊下、昇降機、便所、浴室、門、塀、垣、給水塔等の借戸室(*1)居住者の共同の利用に供せられるもの

(*1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

第7条（支払保険金の計算）

(1) 当会社の支払う保険金の額は、次の①および②の規定により算出される額とします。ただし、1回の事故について保険証券記載の限度額を限度とします。

① 当会社の支払う借家人賠償責任保険金の額は、次の算式によって算出される額とします。

被保険者が貸主(*1)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	+	第8条（費用）の表の①の費用	-	被保険者が貸主(*1)に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額	=	借家人賠償責任保険金の額
---------------------------------	---	----------------	---	---	---	--------------

② 当会社の支払う借家人修理費用保険金の額は、借家人修理費用(*2)の額とします。

(2) 当会社は、(1)①に規定する保険金のほか、下表の額の合計額を支払います。

①	第8条（費用）の表の②から④までの費用
②	被保険者が書面により当会社の同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(*1) 貸主には、転貸人を含みます。

(*2) 借家人修理費用とは、借戸室(*3)を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費用をいいます。

(*3) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

第8条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した下表の費用は、これを損害の一部とみなします。ただし、収入の喪失は下表の費用に含みません。

	費用	費用の説明
①	請求権の保全、行使手続費用	第2節基本条項第1条（事故発生時の義務）の表の⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用
②	示談交渉費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の同意を得て支出した費用
③	協力義務費用	事故に関して被保険者の行う折衝または示談について、被保険者が当会社の要求にしたがい、協力するために要した費用
④	争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が書面により当会社の同意を得て支出した次のア.からイ.までの費用 ア. 訴訟費用 イ. 弁護士報酬 ウ. 仲裁、和解または調停に必要とした費用 エ. ア.からウ.までの費用のほか、権利の保全または行使に必要な手続をするために必要とした費用

第2節 基本条項

第1条（事故発生時の義務）

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の右欄のことを履行しなければなりません。

① 損害の発生および拡大の防止	損害の発生および拡大の防止に努めること。
-----------------	----------------------

② 事故発生の通知	事故の発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
③ 事故内容の通知	次の事項を遅滞なく、当会社に書面等により通知すること。 ア. 事故の状況(*1) イ. 事故の発生の日時、場所または事故の状況(*1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称 ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
④ 他の保険契約等の通知	他の保険契約等の有無および内容(*2)について、遅滞なく、当会社に通知すること。
⑤ 訴訟の通知	損害賠償の請求(*3)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。
⑥ 請求権の保全等	他人に損害賠償の請求(*3)をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
⑦ 盗難の届出	盗難による損害が発生した場合は、遅滞なく警察官に届け出ること。
⑧ 責任の無断承認の禁止	損害賠償の請求(*3)を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。
⑨ 調査の協力等	①から⑧までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

(*1) 事故の状況には、借戸室(*4)の貸主(*5)の住所および氏名または名称を含みます。

(*2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

(*3) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(*4) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(*5) 貸主には、転貸人を含みます。

第2条（事故発生時の義務違反）

(1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1条（事故発生時の義務）の表の規定に違反した場合は、当社は、下表の左欄の規定に対応する下表の右欄の額を差し引いて保険金を支払います。

① 第1条の表の①	損害の発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額
② 第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨	第1条の表の②から⑤まで、同表の⑦または同表の⑨の規定に違反したことによって当社が被った損害の額
③ 第1条の表の⑥	他人に損害賠償の請求(*1)をすることによって取得することができたと認められる額
④ 第1条の表の⑧	損害賠償責任がないと認められる額

(2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1条（事故発生時の義務）の表の③、同表の⑦もしくは同表の⑨に関する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(*1) 損害賠償の請求には、共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

第3条（保険金の請求）

(1) 当社に対する保険金請求権は、被保険者が借戸室(*1)の貸主(*2)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と借戸室(*1)の貸主(*2)との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑥までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

① 保険金の請求書

② 損害額を証明する書類(*3)

③ 被保険者または借戸室(*1)の貸主(*2)が死亡した場合は、被保険者または借戸室(*1)の貸主(*2)の除籍および被保険者または借戸室(*1)の貸主(*2)のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本

④ 企業総合保険普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）に規定する被保険者の代理人として保険金を請求する場合は、保険金を請求する者が同条(1)の表に規定する者であることを証明する書類

⑤ ①から④までのほか、下表の書類

ア. 被保険者が借戸室(*1)の貸主(*2)に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または借戸室(*1)の貸主(*2)の承諾があったことを示す書類
イ. 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類

⑥ ①から⑤までのほか、当社が企業総合保険普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）(1)に規定する確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約の締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に規定するものの以外の書類もしくは

証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくて(3)の規定に違反した場合または(2)もしくは(3)に関する書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

(※1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(※2) 貸主には、転貸人を含みます。

(※3) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書(※4)および被害が生じた物の写真(※5)をいいます。

(※4) 既に支払がなされた場合はその領収書とします。

(※5) 画像データを含みます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

この特約によって保険金が支払われる損害または費用に対して、他の保険契約等がある場合は、下表の額を支払保険金の額とします。

- | | |
|---|--|
| ① | この特約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額 |
| ② | 他の保険契約等によってこの特約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、損害の額または費用が、他の保険契約等によって支払われるまたは支払われた保険金もしくは共済金の額の合計額を超えるときは、その超過額(※1) |
| ③ | ②の損害の額または費用は、それぞれの保険契約または共済契約に <u>免責金額</u> の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。 |

(※1) 他の保険契約等がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（先取特権）

- (1) 借戸室(※1)の貸主(※2)は、被保険者の当社に対する保険金請求権(※3)について先取特権を有します。

- (2) 当社は、下表のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。

- | | |
|---|---|
| ① | 被保険者が借戸室(※1)の貸主(※2)に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。
ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。 |
| ② | 被保険者が借戸室(※1)の貸主(※2)に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、借戸室(※1)の貸主(※2)に支払う場合 |
| ③ | 被保険者が借戸室(※1)の貸主(※2)に対してその損害の賠償をする前に、借戸室(※1)の貸主(※2)が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、借戸室(※1)の貸主(※2)に支払う場合 |
| ④ | 被保険者が借戸室(※1)の貸主(※2)に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを借戸室(※1)の貸主(※2)が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。
ただし、借戸室(※1)の貸主(※2)が承諾した金額を限度とします。 |

- (3) 保険金請求権(※3)は、借戸室(※1)の貸主(※2)以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権(※3)を質権の目的とし、または(2)の表の③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)の表の①または同表の④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合は、この規定を適用しません。

(※1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(※2) 貸主には、転貸人を含みます。

(※3) この特約の費用に対する保険金請求権を除きます。

第6条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険証券記載の限度額が、第5条（先取特権）(2)の表の②または同表の③の規定により借戸室(※1)の貸主(※2)に対して支払われる保険金と被保険者が第1節賠償責任条項第8条（費用）の規定により当社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って借戸室(※1)の貸主(※2)に対する保険金の支払を行うものとします。

(※1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(※2) 貸主には、転貸人を含みます。

第7条（損害賠償責任解決の特則）

当社は、必要と認めた場合は、被保険者に代わって自己の費用で借戸室(※1)の貸主(※2)からの損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(※1) 借戸室とは、保険証券記載の借家人賠償責任の被保険者が借用する保険証券記載の建物の戸室をいいます。

(※2) 貸主には、転貸人を含みます。

第8条（特約の失効）

- (1) この保険契約の企業総合保険普通保険約款のすべてが消滅した場合は、この特約も同時に**失効**するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約と同時に消滅する企業総合保険普通保険約款の保険料の返還に関する規定にしたがいます。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の企業総合保険普通保険約款が**無効**により消滅したときは、この特約も同時に無効により消滅するものとします。この場合の保険料の返還は、この特約と同時に消滅する企業総合保険普通保険約款の保険料の返還に関する規定にしたがいます。

第9条（代 位）

- (1) 損害が生じたことにより**被保険者**が損害賠償請求権その他の債権(*1)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは、下表の額を限度とします。

①	当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合は、被保険者が取得した債権の全額
②	①以外の場合は、被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- (2) (1)の表の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(*1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

第10条（重大事由による解除の特則）

- (1) 当会社は、**被保険者**が、企業総合保険普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約(*1)を解除することができます。
- (2) (1)または企業総合保険普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、(1)または企業総合保険普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の解除の原因となる事由が発生した時以降に生じた事故による損害に対しては、当会社は、この特約の保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、保険金の返還を請求することができます。
- (3) (1)または企業総合保険普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の規定による解除がなされた場合は、(2)の規定は、下表の損害については適用しません。

①	企業総合保険普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からオ.までのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
②	企業総合保険普通保険約款基本条項第5節第5条(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害(*2)

(*1) 企業総合保険普通保険約款の被保険者が、企業総合保険普通保険約款基本条項第5節第5条（重大事由による保険契約の解除）(1)の表の③ア.からオ.までのいずれかに該当する場合を除き、この特約の被保険者が複数である場合は、その被保険者に対する部分に限ります。

(*2) (2)の規定が適用されない場合に第1節賠償責任条項第2条（この特約の補償内容－借家人修理費用）に規定する借家人修理費用保険金として支払われるべき借家人修理費用を除きます。

第11条（準用規定）

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この特約が付帯される補償条項に適用される基本条項の規定を準用します。

②地震危険補償特約（支払限度額方式）

第1条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）(2)の表の②の規定にかかわらず、同条項第2条（保険の対象）に規定する保険の対象について生じた下表の**損害**に対して、**被保険者**に損害保険金を支払います。

①	地震または噴火による火災、破裂または爆発(*1)によって生じた損害
②	地震または噴火によって生じた損壊(*2)、埋没または流失の損害
③	地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

- (2) 当会社は、(1)に規定する損害保険金が支払われる場合に、それぞれの事故(*3)によって損害が生じた保険の対象の残存物(*4)の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対して、被保険者に残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(*1) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

(*2) 損壊とは、滅失(*5)、破損(*6)または汚損(*7)をいいます。ただし、噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。

(*3) 事故とは、(1)①から③までの損害の原因となる次のものをいいます。

i. 地震または噴火

ii. 地震または噴火による火災、破裂または爆発(*1)

iii. 地震または噴火による津波、洪水その他の水災

(*4) 残存物には、噴火による火山灰を含みません。

(*5) 滅失とは、**財物**がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。

(*6) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。

(※7) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第2条（保険の対象）

この特約において、**高額貴金属等**は、保険の対象に含まれません。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）および同条項第6条（保険金をお支払いしない場合－電氣的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）に規定する**損害**(※1)に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)において、企業総合保険普通保険約款財産補償条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）(1)③	第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故	地震危険補償特約（支払限度額方式）第1条（この特約の補償内容）に規定する事故
財産補償条項第5条(1)⑰	第1条(1)①から⑨までに規定する事故	事故

(※1) 下表に規定する損害を除きます。

①	企業総合保険普通保険約款財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）(2)②によって生じた損害
②	同条項第6条（保険金をお支払いしない場合－電氣的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）⑦の損害
③	同条項第6条⑧の損害
④	同条項第6条⑪ア.およびイ.の損害
⑤	同条項第6条⑬ア.からウ.までならびにオ.およびカ.の損害
⑥	同条項第6条⑯の損害
⑦	同条項第6条⑰の損害

第4条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社は、保険金額が設定されている保険の対象ごとに、1回の事故につき保険金額を限度として(※1)、次の算式により損害保険金の額を算出し、その合計額から、保険証券添付別紙記載の**免責金額**を差し引いた残額を、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金として、支払います。

① 保険証券に実損払方式と記載がある場合

企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条（損害額の決定）(1)または(2)に規定する損害額。この場合において、修理費には、同条(3)の費用は含みません。

=

損害保険金の額

② 保険証券に比例支払方式と記載がある場合

ア. 保険金額が保険の対象の**保険価額**の80%に相当する額以上のとき。

企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額。この場合において、修理費には、同条(3)の費用は含みません。

=

損害保険金の額

イ. 保険金額が保険の対象の**保険価額**の80%に相当する額より低いとき。

企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額。この場合において、修理費には、同条(3)の費用は含みません。

×

保険金額

保険価額 × 80%

=

損害保険金の額

- (2) 当会社は、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金の10%に相当する額を限度として、同条(2)に規定する残存物取片づけ費用保険金を支払います。
- (3) 保険期間中にこの特約に基づき当社が支払う第1条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の合計額は、保険証券添付別紙記載の支払限度額を限度とします。
- (4) 2以上の保険の対象に対して一つの免責金額および支払限度額を設定した場合において、1回の事故につき2以上の保険の対象に**損害**が生じ、保険証券添付別紙記載の支払限度額が当社が支払うべき保険金の額となったときは、損害の額の合計額に対するそれぞれの保険の対象の損害の額の割合によってその支払限度額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金の額とみなします。

(※1) **商品・製品等**については、1回の事故につき保険金額の1.2倍に相当する額を限度とします。

第5条（1回の事故）

この特約においては、72時間以内に生じた2以上の事故(※1)は、これらを一括して1回の事故とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合は、この規定を適用しません。

(※1) 事故とは、第1条（この特約の補償内容）(1)①から③までの損害の原因となる次のものをいいます。

- i. 地震または噴火
- ii. 地震または噴火による火災、破裂または爆発(※2)
- iii. 地震または噴火による津波、洪水その他の水災

(※2) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第6条（他の費用保険金との関係）

- (1) 第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金を支払う場合であっても、同条(2)の残存物取片づけ費用保険金および企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(4)の表の②の地震火災費用保険金を除き、当会社は、同条項第8条（損害額の決定）(3)の費用ならびに同条項およびこれに付帯された他の特約に規定する費用保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、保険契約者または被保険者が第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害の発生または拡大の防止のために支出した費用に対して、保険金を支払いません。

第7条（この特約の失効）

- (1) この特約の締結の後、この特約に基づいて算出する損害額(※1)が、それぞれ1回の事故につき、保険証券添付別紙記載の保険金額の100%に相当する額以上になる損害が発生した場合は、その時にこの特約は失効します。ただし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を保険金額とみなします。
- (2) (1)のほか、保険期間中に当会社が支払うべき第1条（この特約の補償内容）に規定する損害保険金および残存物取片づけ費用保険金の額の合計額が、保険証券記載の支払限度額に達した場合は、この特約は、これらの保険金の額の合計額が、保険証券添付別紙記載の支払限度額に達する保険金の支払の原因となった損害が発生した時に失効します。

(※1) 損害額とは、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条（損害額の決定）(1)または(2)に規定する損害額をいいます。この場合において、修理費には、同条(3)の費用は含まれません。

第8条（追加保険料不払の場合の取扱い）

この特約を保険期間の途中で付帯した場合において、保険契約者がこの特約にかかる追加保険料の払込みを怠ったときは、当会社は、企業総合保険普通保険約款基本条項第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表の④または⑤の規定を準用し、この特約を解除することができます。

第9条（保険金の支払）

- (1) 当会社は、請求完了日(※1)からその日を含めて30日以内に、当会社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、 <u>損害</u> 発生の有無および <u>被保険者</u> に該当する事実
②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(※2)および事故と損害との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、 <u>無効</u> 、 <u>失効</u> または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、 <u>他の保険契約等</u> の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

- (2) (1)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(※1)からその日を含めて下表の右欄の日数(※3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(※4)	180日
④	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤	災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	730日

- (3) (1)および(2)に規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(※5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(※1) 被保険者が、企業総合保険普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。

- (※2) 保険価額を含みます。
- (※3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (※4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (※5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第10条（告知義務違反または通知義務違反による保険契約の解除の特則）

申込書または変更依頼書の添付別紙【地震危険補償特約】記載の告知事項についての企業総合保険普通保険約款基本条項第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）または同節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）の規定の適用は、この特約に限るものとします。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

③地震危険補償特約（縮小支払方式）

第1条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）(2)の表の②の規定にかかわらず、同条項第2条（保険の対象）に規定する保険の対象について生じた下表の損害に対して、被保険者に損害保険金を支払います。

①	地震または噴火による火災、破裂または爆発(※1)によって生じた損害
②	地震または噴火によって生じた損壊(※2)、埋没または流失の損害
③	地震または噴火による津波、洪水その他の水災によって生じた損害

(2) 当会社は、(1)に規定する損害保険金が支払われる場合に、それぞれの事故(※3)によって損害が生じた保険の対象の残存物(※4)の取片づけに必要な取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用に対して、被保険者に残存物取片づけ費用保険金を支払います。

- (※1) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
- (※2) 損壊とは、滅失(※5)、破損(※6)または汚損(※7)をいいます。ただし、噴火による火山灰の付着、混入、堆積等またはそれらの疑いがある場合を除きます。
- (※3) 事故とは、(1)①から③までの損害の原因となる次のものをいいます。
 - i. 地震または噴火
 - ii. 地震または噴火による火災、破裂または爆発(※1)
 - iii. 地震または噴火による津波、洪水その他の水災
- (※4) 残存物には、噴火による火山灰を含みません。
- (※5) 滅失とは、財物がその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取および横領を含みません。
- (※6) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的または生物学的な変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (※7) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第2条（保険の対象）

この特約において、高価貴金属等は、保険の対象に含まれません。

第3条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）および同条項第6条（保険金をお支払いしない場合－電氣的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）に規定する損害(※1)に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)において、企業総合保険普通保険約款財産補償条項の規定を下表のとおり読み替えるものとします。

箇所	読み替え前	読み替え後
財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）(1)③	第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故	地震危険補償特約（縮小支払方式）第1条（この特約の補償内容）に規定する事故
財産補償条項第5条(1)⑦	第1条(1)①から⑨までに規定する事故	故

(※1) 下表に規定する損害を除きます。

①	企業総合保険普通保険約款財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）(2)②によって生じた損害
②	同条項第6条（保険金をお支払いしない場合－電氣的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）⑦の損害
③	同条項第6条⑧の損害
④	同条項第6条⑩ア.およびイ.の損害
⑤	同条項第6条⑬ア.からウ.までならびにオ.およびカ.の損害
⑥	同条項第6条⑮の損害
⑦	同条項第6条⑰の損害

第4条（支払保険金の計算）

(1) 当社は、保険金額が設定されている保険の対象ごとに、1回の事故につき保険金額を限度として(*1)、次の算式により損害保険金の額を算出し、その合計額に保険証券添付別紙記載の縮小支払割合を乗じた額を、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金として、支払います。

① 保険証券に実損払方式と記載がある場合

企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条（損害額の決定）(1)または(2)に規定する損害額。この場合において、修理費には、同条(3)の費用は含みません。	=	損害保険金の額
---	---	---------

② 保険証券に比例支払方式と記載がある場合

ア. 保険金額が保険の対象の保険価額の80%に相当する額以上のとき。

企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額。この場合において、修理費には、同条(3)の費用は含みません。	=	損害保険金の額
---	---	---------

イ. 保険金額が保険の対象の保険価額の80%に相当する額より低いとき。

企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額。この場合において、修理費には、同条(3)の費用は含みません。	×	$\frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} \times 80\%$	=	損害保険金の額
---	---	---	---	---------

(2) 当社は、第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金の10%に相当する額を限度として、同条(2)に規定する残存物取片づけ費用保険金を支払います。

(*1) 商品・製品等については、1回の事故につき保険金額の1.2倍に相当する額を限度とします。

第5条（1回の事故）

この特約においては、72時間以内に生じた2以上の事故(*1)は、これらを一括して1回の事故とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合は、この規定を適用しません。

(*1) 事故とは、第1条（この特約の補償内容）(1)①から③までの損害の原因となる次のものをいいます。

- i. 地震または噴火
- ii. 地震または噴火による火災、破裂または爆発(*2)
- iii. 地震または噴火による津波、洪水その他の水災

(*2) 破裂または爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

第6条（他の費用保険金との関係）

(1) 第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害保険金を支払う場合であっても、同条(2)の残存物取片づけ費用保険金および企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(4)の表の②の地震火災費用保険金を除き、当社は、同条項第8条（損害額の決定）(3)の費用ならびに同条項およびこれに付帯された他の特約に規定する費用保険金を支払いません。

(2) 当社は、保険契約者または被保険者が第1条（この特約の補償内容）(1)に規定する損害の発生または拡大の防止のために支出した費用に対して、保険金を支払いません。

第7条（この特約の失効）

この特約の締結の後、この特約に基づいて算出する損害額(*1)が、それぞれ1回の事故につき、保険証券添付別紙記載の保険金額の100%に相当する額以上になる損害が発生した場合は、その時にこの特約は失効します。ただし、保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額を保険金額とみなします。

(*1) 損害額とは、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条（損害額の決定）(1)または(2)に規定する損害額をいいます。この場合において、修理費には、同条(3)の費用は含みません。

第8条（追加保険料不払の場合の取扱い）

この特約を保険期間の途中で付帯した場合において、保険契約者がこの特約にかかる追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、企業総合保険普通保険約款基本条項第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）(1)の表の④または⑤の規定を準用し、この特約を解除することができます。

第9条（保険金の支払）

(1) 当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な下表の事項の確認を終え、保険金を支払います。

①	保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、 <u>損害</u> 発生の有無および <u>被保険者</u> に該当する事実
---	---

〔地震危険補償特約（縮小支払方式） 第4条(1)〕

この特約においては、免責金額は適用されません。

②	保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において規定する事由に該当する事実の有無
③	保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(*2)および事故と損害との関係
④	保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において規定する解除、 無効 、 失効 または取消しの事由に該当する事実の有無
⑤	①から④までのほか、 他の保険契約等 の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)に規定する確認をするため、下表の左欄の特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(*1)からその日を含めて下表の右欄の日数(*3)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

①	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	60日
②	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③	(1)の表の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会(*4)	180日
④	(1)の表の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日
⑤	災害対策基本法に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)の表の①から⑤までの事項の確認のための調査	730日

(3) (1)および(2)に規定する確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(*5)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(*1) 被保険者が、企業総合保険普通保険約款基本条項第4節第1条（保険金の請求）(2)の手続を完了した日をいいます。

(*2) **保険価額**を含みます。

(*3) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(*4) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(*5) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第10条（告知義務違反または通知義務違反による保険契約の解除の特則）

申込書または変更依頼書の添付別紙【地震危険補償特約】記載の**告知事項**についての企業総合保険普通保険約款基本条項第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）または同節第4条（通知義務違反による保険契約の解除）の規定の適用は、この特約に限るものとします。

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

④臨時費用補償特約

第1条（この特約の補償内容）

当社は、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)に規定する事故によって損害保険金が支払われる場合は、それぞれの事故によって保険の対象が**損害**を受けたため臨時に生じる費用に対して、臨時費用保険金を支払います。

第2条（支払保険金の計算）

(1) 当社は、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金の10%に相当する額を、第1条（この特約の補償内容）の臨時費用保険金として、支払います。ただし、1回の事故について、保険金額が設定されている保険の対象ごとに、下表の右欄の額または100万円のいずれか低い額を限度とします。この場合において、**高額貴金属等**に対して支払われる第1条の臨時費用保険金については、**設備・什器等**または**商品・製品等**に対して支払われる第1条の臨時費用保険金と合計して、1回の事故につき100万円を限度とします。

保険の対象	限度とする額
商品・製品等および高額貴金属等以外	保険金額の10%に相当する額
高額貴金属等を除く商品・製品等	保険金額の12%に相当する額
高額貴金属等	保険証券記載の限度額の10%に相当する額

(2) 当社は、保険金額が設定されている保険の対象ごとに、(1)の規定により臨時費用保険金を算出するものとします。

《臨時費用補償特約 第1条》

業務用の通貨等または預貯金証書の盗難に対しては臨時費用保険金をお支払いしません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑤安定化処置費用補償特約（財産条項用）

第1条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、保険証券の「補償の内容」欄に「○」を付した事故が生じた場合は、安定化処置費用(*1)に対して、安定化処置費用保険金を支払います。
- (2) この特約において、「安定化処置」とは、下表の条件をすべて満たすものをいいます。

①	企業総合保険普通保険約款財産補償条項に規定する保険の対象に生じる同条項第1条（この条項の補償内容）(2)の損害の発生または拡大を防止するために行う処置であること。
②	損害が生じた保険の対象のさびもしくは腐食の進行防止処置または落下物からの衝撃に対する保護処置等の現状を安定化するために行う処置であること。
③	機械、設備等の修復を専門に行う会社であって、当会社が指定するものが行う処置であること。

- (3) 安定化処置費用(*1)には、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する費用を含みません。
- (4) 安定化処置費用(*1)の額には、下表の保険金が支払われる場合は、これらの保険金によって支払われる額を含みません。

①	企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金
②	企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条(3)または(4)の費用保険金
③	この保険契約に企業総合保険普通保険約款休業補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金
④	この保険契約に企業総合保険普通保険約款休業補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条(3)または(4)の費用保険金

(*1) 安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、第1条（この特約の補償内容）に規定する安定化処置費用(*1)を支払う原因となった事故によって生じた損害(*2)について、下表のいずれかの規定により保険金を支払わない場合は、安定化処置費用保険金を支払いません。

①	企業総合保険普通保険約款財産補償条項第5条（保険金をお支払いしない場合）または第6条（保険金をお支払いしない場合 - 電氣的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）
②	企業総合保険普通保険約款基本条項第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)
③	企業総合保険普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）(2)
④	企業総合保険普通保険約款基本条項第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(3)、第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(3)もしくは(6)、第5条（重大事由による保険契約の解除）(2)または第9条（保険の対象を譲渡した場合等の保険契約の失効）(2)
⑤	企業総合保険普通保険約款基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)①または第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）(3)の表の①
⑥	企業総合保険普通保険約款基本条項第7節第1条（保険責任の始期および終期）(2)

(*1) 安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

(*2) 企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(2)に規定する損害をいいます。

第3条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社は、1回の事故につき、5,000万円を限度として、安定化処置費用(*1)に対して、安定化処置費用保険金を支払います。
- (2) この保険契約に安定化処置費用補償特約（休業条項用）が付帯されている場合は、同一の事故について当会社が支払う安定化処置費用保険金の額は、同特約により支払う安定化処置費用保険金の額と合計して、1回の事故につき、5,000万円を限度とします。

(*1) 安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等(*1)がある場合において、それぞれの支払責任額(*2)の合計額が安定化処置費用(*3)または1回の事故につき5,000万円(*4)のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、①または②に規定する額を安定化処置費用保険金として支払います。

〈安定化処置費用補償特約（財産条項用）第1条(2)の表の③〉

「当会社が指定するもの」とは、ベルフォア社（災害復旧専門会社）をいいます。

①	この保険契約により他の保険契約等(*1)に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等(*1)がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等(*1)によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、安定化処置費用(*3)または5,000万円(*4)のいずれか低い額が、他の保険契約等(*1)によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を超えるときは、その超過額(*5)

- (*1) この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。
- (*2) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。
- (*3) 安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。
- (*4) 他の保険契約等(*1)に、限度額が5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。
- (*5) 他の保険契約等(*1)がないものとして算出した当会社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑥水災縮小支払特約

第1条（支払保険金の計算）

当会社は、この特約に従い、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）(2)の表の⑧に規定する損害については、同条項第7条（支払保険金の計算）(1)①および②の規定にかかわらず、次の①または②に規定する損害保険金を支払います。

- ① 保険証券に実損払方式と記載がある場合は、当会社は、1回の事故につき保険金額の1.4倍に相当する額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、**高額貴金属等**を除く**商品・製品等**については、1回の事故につき保険金額の1.68倍に相当する額を限度として、また、高額貴金属等については、1回の事故につき保険証券記載の限度額の1.4倍に相当する額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。

この場合において、次の算式により算出した損害保険金の額が、下表の右欄の額を超えるときは、損害保険金の額から企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条（損害額の決定）(3)に規定する費用(*1)を除いた額は、下表の右欄の額を限度とし、その額に同条(3)に規定する費用(*1)を加算した額を損害保険金の額とします。

保険の対象	限度とする額
商品・製品等および高額貴金属等以外	保険金額
高額貴金属等を除く商品・製品等	保険金額の1.2倍に相当する額
高額貴金属等	保険証券記載の限度額

$$\boxed{\text{企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額}} \times \boxed{\text{保険証券記載の縮小支払割合}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

- ② 保険証券に比例支払方式と記載がある場合は、当会社は、1回の事故につき保険金額の1.4倍に相当する額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。ただし、高額貴金属等を除く商品・製品等については、1回の事故につき保険金額の1.68倍に相当する額を限度として、また、高額貴金属等については、1回の事故につき保険証券記載の限度額の1.4倍に相当する額を限度として、次の算式により損害保険金の額を算出します。

この場合において、次の算式により算出した損害保険金の額が、下表の右欄の額を超えるときは、損害保険金の額から企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条(3)に規定する費用(*2)を除いた額は、下表の右欄の額を限度とし、その額に同条(3)に規定する費用(*2)を加算した額を損害保険金の額とします。

保険の対象	限度とする額
商品・製品等および高額貴金属等以外	保険金額
高額貴金属等を除く商品・製品等	保険金額の1.2倍に相当する額
高額貴金属等	保険証券記載の限度額

7. 保険の対象が高額貴金属等以外の場合

- (7) 保険金額が保険の対象の**保険価額**の80%に相当する額以上のとき。

$$\boxed{\text{企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額}} \times \boxed{\text{保険証券記載の縮小支払割合}} - \boxed{\text{免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

- (i) 保険金額が保険の対象の保険価額の80%に相当する額より低いとき。

$$\left(\text{企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} \times 80\% \times \text{保険証券記載の縮小支払割合} \right) - \text{免責金額} = \text{損害保険金の額}$$

イ. 保険の対象が高額貴金属等の場合

$$\text{企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額} \times \text{保険証券記載の縮小支払割合} - \text{免責金額} = \text{損害保険金の額}$$

③ ①および②に規定する免責金額については、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第7条(1)③の規定を準用します。

(*1) 企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条(損害額の決定)(3)に規定する費用に保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額とします。

(*2) 企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条(損害額の決定)(3)に規定する費用に保険証券記載の縮小支払割合を乗じた額とします。ただし、ア.(イ)に該当する場合は、同条(3)に規定する費用を次の算式により算出した額とします。

$$\text{企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条(3)に規定する費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額}} \times 80\% \times \text{保険証券記載の縮小支払割合}$$

第2条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

⑦失火見舞費用不担保特約

当社は、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条(この条項の補償内容)(4)の表の①の規定にかかわらず、失火見舞費用保険金を支払いません。

⑧地震火災費用不担保特約

当社は、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条(この条項の補償内容)(4)の表の②の規定にかかわらず、地震火災費用保険金を支払いません。

⑨残存物取片づけ費用不担保特約

企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条(損害額の決定)(3)の表の①の規定にかかわらず、同条(1)または(2)の修理費には、残存物取片づけ費用を含みません。

⑩修理付帯費用不担保特約

当社は、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条(この条項の補償内容)(3)の表の①の規定にかかわらず、修理付帯費用保険金を支払いません。

⑪高額貴金属等不担保特約(設備・什器等)

第1条(保険の対象からの除外)

この特約に従い、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第2条(保険の対象)(1)の表の③の規定にかかわらず、高額貴金属等は、保険の対象である設備・什器等に含まれないものとします。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑫高額貴金属等不担保特約(商品・製品等)

第1条(保険の対象からの除外)

この特約に従い、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第2条(保険の対象)(1)の表の④の規定にかかわらず、高額貴金属等は、保険の対象である商品・製品等に含まれないものとします。

第2条(準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款財産補償条項、基本条項およびこれらに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑬サイバー攻撃による事故の補償限定特約（財産条項用）

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義								
サイバーインシデント	次の事象をいいます。 <table><tr><td>①</td><td>サイバー攻撃により生じた事象</td></tr><tr><td>②</td><td>サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象 ア. 不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁氣的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出 イ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限 ウ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、ア.およびイ.を除きます。 エ. コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、ア.からウ.までを除きます。</td></tr></table>	①	サイバー攻撃により生じた事象	②	サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象 ア. 不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁氣的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出 イ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限 ウ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、ア.およびイ.を除きます。 エ. コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、ア.からウ.までを除きます。				
①	サイバー攻撃により生じた事象								
②	サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象 ア. 不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁氣的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出 イ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限 ウ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、ア.およびイ.を除きます。 エ. コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、ア.からウ.までを除きます。								
サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為（*1）をいい、次の行為を含みます。 <table><tr><td>①</td><td>コンピュータシステムへの不正アクセス</td></tr><tr><td>②</td><td>コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為</td></tr><tr><td>③</td><td>マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（*2）</td></tr><tr><td>④</td><td>コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為</td></tr></table>	①	コンピュータシステムへの不正アクセス	②	コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為	③	マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（*2）	④	コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
①	コンピュータシステムへの不正アクセス								
②	コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為								
③	マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール（*2）								
④	コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為								
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁氣的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。								

（*1）正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為には、正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。
（*2）インストールには、他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定にかかわらず、サイバーインシデントによって保険の対象について生じた損害（*1）に対しては、保険金を支払いません。ただし、下表のいずれかに該当する損害に対しては、この規定は適用しません。

①	サイバー攻撃によらずに保険の対象について生じた損害
②	サイバー攻撃の結果として、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第1条（この条項の補償内容）（1）①に規定する事故のうち、火災または破裂もしくは爆発によって保険の対象について生じた損害

（*1）損害には、サイバーインシデントがなければ発生または拡大しなかった損害を含みます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑭家賃補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	家賃	建物の賃貸料（*1）で、次のいずれかに該当する使用料金および一時金等を含まないものをいいます。また、賃借人のいない戸室については、それが一時的と認められる限りにおいて、その賃貸料は家賃に算入されます。 ア. 水道、ガス、電気、電話等の使用料金 イ. 権利金、礼金、敷金その他の一時金 ウ. 賄料

〈家賃補償特約 第1条〉 この特約においては、「保険金支払対象期間」を、「用語の定義」に規定された意味ではなく、本条に規定された意味で用います。

② 保険金支払対象期間	保険金支払の対象となる期間であって、損害保険金を支払う原因となった事故が発生した日からその事故によって損害が生じた保険の対象を遅滞なく復旧した日までの期間をいいます。ただし、保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために通常要すると認められる期間を超えないものとし、また、いかなる場合も保険証券記載の保険金支払対象期間を超えないものとします。
-------------	---

(※1) 区分して賃貸される建物の場合は、それぞれの戸室の賃貸料をその建物について合計した額をいいます。

第2条（この特約の補償内容）

(1) 当会社は、下表の偶然な事故のうち、保険証券の「補償の内容」欄に「○」を付した事故によって保険の対象について生じた損害により、(2)に規定する家賃に生じた損失に対して、この特約および企業総合保険普通保険約款基本条項に従い、第4条（被保険者）に規定する被保険者に損害保険金を支払います。

① 火災、落雷または破裂もしくは爆発
② 風災、雹災または雪災
③ 給排水設備事故の水濡れ等
④ 騒擾または労働争議等
⑤ 車両または航空機の衝突等
⑥ 建物の外部からの物体の衝突等
⑦ 盗難
⑧ 水災

(2) (1)に規定する事故によって保険の対象について生じた損害により、家賃に生じた損失とは、それぞれ下表に規定するものとします。

① 火災、落雷または破裂もしくは爆発による損失	火災、落雷または破裂もしくは爆発(※1)によって保険の対象に損害が生じた結果、家賃に生じた損失をいいます。
② 風災、雹災または雪災による損失	台風、旋風、竜巻、暴風等の風災(※2)、雹災または雪災(※3)によって保険の対象に損害(※4)が生じた結果、家賃に生じた損失をいいます。ただし、建物内部については、建物の外側の部分(※5)が風災(※2)、雹災または雪災(※3)によって破損したために保険の対象に損害(※4)が生じたことによって生じた損失に限りません。
③ 給排水設備事故の水濡れ等による損失	給排水設備(※6)に生じた事故または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故に伴う漏水、放水等による水濡れ、水圧等によって保険の対象に損害が生じた結果、家賃に生じた損失をいいます。ただし、②もしくは⑧の損失または給排水設備(※6)自体に損害が生じた結果、家賃に生じた損失を除きます。
④ 騒擾または労働争議等による損失	騒擾およびこれに類似の集団行動(※7)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象に損害が生じた結果、家賃に生じた損失をいいます。
⑤ 車両または航空機の衝突等による損失	車両またはその積載物の衝突もしくは接触、航空機の墜落もしくは接触または飛行中の航空機からの物体の落下によって保険の対象(※8)に損害が生じた結果、家賃に生じた損失をいいます。
⑥ 建物の外部からの物体の衝突等による損失	建物または第3条（保険の対象）(2)④に規定する物に対する外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触または倒壊によって保険の対象に損害が生じた結果、家賃に生じた損失をいいます。ただし、次の事故によって保険の対象に損害が生じた結果、家賃に生じた損失を除きます。 ア. 雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下または飛来による事故 イ. 土砂崩れ(※9)による事故 ウ. 風災(※2)、雹災または雪災(※3) エ. 水災 オ. 車両または航空機の衝突等
⑦ 盗難による損失	盗難によって保険の対象に盗取、損傷または汚損(※10)の損害が生じた結果、家賃に生じた損失をいいます。
⑧ 水災による損失	台風、暴風雨、豪雨等による洪水、融雪洪水、高潮、土砂崩れ(※9)、落石等の水災によって保険の対象に損害が生じた結果、家賃に生じた損失をいいます。

(3) 当会社は、第7条（支払保険金の計算）(2)に規定する費用に対して、第4条（被保険者）に規定する被保険者に下表の費用保険金を支払います。

① 損害拡大防止費用保険金
② 請求権の保全・行使手続費用保険金

(※1) 破裂もしくは爆発とは、気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。

＜家賃補償特約 第2条(2)の表の②＞ 風災とは「台風、旋風、竜巻、暴風、暴風雨等の風災（洪水、高潮等を除きます。）」をいい、この特約で保険金のお支払いの対象とする風災とは異常気象と呼べるようなものに限定します。

＜家賃補償特約 第2条(2)の表の⑦＞ 盗難による損失には、盗難の未遂によって、保険の対象に損害が生じたことによって生じた損失も含まれます。

- (*2) 風災には、洪水、高潮等は含まれません。
- (*3) 雪災とは、降雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
- (*4) 雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが企業総合保険普通保険約款基本条項第4節第2条（保険金の支払）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故により生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、企業総合保険普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）の規定に基づく義務を負うものとします。
- (*5) 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (*6) 給排水設備には、スプリンクラー設備および装置を含みます。
- (*7) 騒擾およびこれに類似の集団行動とは、群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害が生じる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
- (*8) 衝突または接触した車両およびその積載物を含みません。
- (*9) 土砂崩れとは、崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
- (*10) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。

第3条（保険の対象）

- (1) この特約において、保険の対象とは、保険証券記載の建物とします。ただし、データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物で、建物に付属するものは、保険の対象に含まれません。
- (2) 下表の物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象である建物に含まれます。

①	畳、建具その他これらに類する物
②	電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房、暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したもの
③	浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したもの
④	保険の対象である建物に付属する門、塀または垣(*1)
⑤	保険の対象である建物に付属する物置、車庫その他の付属建物
⑥	保険の対象である建物の基礎

(*1) 垣には、生垣を含みます。

第4条（被保険者）

この特約において、被保険者とは、保険の対象について生じた損害によって家賃に損失を被る者で、保険証券に記載されたものをいいます。

第5条（保険金をお支払いしない場合）

- (1) 当会社は、下表のいずれかに該当する損失に対しては、保険金を支払いません。

①	次のいずれかに該当する者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失 ア. 保険契約者(*1) イ. <u>被保険者</u> (*1) ウ. ア.またはイ.の代理人 エ. ア.またはイ.の <u>同居の親族</u>
②	①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(*2)またはその者(*2)の代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
③	風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの <u>建物</u> 内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入(*3)によって保険の対象に <u>損害</u> が生じたことによって生じた損失。ただし、第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する事故によって建物の外側の部分(*4)が破損したために保険の対象に吹き込み等損害(*5)が生じたことによって生じた損失を除きます。
④	次のいずれかに該当する者の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損失 ア. 被保険者 イ. 被保険者側に属する者
⑤	法令等の規制によって生じた損失
⑥	保険の対象の復旧または保険の対象の賃貸の継続に対する妨害によって生じた損失
⑦	保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して、その事由が生じた部分に損害が生じたことによって生じた損失。ただし、次のいずれかに該当する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合に生じた損失については、この規定は適用しません。 ア. 保険契約者または被保険者 イ. ア.に代わって保険の対象を管理する者 ウ. ア.またはイ.の使用人

⑧	保険の対象に次の事由に起因して、その事由が生じた部分に損害が生じたことによって生じた損失 ア. 自然の消耗または劣化(*6) イ. ボイラースケールの進行 ウ. 性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ(*7)、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱その他類似の事由 エ. ねずみ食いまたは虫食い等
⑨	保険の対象に生じたすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き、その他単なる外観上の損傷または保険の対象の汚損(*8)であって、保険の対象の機能に支障をきたさない損害が生じたことによって生じた損失

(2) 当会社は、下表のいずれかに該当する事由によって生じた損失に対しては、保険金を支払いません。

①	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または 暴動
②	地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③	次のいずれかに該当する事由 ア. 核燃料物質(*9)もしくは核燃料物質(*9)によって汚染された物(*10)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故 イ. ア.以外の放射線照射または放射能汚染
④	次のいずれかに該当する事由 ア. ①から③までの事由によって発生した事故の延焼または拡大 イ. 発生原因が何であるかにかかわらず、第2条（この特約の補償内容）(1)に規定する事故の第5条(2)①から③までの事由による延焼または拡大 ウ. ①から③までの事由に伴う秩序の混乱

- (*)1 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*)2 (1)①に規定する者でない保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- (*)3 浸み込みまたは漏入には、すが漏れ(*11)を含みます。
- (*)4 建物の外側の部分とは、外壁、屋根、開口部等をいいます。
- (*)5 吹き込み等損害とは、風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの建物内部への吹き込み、浸み込みまたは漏入(*3)によって生じた損害をいいます。
- (*)6 自然の消耗または劣化には、凍害(*12)を含みます。また、保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用または運転に伴う摩滅、摩耗、消耗または劣化を含みます。
- (*)7 板ガラスの熱割れは含みません。
- (*)8 汚損とは、**財物**が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。
- (*)9 核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (*)10 核燃料物質(*9)によって汚染された物には、原子核分裂生成物を含みます。
- (*)11 すが漏れとは、融雪水または雨水が凍結し、その凍結したものにせき止められた融雪水または雨水が建物内部に漏入することをいいます。
- (*)12 凍害とは、浸み込んだ水分が凍結および融解することにより、保険の対象に剥がれ、ひび割れ等が生じることをいいます。

第6条（保険価額）

この特約の保険価額は、**損害**が生じた時における保険の対象の家賃月額に保険証券記載の保険金支払対象期間月数を乗じて得た額とします。

第7条（支払保険金の計算）

(1) 当会社は、次の①または②に規定する損害保険金を支払います。

- ① 保険金額が保険価額と同額である場合またはこれを超える場合は、当会社は、保険価額を限度として、保険金支払対象期間内に家賃に生じた損失の額を損害保険金の額とします。
- ② 保険金額が保険価額より低い場合は、当会社は、次の算式により損害保険金の額を算出します。

$$\frac{\text{保険金支払対象期間内に家賃に生じた損失の額}}{\text{保険価額}} \times \text{保険証券記載の保険金額} = \text{損害保険金の額}$$

(2) 当会社は、次の①および②に規定する費用保険金を支払います。

① 損害拡大防止費用保険金

当会社は、第2条（この特約の補償内容）(1)①に規定する事故が生じた場合において、第7条(1)に規定する損害保険金が支払われるときに、保険契約者または**被保険者**が、その事故による**損害**の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用を支出したときは、下表に規定する費用に対して、損害拡大防止費用保険金を支払います。ただし、この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合で、同条項第1条（この条項の補償内容）(3)②に規定する損害拡大防止費用保険金が支払われるときは、その保険金によって支払われる額を差し引いた残額を損害拡大防止費用保険金として支払います。

ア. 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用
イ. 消火活動に使用したことにより損傷した物(*1)の修理費用または再取得費用
ウ. 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(*2)

《家賃補償特約 第5条(2)の表の②》地震等によって生じた損失については、補償の対象となりません。

《家賃補償特約 第6条》この特約においては、「保険価額」を、「用語の定義」に規定された意味ではなく、本条に規定された意味で用います。

《家賃補償特約 第7条(1)②》損害が発生した時の家賃月額が契約締結時の家賃月額を上回っている場合に、この規定が適用されます。

《家賃補償特約 第7条(2)①》損害の発生および拡大の防止のための行為が、実際に効果をもたらしたかどうかは問いません。

② 請求権の保全・行使手続費用保険金

当会社は、(1)に規定する損害保険金が支払われる場合に、企業総合保険普通保険約款基本条項第3節第1条（事故発生時等の義務）(2)⑥に規定する権利の保全または行使に必要な手続きをするための費用に対して、請求権の保全・行使手続費用保険金を支払います。ただし、この保険契約に財産補償条項が付帯されている場合で、同条項第1条（この条項の補償内容）(3)③に規定する請求権の保全・行使手続費用保険金が支払われるときは、その保険金によって支払われる額を差し引いた残額を請求権の保全・行使手続費用保険金として支払います。

(※1) 消火活動に使用したことにより損傷した物には、消火活動に従事した者の着用物を含みます。

(※2) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用には、人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものは含まれません。

第8条（準用規定等）

- (1) この特約が付帯された場合は、企業総合保険普通保険約款休業補償条項の規定は適用しません。
- (2) この特約が付帯された場合は、企業総合保険普通保険約款基本条項第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）(1)に規定する「別表1に規定する支払限度額」は、「家賃に生じた損失の額」と読み替えるものとします。
- (3) この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款基本条項およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑬ 安定化処置費用補償特約（休業条項用）

第1条（この特約の補償内容）

- (1) 当会社は、保険証券の「補償の内容」欄に「○」を付した事故が生じた場合は、安定化処置費用(※1)に対して、安定化処置費用保険金を支払います。
- (2) この特約において、「安定化処置」とは、下表の条件をすべて満たすものをいいます。

①	企業総合保険普通保険約款休業補償条項(※2)に規定する保険の対象(※3)で被保険者が所有するものに生じる同条項第1条（この条項の補償内容）(1)(※4)に規定する事故による損害の発生または拡大を防止するために行う処置であること。
②	企業総合保険普通保険約款休業補償条項(※2)に規定する保険の対象(※3)で被保険者が所有するもののうち、損害が生じた保険の対象(※3)のさびもしくは腐食の進行防止処置または落下物からの衝撃に対する保護処置等の現状を安定化するために行う処置であること。
③	機械、設備等の修復を専門に行う会社であって、当会社が指定するものが行う処置であること。

- (3) 安定化処置費用(※1)には、企業総合保険普通保険約款休業補償条項(※2)に規定する保険の対象(※3)で被保険者が所有するものを損害発生直前の状態に復旧するために要する費用を含みません。
- (4) 安定化処置費用(※1)の額には、下表の保険金が支払われる場合は、これらの保険金によって支払われる額を含みません。

①	企業総合保険普通保険約款休業補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金(※4)
②	企業総合保険普通保険約款休業補償条項第1条(3)または(4)の費用保険金(※5)
③	この保険契約に企業総合保険普通保険約款財産補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条（この条項の補償内容）(1)の損害保険金
④	この保険契約に企業総合保険普通保険約款財産補償条項が付帯されている場合は、同条項第1条(3)または(4)の費用保険金
⑤	この保険契約に安定化処置費用補償特約（財産条項用）が付帯されている場合は、同特約第1条（この特約の補償内容）の安定化処置費用保険金

(※1) 安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

(※2) この保険契約に家賃補償特約が付帯されている場合は、同特約とします。

(※3) 企業総合保険普通保険約款休業補償条項第2条（保険の対象）(1)の表の③に規定するユーティリティ設備は含みません。

(※4) この保険契約に家賃補償特約が付帯されている場合は、同特約第2条（この特約の補償内容）(1)の損害保険金とします。

(※5) この保険契約に家賃補償特約が付帯されている場合は、同特約第2条（この特約の補償内容）(3)の費用保険金とします。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当会社は、第1条（この特約の補償内容）に規定する安定化処置費用(※1)を支払う原因となった事故によって被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失(※2)または被保険者に生じた営業継続費用(※3)について、下表のいずれかの規定(※4)により保険金を支払わない場合は、安定化処置費用保険金を支払いません。

①	企業総合保険普通保険約款休業補償条項第4条（保険金をお支払いしない場合）または第5条（保険金をお支払いしない場合 - 電氣的または機械的事故・その他偶然な破損事故等）
②	企業総合保険普通保険約款基本条項第2節第5条（第2回目以降の保険料不払の場合の免責等）(1)
③	企業総合保険普通保険約款基本条項第4節第4条（指定代理請求人）(2)

〈家賃補償特約 第8条(1)〉

この特約をご契約された場合、企業総合保険普通保険約款休業補償条項は適用しませんが、企業総合保険普通保険約款基本条項は適用します。

〈安定化処置費用補償特約（休業条項用）第1条(2)の表の③〉「当会社が指定するもの」とは、ベルフォア社（災害復旧専門会社）をいいます。

④	企業総合保険普通保険約款基本条項第5節第3条（告知義務違反による保険契約の解除）(3)、第4条（通知義務違反による保険契約の解除）(3)もしくは(6)または第5条（重大事由による保険契約の解除）(2)
⑤	企業総合保険普通保険約款基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(4)①または第4条（保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い）(3)の表の①
⑥	企業総合保険普通保険約款基本条項第7節第1条（保険責任の始期および終期）(2)

(※1) 安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

(※2) 企業総合保険普通保険約款休業補償条項第1条（この条項の補償内容）(2)に規定する損失をいいます。ただし、この保険契約に家賃補償特約が付帯されている場合は、同特約第2条（この特約の補償内容）(2)に規定する家賃について生じた損失をいいます。

(※3) 企業総合保険普通保険約款休業補償条項第1条（この条項の補償内容）(3)に規定する営業継続費用をいいます。

(※4) この保険契約に家賃補償特約が付帯されている場合は、表の①の規定は、同特約第5条（保険金をお支払いしない場合）の規定とします。

第3条（支払保険金の計算）

- (1) 当社は、1回の事故につき、5,000万円を限度として、安定化処置費用(※1)に対して、安定化処置費用保険金を支払います。
- (2) この保険契約に安定化処置費用補償特約（財産条項用）が付帯されている場合は、同一の事故について当社が支払う安定化処置費用保険金の額は、同特約により支払う安定化処置費用保険金の額と合計して、1回の事故につき、5,000万円を限度とします。

(※1) 安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

第4条（他の保険契約等がある場合の取扱い）

他の保険契約等(※1)がある場合において、それぞれの支払責任額(※2)の合計額が安定化処置費用(※3)または1回の事故につき5,000万円(※4)のいずれか低い額を超えるとときは、当社は、①または②に規定する額を安定化処置費用保険金として支払います。

①	この保険契約により他の保険契約等(※1)に優先して保険金を支払う場合は、他の保険契約等(※1)がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額
②	他の保険契約等(※1)によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われる、または支払われた場合において、安定化処置費用(※3)または5,000万円(※4)のいずれか低い額が、他の保険契約等(※1)によって支払われる、または支払われた保険金もしくは共済金の合計額を超えるとときは、その超過額(※5)

(※1) この特約と全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。また、名称が何であるかによりません。

(※2) 他の保険契約等(※1)がないものとして算出した保険金または共済金の額をいいます。

(※3) 安定化処置を行うために必要または有益な費用をいいます。

(※4) 他の保険契約等(※1)に、限度額が5,000万円を超えるものがある場合は、これらの限度額のうち最も高い額とします。

(※5) 他の保険契約等(※1)がないものとして算出した当社の支払うべき保険金の額を限度とします。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款休業補償条項、基本条項およびこれらに付帯された特約の規定を準用します。

⑩サイバー攻撃による事故の補償限定特約（休業条項用）

第1条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、次の定義によります。

用語	定義				
サイバーインシデント	次の事象をいいます。 <table border="1"> <tr> <td>①</td><td>サイバー攻撃により生じた事象</td></tr> <tr> <td>②</td><td>サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象 ア. 不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出 イ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限 ウ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、ア.およびイ.を除きます。 エ. コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、ア.からウ.までを除きます。</td></tr> </table>	①	サイバー攻撃により生じた事象	②	サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象 ア. 不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出 イ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限 ウ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、ア.およびイ.を除きます。 エ. コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、ア.からウ.までを除きます。
①	サイバー攻撃により生じた事象				
②	サイバー攻撃以外の事由により生じた次の事象 ア. 不測の事由により生じた、ソフトウェアまたは磁気的もしくは光学的に記録されたデータの滅失、破損、書換え、消失または流出 イ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムへのアクセスの制限 ウ. 不測の事由により生じた、コンピュータシステムの機能の停止、誤作動または不具合。ただし、ア.およびイ.を除きます。 エ. コンピュータシステムの誤った処理、使用または操作により生じた事象。ただし、ア.からウ.までを除きます。				

サイバー攻撃	コンピュータシステムへのアクセスまたはその処理、使用もしくは操作に関して行われる、正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為(*1)をいい、次の行為を含みます。
	① コンピュータシステムへの不正アクセス
	② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊または誤作動を意図的に引き起こす行為
	③ マルウェア等の不正なプログラムまたはソフトウェアの送付またはインストール(*2)
	④ コンピュータシステムで管理される磁氣的または光学的に記録されたデータの改ざん、またはそのデータを不正に入手する行為
コンピュータシステム	情報の処理または通信を主たる目的とするコンピュータ等の情報処理機器・設備およびこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器・設備が回線を通じて接続されたものをいい、通信用回線、端末装置等の周辺機器、ソフトウェアおよび磁氣的または光学的に記録されたデータならびにクラウド上で運用されるものを含みます。

(*1) 正当な使用権限を有さない者による不正な行為または犯罪行為には、正当な使用権限を有する者が、有さない者に加担して行った行為を含みます。

(*2) インストールには、他の者にソフトウェアをインストールさせる行為を含みます。

第2条（保険金をお支払いしない場合）

当社は、企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定にかかわらず、サイバーインシデントによって保険の対象について生じた**損害**により、**被保険者**の営業が休止または阻害されたために生じた損失(*1)(*2)および被保険者に生じた**営業継続費用**(*1)に対しては、保険金を支払いません。ただし、下表のいずれかに該当する損失および営業継続費用に対しては、この規定は適用しません。

①	サイバー攻撃によらずに生じた損失および営業継続費用
②	サイバー攻撃の結果として、企業総合保険普通保険約款休業補償条項第1条（この条項の補償内容）(1)①に規定する事故(*3)のうち、火災または破裂もしくは爆発によって次のいずれかの保険の対象(*4)について生じた損害により、被保険者の営業が休止または阻害されたために生じた損失および被保険者に生じた営業継続費用 ア. 企業総合保険普通保険約款休業補償条項第2条（保険の対象）(1)①に規定する占有物件 イ. 企業総合保険普通保険約款休業補償条項第2条(1)②に規定する隣接物件

(*1) 損失および営業継続費用には、サイバーインシデントがなければ発生または拡大しなかった損失および営業継続費用を含みます。

(*2) この保険契約に家賃補償特約が付帯されている場合は、同特約第2条（この特約の補償内容）(2)に規定する家賃に生じた損失とします。

(*3) この保険契約に家賃補償特約が付帯されている場合は、同特約第2条（この特約の補償内容）(1)①に規定する事故とします。

(*4) この保険契約に家賃補償特約が付帯されている場合は、同特約第3条（保険の対象）に規定する保険の対象とします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑰契約内容変更時の追加返還保険料の当会社直接払込に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、団体扱・集団扱特約が適用されており、集金者(*1)と当会社との間に「追加保険料集金に関する覚書」が締結されていない場合に適用されます。この特約が付帯された場合には、団体扱・集団扱特約第4条（追加保険料の払込み等）の規定は適用しません。

(*1) 集金者とは、当会社との間に保険料の集金に関する契約を締結した者をいいます。

第2条（追加保険料の払込み）

企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定に基づき当会社が**追加保険料**を請求した場合は、保険契約者は集金者(*1)を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。

(*1) 集金者とは、当会社との間に保険料の集金に関する契約を締結した者をいいます。

第3条（特約の失効）

団体扱・集団扱特約第6条（特約の失効または解除）の規定に基づき、同特約が効力を失った場合または当会社が同特約を解除した場合には、この特約は効力を失います。

⑱保険料支払手段に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者が、当会社が指定する電子的な決済手段(*1)により、この保険契約の保険料(*2)を払い込む場合に適用されます。ただし、当会社が指定した方法によりこの保険契約の保険料を払い込むことを求めた場合に限りです。

- (※1) 以下この特約において「キャッシュレス決済手段」といいます。
 (※2) 追加保険料(※3)を含みます。以下この特約において同様とします。
 (※3) 契約内容変更時等に当会社が追加して請求する保険料をいいます。

第2条（保険料領収の時点）

当会社は、保険契約者がキャッシュレス決済手段により保険料を払い込む場合は、保険契約者がキャッシュレス決済手段の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続きを行い、保険料相当額の決済手続きを完了したことが手続画面に表示された時点で保険料が払い込まれたものとみなします。

第3条（保険料の返還）

当会社は、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定により保険料を返還する場合は、金銭で返還するものとします。

第4条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

⑩共同保険に関する特約

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載の全ての保険会社のために下表に掲げる事項を行います。

①	保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
②	保険料の収納および受領または返戻
③	保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
④	保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
⑤	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
⑥	保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
⑦	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
⑧	事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
⑨	損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全
⑩	その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条（幹事保険会社の行う事項）の表に掲げる事項は、保険証券記載の全ての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての保険会社に対して行われたものとみなします。

⑪団体扱・集団扱特約

第1条（特約の適用等）

- (1) この特約は、保険契約者が、この特約にしたがい、集金者(※1)を経由して保険料を払い込むことについて同意し、保険証券にこの特約を適用することが記載されている場合に適用されます。ただし、この保険契約が当会社の定めるこの特約の適用条件に該当し、集金者(※1)がこの保険契約の締結を認めている場合に限り、また、保険契約者は下表のいずれかに該当するものに限り、また、

①	団体(※2)に勤務し、毎月その団体(※2)から給与の支払を受けていること、またはその団体(※2)を退職した者であること。
②	当会社の承認する団体(※2)およびその構成員(※3)であること。

- (2) この特約の適用にあたっては、特に記載のないかぎり、企業総合保険普通保険約款基本条項および企業総合保険普通保険約

〈団体扱・集団扱特約 第1条(2)〉

「特に記載のないかぎり」とは、この特約以外でこの特約の適用に関する制約条件等の記載がある場合は、この特約の規定に加えてその内容が適用されることを示しています。

ただし、現在企業総合保険において、ここでの「特に記載」に該当する場合はありません。

款各補償条項(*4)ごとにこれを適用します。

- (3) 当会社は、この特約を適用する場合、下表の企業総合保険普通保険約款基本条項の規定は適用しません。ただし、第6条(特約の失効または解除)(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は、下表の規定を適用します。

①	第2節第1条(保険料の払込方法等)
②	第2節第2条(保険料の払込方法－口座振替方式)
③	第2節第3条(保険料の払込方法－クレジットカード払方式)
④	第2節第4条(口座振替方式・クレジットカード払方式以外への変更)
⑤	第2節第5条(第2回目以降の保険料不払の場合の免責等)
⑥	第6節第2条(追加保険料の払込み等－口座振替方式の場合の特則)
⑦	第6節第3条(追加保険料の払込み等－クレジットカード払方式の場合の特則)
⑧	第6節第4条(保険料を変更する必要がある場合の事故発生時等の取扱い)

- (4) 当会社は、この特約により、企業総合保険普通保険約款基本条項付表2中「付表3の「短期料率」」および「日割」とあるのは、それぞれ「月割」に読み替えて適用します。

(*1) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*5)を締結した者をいいます。

(*2) 団体とは、官公署または公社、公団、会社等の企業体などをいい、法人・個人の別を問いません。

(*3) 団体およびその構成員の役員または従業員を含みます。

(*4) 企業総合保険普通保険約款基本条項または企業総合保険普通保険約款各補償条項に付帯された特約を含みます。

(*5) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。

第2条(保険料の払込方法)

- (1) 保険契約者は、この保険契約に対する保険料を、この保険契約の締結時(*1)に定めた回数および金額にしたがい払い込むものとし、**初回保険料**を下表のいずれかの方法により、払い込まなければなりません。ただし、下表の①または②の方法により払い込む場合は、第1条(特約の適用等)(3)の規定は適用しません。

①	この保険契約の締結と同時に直接当会社に払い込む方法
②	企業総合保険普通保険約款基本条項第2節第3条(保険料の払込方法－クレジットカード払方式)に規定するクレジットカード払の方式により直接当会社に払い込む方法
③	集金契約(*2)に定めるところにより、集金者(*3)を経て払い込む方法

- (2) 保険料の払込方法が一時払以外の場合には、保険契約者は、第2回目以降の保険料を集金契約(*2)に定めるところにより、集金者(*3)を経て払い込まなければなりません。

(*1) この保険契約に企業総合保険普通保険約款補償条項を追加する場合を除きます。

(*2) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。

(*3) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*2)を締結した者をいいます。

第3条(初回保険料領収前の事故)

- (1) **初回保険料**が集金契約(*1)に定めるところにより、集金者(*2)を経て払い込まれる場合には、初回保険料払込前の事故による**損害**、**損失**または**営業継続費用**に対しては、この保険契約に適用される企業総合保険普通保険約款および他の特約に定める初回保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- (2) 初回保険料の払い込まれる前に第6条(特約の失効または解除)の規定によりこの特約が効力を失った場合に、第7条(特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)(1)に規定する期間内に未払込保険料の全額が払い込まれないときは、(1)の規定は適用しません。

(*1) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。

(*2) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*1)を締結した者をいいます。

第4条(追加保険料の払込み等)

- (1) この条の規定は、集金者(*1)と当会社との間に覚書(*2)が締結されている場合に適用されます。
- (2) 企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定に基づき当会社が**追加保険料**(*3)を請求した場合は、保険契約者は、集金契約(*4)および覚書(*2)に定めるところにより、集金者(*1)を経て追加保険料(*3)を払い込むことができるものとします。
- (3) 企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定に基づき当会社が追加保険料(*3)を請求した場合において、(2)の規定を適用しないときには、保険契約者は集金者(*1)を経ることなく、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。この場合において、第1条(特約の適用等)(3)の規定は適用しません。
- (4) (2)または(3)の規定にしたがって追加保険料(*3)の払込みがあった場合には、企業総合保険普通保険約款基本条項第6節第1条(保険料の返還、追加または変更)(4)の規定を適用しません。
- (5) 企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯される特約の規定に基づき当会社が保険料を返還する場合には、当会社が認め

る場合に限り、当会社の定める日に集金者(*1)を経て行うことができるものとします。
(6) (5)の規定は、保険契約者からあらかじめ当会社に反対の意思表示がされている場合には適用しません。

- (*1) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*4)を締結した者をいいます。
(*2) 覚書とは、「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。
(*3) 追加保険料とは、覚書(*2)に定める追加保険料をいいます。
(*4) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。

第5条（保険料領収証の発行）

当会社は、集金者(*1)を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者(*1)からの請求に基づき集金者(*1)に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

- (*1) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*2)を締結した者をいいます。
(*2) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。

第6条（特約の失効または解除）

(1) この特約は、下表の左欄のいずれかに該当する事実が発生した場合には、対応する下表の右欄に規定する時から将来に向かってその効力を失います。

① 集金契約(*1)が解除されたことにより集金者(*2)による保険料の集金が不能となった場合	集金が不能となった最初の集金日(*3)
② 口座振替方式(*4)の場合において、保険契約者または集金者(*2)の責に帰すべき事由により、保険料が集金日(*3)の属する月の翌月末までに集金されなかったことが発生したとき。ただし、集金者(*2)が保険契約者にかわって保険料を集金日(*3)までに当会社に払い込んだ場合を除きます。	集金日(*3)の属する月の翌月末
③ 保険契約者が団体(*5)を退職または転勤等（退職、当会社が認める出向またはその団体内での転勤をいいます。ただし、これらの場合であっても集金契約に定めるところにより集金される場合を除きます。）した場合。ただし、保険契約者が、退職または転勤等（退職、当会社が認める出向またはその団体内での転勤をいいます。ただし、これらの場合であっても、集金契約に定めるところにより集金される場合を除きます。）した後も引き続きこの特約にしたがい保険料を払い込むことを集金日(*3)の属する月の翌々月末までに当会社に通知した場合を除きます。	集金が不能となった最初の集金日(*3)
④ 口座振替方式(*4)以外の場合に、①、③および⑥以外の理由により集金者(*2)による保険料の集金が不能となったとき。	集金が不能となった最初の集金日(*3)
⑤ 当会社が集金者(*2)からこの保険契約について集金契約(*1)に基づく保険料の集金を行わなくなったことの通知を受けた場合	この保険契約について集金契約(*1)に基づく保険料の集金を行わなくなった事実が発生した日

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(*6)の対象となる保険契約者の人数(*7)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。ただし、この規定は、第1条（特約の適用等）(1)の表の①に規定する団体(*5)または同表の②に規定する団体(*5)ごとに適用します。

(3) (1)の表の①もしくは同表の⑤の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、保険契約者に対して書面をもってそのことを通知します。

- (*1) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。
(*2) 集金者とは、当会社との間に集金契約(*1)を締結した者をいいます。
(*3) 集金日とは、集金契約(*1)に定める払込期日をいいます。
(*4) 口座振替方式とは、保険契約者の指定する口座から、口座振替により保険料の払込みを行うことをいいます。
(*5) 団体とは、官公署または公社、公団、会社等の企業体などをいい、法人・個人の別を問いません。
(*6) この保険契約に係る集金契約(*1)には、当会社との間の団体扱・集団扱特約に係る他の集金契約(*1)を含みます。
(*7) 同一の保険契約者が複数の団体扱・集団扱特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。

第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

(1) 第6条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合または同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合は、保険契約者は、次に定める期日までに、未払込保険料(*1)の全額を集金者(*2)を経ることなく、一時に当会社に払い込まなければなりません。

この特約が効力を失った場合：
（口座振替以外） 集金不能日等(*3)の属する月の翌々月末
（口座振替） 集金不能日等(*3)の属する月の翌月末
この特約が解除された場合：
（口座振替以外） 解除日の属する月の翌々月末
（口座振替） 解除日の属する月の翌月末

〈団体扱・集団扱特約 第6条(1)〉

この特約の失効または解除の際には、未払込保険料を一時に直接当会社に払込んでいただく必要があります。第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）をご参照ください。

(2) (1)の場合に、集金者(*2)に集金された保険料が当会社へ払い込まれないときは、その保険料は(1)の未払込保険料(*1)に含まれます。

- (※1) 未払込保険料とは、保険料の払込方法が一時払の場合には未払込みの一時払保険料をいい、一時払以外の場合にはその保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。また、第4条(追加保険料の払込み等)に規定する追加保険料(※4)を含みます。
- (※2) 集金者とは、当会社との間に集金契約(※5)を締結した者をいいます。
- (※3) 集金不能日等とは、第6条(特約の失効または解除)(1)の表の右欄に規定する日をいいます。
- (※4) 追加保険料とは、覚書(※6)に定める追加保険料をいいます。
- (※5) 集金契約とは、保険料の集金に関する契約をいいます。
- (※6) 覚書とは、「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。

第8条（未払込保険料不払の場合の免責）

当会社は、第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）(1)に規定する期間内に未払込保険料(*1)の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日等(*2)またはこの特約の解除日のうちいずれか早い日(*3)から未払込保険料(*1)の全額を領収するまでの間に生じた事故による損害、損失または営業継続費用に対しては、保険金を支払いません。

- (※1) 未払込保険料とは、保険料の払込方法が一時払の場合には未払込みの一時払保険料をいい、一時払以外の場合にはその保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。また、第4条(追加保険料の払込み等)に規定する追加保険料(※4)を含みます。
- (※2) 集金不能日等とは、第6条（特約の失効または解除）(1)の表の右欄に規定する日をいいます。
- (※3) 当会社が保険期間の初日から保険料を変更する必要があると認めた場合は、保険期間の初日とします。
- (※4) 追加保険料とは、覚書(※5)に定める追加保険料をいいます。
- (※5) 覚書とは、「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。

第9条（解除－未払込保険料不払の場合）

- (1) 当会社は、第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）(1)に規定する期間内に未払込保険料(*1)の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合において、企業総合保険普通保険約款基本条項第5節第6条（保険料不払による保険契約の解除）の規定は適用しません。
- (2) (1)に規定する解除は集金不能日等(*2)またはこの特約の解除日のうちいずれか早い日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日等(*2)が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (3) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、企業総合保険普通保険約款基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(8)の表の④および⑤に該当するものとみなして同条(8)の規定を準用します。

- (※1) 未払込保険料とは、保険料の払込方法が一時払の場合には未払込みの一時払保険料をいい、一時払以外の場合にはその保険年度の年額保険料から、既に払い込まれたその保険年度の保険料の総額を差し引いた額をいいます。また、第4条(追加保険料の払込み等)に規定する追加保険料(※3)を含みます。
- (※2) 集金不能日等とは、第6条（特約の失効または解除）(1)の表の右欄に規定する日をいいます。
- (※3) 追加保険料とは、覚書(※4)に定める追加保険料をいいます。
- (※4) 覚書とは、「追加保険料集金に関する覚書」をいいます。

第10条（特約の失効または解除後の翌保険年度以後の保険料の払込方法）

- (1) この保険契約の保険期間が1年を超え、保険料の払込方法が一時払以外の場合に第6条（特約の失効または解除）(1)の規定によりこの特約が効力を失ったときまたは同条(2)の規定によりこの特約が解除されたときの翌保険年度以降の保険料の払込方法は、年払とし、この場合の払込期日は、各保険年度の保険期間の初日応当日とします。
- (2) 保険契約者は、当会社の承認を得て、(1)以外の払込方法および払込期日とすることができます。

④ 質権設定禁止に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この特約の有効期間の開始時において、この特約が付帯された企業総合保険普通保険約款に基づく保険契約の保険の対象に抵当権が設定されている場合(*1)に、当会社、保険契約者、**被保険者**および承認抵当権者との間で適用されます。

- (※1) 抵当権が設定されている場合には、将来における抵当権の設定について当事者間の書面による合意のある場合を含みます。

第2条（用語の定義）

この特約において、下表の用語は、それぞれ次の定義によります。

	用語	定義
①	保険契約	企業総合保険普通保険約款に基づく保険契約およびその更新契約
②	抵当権	抵当権および根抵当権
③	承認抵当権者	保険契約申込書またはその添付書類に記載されかつ当会社が承認した抵当権者
④	保険金請求権等	この特約が付帯された保険契約に関する保険金請求権
⑤	約款等	企業総合保険普通保険約款および付帯された特約

第3条（譲渡および質権設定等の禁止）

保険契約者もしくは**被保険者**は、保険金請求権等について、譲渡、質権設定その他第三者の権利を設定することはできません。ただし、すべての承認抵当権者および当会社の承認を得た場合には、この規定は適用しません。

第4条（保険契約の解除）

- (1) 保険契約者もしくは**被保険者**が第3条（譲渡および質権設定等の禁止）の規定に反する場合には、当会社は保険契約者に対する書面による通知をもって、この特約が付帯された保険契約を解除することができます。
- (2) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除したときは、企業総合保険普通保険約款基本条項第6節第1条（保険料の返還、追加または変更）(8)の規定により計算した保険料を返還します。
- (3) (2)の保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。すなわち、当会社が保険契約を解除する時までに、保険金を支払うべき事故が発生していた場合には、約款等の規定により保険金を支払わないときを除き、約款等の規定にしたがって保険金を支払います。
- (4) (1)の規定により、当会社が保険契約を解除する場合には、第5条（保険契約者による保険契約解除権の制限）および第10条（保険契約者によるこの特約の解除）の規定は適用しません。

第5条（保険契約者による保険契約解除権の制限）

保険契約者が、この特約が付帯された約款等の保険契約の解除に関する規定に基づき、この特約が付帯された保険契約またはこれに付帯された他の特約を解除しようとする場合は、この特約に従い、すべての承認抵当権者の書面による同意を得た後でなければ解除できません。

第6条（承認抵当権者の追加または削除）

- (1) 保険契約者は、この特約の有効期間の途中において、当会社に対する**書面等**による通知をもって、承認抵当権者を追加または削除することができます。
- (2) (1)の規定により、保険契約者が承認抵当権者を追加する場合は、その承認抵当権者について、その承認抵当権者が追加された時から第1条（この特約の適用条件）を適用するものとします。
- (3) (1)の規定により、保険契約者が承認抵当権者を削除する場合は、下表に規定する場合に限るものとします。

①	承認抵当権者の削除について、その承認抵当権者の書面による同意を得た場合
②	削除するすべての承認抵当権者について、第1条（この特約の適用条件）に規定する抵当権の消滅を保険契約者または 被保険者 が証明した場合

第7条（承認抵当権者に対する保険証券の提示または返還の特則）

承認抵当権者から当会社に対し抵当権の物上代位権の行使に基づく保険金支払請求がなされた場合には、当会社は、約款等の規定にかかわらず、承認抵当権者に対して保険証券の提示または返還がなくても、保険金を支払うことができます。

第8条（承認抵当権者への通知）

- (1) 当会社は、この特約が付帯された保険契約について、保険契約者から保険料の支払がなく約款等の規定により、契約が解除となる場合には、その解除をすることを予定した時において、この特約が適用される承認抵当権者に対し、契約を解除することを通知することができます。
- (2) 当会社は、この特約が付帯された保険契約が満期を迎え、かつ更新契約が締結されない場合には、その契約満期時において、この特約が適用される承認抵当権者に対し、更新契約が締結されていないことを通知することができます。
- (3) 当会社は、この特約が付帯された保険契約について保険事故が発生した場合には、その保険事故発生時において、この特約が適用される承認抵当権者に対し、保険事故の発生を通知することができます。
- (4) 当会社が承認抵当権者に対する(1)、(2)または(3)の通知を実施する場合において、通知が遅れたときであっても、故意または重大な過失がない限り、当会社は承認抵当権者に対して何らの責任を負担しないものとします。

第9条（情報開示の同意）

保険契約者および**被保険者**は、第8条（承認抵当権者への通知）に基づく通知連絡により、その情報が承認抵当権者に対して開示されることをあらかじめ同意するものとします。

第10条（保険契約者によるこの特約の解除）

保険契約者は、下表のいずれかに該当する場合に限り、当会社に対する**書面等**による通知をもって、この特約を解除することができます。

①	この特約の解除について、すべての承認抵当権者の書面による同意を得た場合
②	すべての承認抵当権者について、第1条（この特約の適用条件）に規定する抵当権の消滅を保険契約者または 被保険者 が証明した場合

第11条（承認抵当権者によるこの特約に基づく権利の放棄および譲渡）

- (1) 承認抵当権者は、当会社に対する**書面等**による通知をもって、この特約に基づく権利を放棄することができます。

(2) 第1条（この特約の適用条件）に規定する抵当権を承認抵当権者以外の第三者に移転し、これを承認抵当権者が証明した場合に、当社が承認するときは、承認抵当権者は抵当権を移転した第三者にこの特約に基づく権利を譲渡することができます。

第12条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、約款等の規定を準用します。

㊤追加上乗せ方式特約

第1条（保険金額の設定）

保険の対象について、**他の保険契約等**がある場合は、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第3条（保険の対象の保険金額）(1)の規定にかかわらず、保険金額を保険の対象の評価額から他の保険契約等の保険金額を差し引いた額により定めるものとします（*1）。この場合において、保険契約締結の後に、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第3条(1)の規定により**保険の対象の価額**を再評価し保険金額を変更するときも、「追加上乗せ方式」によるものとします。

（*1）この方法により保険金額を設定することを「追加上乗せ方式」といいます。

第2条（支払保険金の計算）

(1) 第1条（保険金額の設定）に規定する「追加上乗せ方式」で保険金額を定めた場合において、**損害発生**の時に保険金額が評価額（*1）から**他の保険契約等**の保険金額を差し引いた額に満たないときまたは他の保険契約等より保険金が支払われないときには、企業総合保険普通保険約款財産補償条項第7条（支払保険金の計算）の規定にかかわらず、当社の支払う損害保険金の額は、損害が生じた保険の対象の保険金額を限度として、次の算式により算出した額とします。

① 保険金額が保険の対象の**保険価額**の80%に相当する額以上のとき。

$$\boxed{\text{企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条（損害額の決定）(1)または(2)に規定する損害額}} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

② 保険金額が保険の対象の保険価額の80%に相当する額より低いとき。

$$\boxed{\text{企業総合保険普通保険約款財産補償条項第8条(1)または(2)に規定する損害額}} \times \frac{\boxed{\text{保険金額}}}{\boxed{\text{保険価額}} \times 80\%} - \boxed{\text{保険証券記載の免責金額}} = \boxed{\text{損害保険金の額}}$$

(2) 第1条（保険金額の設定）に規定する「追加上乗せ方式」で保険金額を定めた場合は、損害保険金の支払に際しては、企業総合保険普通保険約款基本条項第4節第5条（他の保険契約等がある場合の取扱い）(1)②の規定を適用します。この場合において、他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていないときであっても、他の保険契約等から支払われるべき保険金または共済金の額が支払われたものとみなして、同条(1)②の規定を適用します。

（*1）企業総合保険普通保険約款財産補償条項第3条（保険の対象の保険金額）(1)の規定により保険の対象の価額を再評価した場合は、その再評価額をいいます。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

㊤代位求償権不行使特約（財産条項用）

第1条（代位求償を行わない場合）

企業総合保険普通保険約款基本条項第7節第2条（代位）の規定に基づき、保険の対象に**損害**が生じたことにより**被保険者**が債務者に対して有する権利を、当社が取得した場合は、当社は、これを行使しないものとします。ただし、当社が保険金を支払うべき損害が債務者（*1）の故意または重大な過失によって生じた場合は、その権利を行使することができます。

（*1）債務者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

㊤代位求償権不行使特約（休業条項用）

第1条（代位求償を行わない場合）

企業総合保険普通保険約款基本条項第7節第2条（代位）の規定に基づき、損失または**営業継続費用**が生じたことにより**被保険者**が債務者に対して有する権利を、当社が取得した場合は、当社は、これを行使しないものとします。ただし、当社が保険金を支払うべき損失または営業継続費用が債務者（*1）の故意または重大な過失によって生じた場合は、その権利を行使することができます。

(※1) 債務者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

第2条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、企業総合保険普通保険約款およびこれに付帯された特約の規定を準用します。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

耳や言葉の不自由なお客様専用

事故受付票 自動車保険以外用

ファックスをお送りいただく際はコピーをおとりいただいたうえ、
コピー紙をお送りください。
(本紙を直接送付いただくと紙づまりの原因となる場合があります。)

※自動車保険の場合には別の事故受付票をご使用ください

耳や言葉の不自由なお客様へ

事故が起こったときには、事故の状況、損害額の大小を問わずご契約の代理店または下記までご連絡ください。

下記にご記入いただき、
ファックスにてご連絡ください。

専用
FAX番号

0120-119-569
(24時間365日受付)



※FAX番号のお間違いには十分ご注意ください。上記FAXは事故受付センター(東京海上日動安心110番)で受け付けております。

弊社営業時間中(平日9時～17時)の受付分に関しましては当日中にご連絡致します。

営業時間外の受付分は翌営業日のご連絡となりますので、
お急ぎの場合には、右記「至急のご連絡欄」にチェックをお願い致します
(事故受付センターから窓口の方にご連絡をさせていただきます)。

至急の
ご連絡

☐希望(日 午前 午後 時頃)

「★」欄には必ずご記入をお願い致します。

ご契約の内容	★証券番号	—		
	★ご契約者のお名前	(カナ)	★ご契約者のご連絡先	(TEL) (FAX)
	ご契約者のご住所	都道府県	市区郡	

ご連絡の窓口	★窓口の方のお名前	(カナ)	ご契約者との関係	☐ ご契約者 ☐ ご家族 ☐ その他()
	★窓口の方のご連絡先	(TEL)		(FAX)

事故の内容	★事故日	20 年 月 日	午前 午後 時 分 頃
	事故場所	都道府県	付近
	★事故状況		

その他	おケガをされた方のお名前や被害に遭われた物等について、わかる範囲でご記入ください。
-----	---

<個人情報の利用目的> お客様の個人情報につきましては、保険引受の判断、保険事故への対応(関係先への照会等の事実関係の調査や関係する損害保険について損害保険会社間や弊社グループ内での確認を含みます)、保険金のお支払および各種商品・サービスの提供・案内を行うために利用させていただきます。



TOKIO MARINE
NICHIDO

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)



0120-720-110

受付時間:

24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶



お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター



0120-691-300

受付時間: 平日・土日祝 午前**9**時~午後**6**時

(年末・年始を除く)

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp



マングローブ植林等の様子をご覧ください。

www.tokiomarine-nichido.co.jp/world/greengift/about/